

平成26年～令和4年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	1	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の22第1項	介護予防支援に係る民間法人の参入	居宅要支援者に対し介護予防サービス計画を作成する介護予防支援については、その指定を受けることができる事業者が地域包括支援センターに限られている。近年の要支援者の急増に伴い、地域包括支援センターの業務量を圧迫しているため、他のサービスと同様に広く民間法人の参入が可能となる措置を求める。	現行制度においても、指定介護予防支援事業者はその業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。しかし、①委託に関する事務負担が追加されること、②介護報酬の範囲内で委託料を支払うため収入が低いことから、委託者及び受託者双方に負担が存在する。この結果、指定介護予防支援事業者から見れば、受託先の指定居宅介護支援事業者が見つからない状況が起こっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	2	01_土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条	過疎地域持続的発展方針の廃止等	都道府県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針(以下「過疎方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「過疎計画」という。)を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされており、過疎方針の内容と重複するものとなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。あわせて、一元化後は、過疎計画を策定時の大臣同意及び過疎地域持続的発展市町村計画が過疎計画に基づくことをいずれも不要とすることを求める。	【現行制度について】 過疎法において、過疎計画を定める際は「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされている。 【支障事例】 過疎計画を定める前段階で過疎方針を定めており、過疎計画に記載する基本的方針と過疎方針とで大幅な重複が発生する。 【支障の解決策】 過疎計画に過疎方針を包含し、統合するよう見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	3	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年第59号)第27条の17	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通利便増進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通計画(令和2.11法改正前の地域公共交通網形成計画(計画期間5年。以下マスタープランという。))の実施計画である本計画(マスタープランの計画期間内が期限。以下実施計画という。)を策定し、国の認定を受けた場合は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件緩和等の特例措置を受けることができる。 国認定を受けた実施計画に記載された運行計画(例:バス路線の系統、便数、経由地等)は、計画期間中は維持することが原則となるが、運行計画を変更する際は、地域公共交通活性化協議会(以下活性化協議会という。)の承認を経て、国に変更申請し、承認を得る必要がある。しかし、実際の運行状況や情勢変化に応じて、柔軟かつ機敏に、試行錯誤を繰り返し地元にとって使いやすい路線にしていくためには、軽微な変更(例:大幅な路線再編を除く便数や経由地等の変更)は届出制にするなど簡素化が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	4	09_土木・建築	都道府県	鳥取県、兵庫県、全国知事会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第9条	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。	建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少なく、国においても基本計画が定められる中、都道府県も計画を策定することに疑問を抱いており、都道府県計画の策定の必要性は少ないと感じている。 また、都道府県計画の策定後は、厚生労働省、国土交通省、都道府県、建設業者団体等による推進体制を整備し、各地方レベルで実効性ある施策を遂行することが求められており、当県もこれら関係者による協議会を設置している。 一方、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る会議体として、当県労働局が「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」(構成員は上記協議会とほぼ同じ。)を既に設置しており、国の基本計画の下、この既存体制の中で施策の推進を図る方が、効率的かつ効果的であると考えられる。同旨は当県労働局に提案を行ったが、結果的に国と協議した取組を進めることはできなかった(各都道府県においても同様の会議体が設けられていると考えられる。) 今後も、上記の都道府県労働局の会議体と重複した取組として、都道府県計画の進捗管理や見直し、協議会運営などの取組を行うこととなれば、都道府県、関係機関、業界全体において一定の人的負担が生じると予想される。 ※当県では、都道府県計画の策定を踏まえ、上記協議会の開催、建設工事の安全衛生に関する情報提供・普及啓発、県民や一人親方への啓発等の取組を行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	5	11_その他	都道府県	鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	総合保養地域整備法第6条	総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等	総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。	平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	6	08_消防・防災・安全	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、全国知事会、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地震防災対策特別措置法(平成7年第111号)第2条	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替を可能とすること	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能とする。	国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画と目的、趣旨が類似しており、重複性が高く、地方が予定する事業について、計画間の仕分け、住み分けなどを余計に調整する必要が生じている。個別事業についても国土強靱化地域計画に記載を行うようになったことから、地震防災対策特別措置法第四条に規定する「地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等」を含め、本計画は国土強靱化地域計画で代替可能としても支障が無いと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

※空白セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分について未対応です。

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (39)介護保険法(平9法123) (i)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務については、引き続き実態の把握に努めつつ、社会保障審議会での議論も踏まえ、指定介護予防支援事業者の指定(115条の22第1項)の対象の在り方や当該センターの業務負担を軽減する方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省】 (27)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令3法19) 過疎地域持続的発展方針(7条1項。以下この事項において「方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(9条1項。以下この事項において「計画」という。)については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。</p>					
<p>5【国土交通省】 (29)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) 地域公共交通利便増進実施計画(27条の16第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出制とすることや認定を不要とすることなどの手続の簡素化に必要な方策を検討し、令和5年度中に必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省(53)】【国土交通省(32)】 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平28法111) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画(9条1項)については、以下のとおりとする。 ・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということを変更して明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。 ・都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画(8条1項)の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】 総合保養地域整備法(昭62法71) 総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【内閣府】 (6)地震防災対策特別措置法(平7法111) 地震防災緊急事業五箇年計画(2条1項。以下この事項において「計画」という。)については、以下の措置を講ずる。 ・国土強靱化地域計画(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要があるが生じた場合に限り、従来調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	7	03_医療・福祉	施行時特別市	富士市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第13条の2	児童扶養手当制度における老齢年金と児童扶養手当の併給の見直し	児童扶養手当法において、公的年金等の受給者はその年金月額が児童扶養手当月額を下回る場合に、差額分を受給できる制度になっている。しかしながら、老齢年金(老齢基礎年金及び老齢厚生年金)の受給者については、生活に困窮している世帯も多く、養育する児童の健全育成が図れていない現状があるため、以下の①または②のような制度の見直しを求める。 ①老齢年金を児童扶養手当と調整する公的年金等の範囲から除外する。 ②老齢年金の額を児童扶養手当の支給制限に用いる所得として判定し、低所得者に手当を支給する。	児童を養育している祖父母等が老齢年金を受給している場合、児童扶養手当額との差額しか支給されない。そもそも公的年金は60歳までの間に保険料を負担し、本人等が退職後の生活を維持するために受給できるものである。老齢年金に子の加算はなく、様々な事情により子を養育することになった際、支給される手当は存在しない。子を養育している老齢年金受給者は、生活に困窮している世帯も多く、児童の健全育成が図れていない現状がある。 【支障事例】 ①児童扶養手当受給中の父が拘禁されたことにより、同居の祖父が監護することとなった。祖父は老齢年金が月7万円あり、児童扶養手当額を超えてしまうため支給なしとなった。 ②児童扶養手当受給中の母が養育放棄により祖母が監護することとなった。祖母は老齢年金が月5万円あり、児童扶養手当額を超えてしまうため支給なしとなった。	—
R4	8	06_環境・衛生	都道府県	島根県	消費者庁、環境省	B 地方に対する規制緩和	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項、水質汚濁防止法第16条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項	策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等	法令で策定が求められている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。	【現行制度】 環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 →温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針 ・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律 →地域計画 ・水質汚濁防止法第16条第1項 →測定計画 ・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項 →都道府県食品ロス削減推進計画 【支障事例】 審議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。 【支障の解決策】 課題や施策の共有を主眼として、環境関係の計画等の一本化を図ることで支障が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	9	03_医療・福祉	中核市	豊橋市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法施行規則第3条の5、平成29年4月28日付け雇児福発0428第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童扶養手当の現況届等について」	児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすること	児童扶養手当の現況届について、現行制度において特段の事情がある場合や全部支給停止者を除き原則対面による手続が必要であるところ、全部支給者や一部支給停止者のうち、家庭に対し支援情報の提供を行い、生活向上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合、かつ、受給資格の審査や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できる場合には、対面によらない方法(郵送等)も可能とすること。	児童扶養手当の現況届については、法令上の定めはないものの、厚生労働省通知等により、「特段の事情がある場合及び一定の全部支給停止者を除き、対面による手続きのより一層の徹底」が依頼されており、原則対面での実施が求められている。しかしながら、受給資格者の中には平日に仕事を休めない方が多く、特にお盆期間中に来庁が集中し、ピーク時は待ち時間を含め手続に1時間以上を要するなど、受給者の大きな負担となっている。加えて、手続の中で受給資格の確認にあたりプライバシーに関する聞き取りをすることがあるが、待合人数が多く窓口との間に十分なスペースを確保することが難しいため、プライバシーの保護に配慮した窓口運営に苦慮している。 また、ひとり親の方の中には就労環境が不安定な場合が多く、当該手続のために平日に無理に休みを取得されている場合もあり、児童扶養手当の支給の目的であるひとり親家庭の自立支援に反する状況であると考えている。 現況届提出に当たる対面での手続を受給者に対する支援強化の場として活用されている場合もあると承知しているため、全てを対面によらない手続(郵送等)にすべきということではないが、受給資格の確認が書面で行えない方や相談機関との連携が必要な方等を除き、家庭に対し支援情報の提供を行い生活向上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合であって、かつ、受給資格の審査や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できる場合には、対面によらない方法(郵送等)であっても受給者の支援に支障はないと考えている。 具体的には、当市においては、LINEによる支援情報の提供及び自立支援員へのメールによる初回相談の受付など、現況届提出時に限らずひとり親の方が相談したいと思うタイミングで相談ができるよう支援を行っている。 なお、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止が特段の事情とされ、実際に児童扶養手当の現況届について郵送での提出を可能とする対応を行ったが、手続や支援の実施に大きな支障はなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	10	11_その他	中核市	金沢市、姫路市、広島市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政実例(昭和47年6月19日自治行46)の解釈(当該行政実例そのものではなく、これの一般的な解釈が、「不納欠損処分をするには権利の放棄として議決を要する」という解釈となっている。しかし、この行政実例には「最高裁判決の趣旨により処理されたい」としか記述がなく、「議決が必要」との記述はない。「議決が必要」は出版社の見解であり、国の見解は示されていないため、この行政実例の解釈を明らかにする必要がある。)	時効期間を経過した私法上の債権等を「債権のみなし消滅」により不納欠損処分をするための規定の整備等	時効期間を経過した私法上の債権等を「債権のみなし消滅」により不納欠損処分をするための規定の整備等を求める 【第1希望】地方自治法施行令等に「債権のみなし消滅」による不納欠損処分(歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第27条及び債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)第30条の規定に相当する制度とします)をするための規定の整備 【第2希望】「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を地方公共団体の「規則」で定めても差し支えない旨の技術的助言の実施	【現状】 時効期間を経過した私法上の債権は、時効の援用がなければ消滅しない。この場合、法96条の権利放棄の議決か、債権管理条例等に基づく債権放棄により不納欠損処分をすべきとされる。なお、債権放棄は議決だけでは効果は生じず、長意思表示を要する(最判H24.4.20)。このほか、令171条の5の徴収停止を行った債権の不納欠損処分の方法が規定されていない。 【支障事例】 ①債権放棄の意思表示には事務コスト(通常の送達費用のほか、債務者死亡時の相続人調査、債務者所在不明時の裁判所での公示送達等)が生じる支障 ②債権放棄の意思表示により住民の納付意識が低下するおそれがある支障 ③徴収停止後の不納欠損処分の方法が判然としない支障 【国の債権管理】 徴収停止後の処理も含め、債務者に通知せず、債権のみなし消滅による不納欠損処分を行う。財政法8条において、債務の免除は「法律に基づくことを要する」とされる一方、省令で債権のみなし消滅による不納欠損処分を規定する。債権のみなし消滅は債権放棄とは異なるとの前提による。 【問題の所在】 行政実例の解説書等により、不納欠損処分には債権放棄しか方法がないかのような認識が広まっている。しかし、当該行政実例には「議決が必要」との記述はない。(詳細は根拠法令等欄に記載) 【提案目的】 地方公共団体も債権のみなし消滅による不納欠損処分ができることを明らかにする。(地方の柔軟な対応のための条文や解釈の明文化・明確化を求める) なお、提案団体では、「国はみなし消滅が可能で、地方公共団体はみなし消滅ができない」という根拠を見出すことはできなかった。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【消費者庁(3)】【文部科学省(10)】【環境省(6)】 水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平26法85)及び食品ロスの削減の推進に関する法律(令元法19)</p> <p>測定計画(水質汚濁防止法16条1項)、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律11条1項)、地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条1項)及び食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (34)児童扶養手当法(昭36法238)</p> <p>(ii)児童扶養手当の受給者による現況の届出(施行規則4条)については、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討し、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について(その2)」(令2厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)における現況届の取扱いを考慮しつつ、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和6年における現況の届出の提出期間開始までに必要な措置を講ずる。</p>					
—					

年	年別 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	11	03_医療・福祉	中核市	越谷市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	雇用保険法第61条の7、雇用保険法施行規則第101条の25第1号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条第3項第2号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第6条第1項	育児休業の期間延長手続きにおける要件の緩和(必要書類の省略)	当該提案事項については、「平成30年度地方分権改革に関する提案募集No.210」により提案がなされ、閣議決定を経て、同年度中に厚生労働省による措置が行われた経過がある。 しかしながら、その後の事務においても、当時の提案における支障事項が解消していない状況と考えられること、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、保護者の考えに変化も見られることから、改めて以下の点について改善を求める。 育児休業は、育児・介護休業法に基づき、原則として子が1歳になるまでであり、保育所などに入所できない場合に限り、子が1歳6か月になるまで(再延長で2歳まで)期間を延長することが可能となっている。その手続きにあつては、保護者は保育所に申し込みをした上で、保育所の利用ができない旨を証明する自治体が発行する通知(保育施設等保留通知)の提出が現行制度においては必須とされているが、希望すれば誰でも育児休業の期間延長が可能となるよう制度の改善を求める。 具体的には、育児休業の期間延長が認められる理由の検証資料として「保育所に申し込みをしたが、入所できなかった」ことを証明する地方自治体が発行する入所保留通知の提出を必要とする制度について、その書類提出を省略する。	平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡において、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」で示された、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」と選択した者に対し、利用調整に当たっての調整指数を減点する。」との措置を本市でも行っているが、それでも現状における入所調整事務には以下の点について不都合が生じていると史料する。 1 当該減点を希望する保護者は、「育児休業の延長を希望する」者が大半であるが、育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合等に限られた例外的措置であることを理解しておらず、延長のために入所保留通知書の取得を求めている。 また、調整指数を減点しても結果的に保育所等に入所となるケースがあり、そもそも保護者が保育所等の入所を希望していないことから、その際の窓口対応に苦慮している。 ⇒育児休業の期間延長を希望する保護者からしてみれば、現行制度が形骸化したものとなっているだけでなく、例外的な措置として期間の延長が認められているにも関わらず、労働者が子どもを産み育てるにあつての「権利」として認識されていると史料する。そのため、現状の制度では、育児休業の期間延長に係る裁量は持たない地方自治体が、保護者に求められる結果とそれに係る書類の発行を確実に発行する保証のない中、その可否に大きく影響する書類の発出に関する結果責任を負っている状況となっている。これは、育児休業給付金の支給に関連する書類でもあり、望むと通りの結果となることが「当たり前」と認識している保護者に対し、その意図に反する結果を出さざるを得ない場合もあるため、必要以上の負担が地方自治体の窓口にかかっていると史料する。 2 育児休業の期間延長を希望する保護者については、保育所への入所意思がなくとも申請を行わなければならないことから、その児童数についても「子育て安心プラン」においては申込児童数に計上することとされているため、待機児童を解消するための保育需要を見込む上で正確な情報把握が行えず、保育所整備を行うための前提となるデータにおいて実態と乖離する要因となっている。 3 入所保留通知書を必要とする保護者は、保育所へ入所する意思がないにも関わらず、「入所保留児童数」の中にカウントされるが、上記2と同様の考え方により、育児休業の期間延長を希望する保護者がいる限り「入所保留児童数」はそれに連動して計上されることとなり、その低減または解消に向けた対策を必要とする「入所保留児童」の数を正確に把握することが困難となっている。 4 「育児休業等の延長制度の在り方については、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる」としているが、保育所に預けるにあたり、新型コロナウイルス感染症への不安を感じていたり、乳児期の子育てを自らが自宅でやりたいと考える保護者にとっては、それがかなえられず育児休業の期間を延長したいと希望する保護者の気持ちを尊重できていない現状であるほか、子をもうけようと考える意欲を阻害するばかりか、ひいては少子化の流れを加速させかねない。	—
R4	12	03_医療・福祉	一般市	須坂市、長野県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更を求める。	国制度による幼児教育・保育の無償化により、未就学児童数は減っているが、本市が想定する以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。 (参考)本市における保育所等の入所児童数 1,277人(平成30年)⇒1,411人(令和3年度末) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む	—
R4	13	05_教育・文化	一般市	北上市	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1～4条、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	特別支援教育奨励費によるオンライン学習通信費についての補助対象の見直し	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱第3条補助金交付の対象及び補助金の額のうち、別記2特別支援教育就学奨励費補助金(8)オンライン学習通信費について、地方公共団体が賃貸借契約して貸与しているLTE通信が可能な学習用端末の賃貸借料や、それに掛かる通信費を地方公共団体が負担している場合は、現物支給により保護者を援助しているとみなし、特別支援教育奨励費の支給によって援助している場合と同様に、補助対象に含めるよう見直しを求める。	【現行制度について】 当該要綱第2条第2項において、特別支援教育就学奨励費補助金は保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とされているものの、あくまで、保護者の金銭的負担が生じた場合にのみ補助の対象にすると規定されているため、地方公共団体が現物支給により援助している場合には補助の対象になっていない。 【支障事例】 本市では、オンライン学習に用いるLTE通信が可能な学習用端末は市が業者と賃貸借契約しており、その賃貸借料は市が全額負担している。また、それに掛かる通信費も市が同業者と定期契約を結び、同様に全額負担している。そのため、オンライン学習通信費及び通信機器の賃貸借料については、保護者の金銭的負担が発生していないため、補助金の対象外となり市の財政負担が大きい。 【制度改正の必要性】 市がLTE通信が可能な学習用端末の賃貸借料と通信費を負担しているため、保護者の金銭的負担が発生していないことから現行制度上、補助が受けられない。保護者の経済的負担を軽減するための就学のために必要な援助という目的は同じであるにも関わらず、特別支援教育奨励費給付による援助と現物支給による援助の取り扱いに差があり、制度の公平性に欠けるため、制度の見直しを求めるものである。 【支障の解決策】 そこで、オンライン学習通信費及び通信機器に係る費用を、市が経費負担している場合も補助対象とするよう見直すことで、支障が解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka_vosan.html
R4	14	01_土地利用(農地除く)	一般市	高山市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項	過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の議決手続の見直し	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)に基づく過疎地域持続的発展市町村計画について、同法第8条第1項で定められている市町村議会の議決手続について見直しをいただきたい。 また当該義務付け・枠付けを見直し、市町村議会への協議の方法については、当該市町村の実情に委ねられたい。	【現状】 国の地方分権改革による義務付け・枠付けの見直しにより、総合計画における基本構想の策定義務の廃止や国土利用計画法に基づく市町村計画に係る市町村議会の議決要件の廃止、最近では土地改良法に基づく応急工事計画に係る市町村議会の議決要件の廃止などが進められたところである。このような地方分権の取組が進められる一方で、令和3年度から新たに施行された新過疎法においては、市町村議会の議決が、市町村計画策定の要件とされている。 【基本的な考え方】 行政計画(法定計画)の策定にあたっては、策定プロセスも含め、策定主体である市町村の意思と責任において決定していくことが望ましいと考える。その意味において、法律により一律に議会の議決を義務付けるのではなく、策定主体である市町村が当該地域の実情に応じて自由に選択できることが理想であり、ひいてはそれが市町村の自主性・主体性の向上に寄与し、もって地方分権の推進に資するものとする。 【具体的な支障事例】 市町村議会の議決を法定上必須としていない行政計画(法定計画)が大多数である中、市町村議会の議決を要するもの(とそうでないもの)の違いが必ずしも明確でないことが課題であると捉えている。また、同一施策を複数の行政計画(法定計画)に位置付けるとした場合、議決を要するもの(とそうでないもの)の間で、当該施策の位置付けに齟齬が生じるとともに、策定スケジュールにもずれが生じるなど、結果として迅速かつ効率的な計画策定が行えない恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-					
-					
-					
-					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	15	11_その他	中核市	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること	有効期間満了などによるマイナンバーカード更新の際には、暗証番号や顔認証機能を活用することで窓口での本人確認を不要とし、原則として郵送によるカード受取ができるようにしていただきたい。 また、その際のカードの郵送は、カードの発行を行っているJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に担っていただきたい。	当市ではマイナンバーカードの交付率が4割を超えており、累計交付枚数の約7割が、令和2年度から令和3年度の2年間に交付されたものであるが、その交付の際には窓口が滞留した。その10年後である令和12年度から令和13年度にはこれらのカードが有効期間満了を迎えるため、現行制度のままでは、更新された新たなカードを受け取るための来庁者により、再び交付窓口の滞留が見込まれる。 また、カード所持者が増加したことにより、住所変更や氏名変更や、複数回の転居などにより券面の追記欄に余白がなくなったことによるカードの再交付が数多く発生しており、地方公共団体の窓口業務の負担が増している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	16	09_土木・建築	一般市	今治市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第5条第3項	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいけばよいこととする。	特定行政庁として建築行政を行っていくには、建築主事(建築基準適合判定資格者)を継続的に確保していく必要があるが、当市においては当該資格を有する職員は4名のみであり、建築主事となり得る若手人材の確保が急務である。 現行の建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、建築基準法第5条第3項により「一級建築士試験に合格した者で・・・二年以上の実務の経験を有するもの」と定められており、この2年以上の実務を有するものという規定が、職員の技術力向上に対するモチベーション維持を図る上や、職員配置を考える上で支障となっている。 例えば、当市としてはより多くの建築職に実務を2年経験させたいと思っているが、建築営繕業務など建築職を必要とする他部署がある中、実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、建築職として採用された職員全員を当該部署に配属できるわけではなく、先に配属された職員がある程度の実務経験をj得るまで、一級建築士を取得した意欲ある職員の当該部署への配属が先延ばしとなることとなり、その場合、資格登録も遅れ、モチベーションの低下につながる。また、資格登録が先延ばしとなることで、建築主事の継続的な確保が困難となり、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員の配置転換も円滑に行うことができない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	17	04_雇用・労働	都道府県	石川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	労働委員会規則第16条の2(昭和24年中央労働委員会規則第1号)、労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について(令和3年2月1日付け厚生労働省発中0201第1号中央労働委員会会長通知)、労働委員会規則の一部を改正する規則(ウェブ活用関係)に係るQ&A(改訂版)について(令和3年2月15日付け中央労働委員会事務局総務課事務連絡)	労働委員会における会議について会長が相当と認める場合にはウェブ会議による出席を可能とすること	ウェブ会議を開催できる要件を柔軟に考え、例えば、緊急事態宣言等の場合に限らず、「会長が相当と認める場合」には、ウェブ会議による出席を認めるといった内容で法令等の見直ししてほしい。	例えば、委員が会議当日に県外へ出張しているなどの個人的な理由で会議に参集できない場合には、ウェブ会議による出席は認められず、委員の出席機会が失われる。また、委員は弁護士や労働組合役員、会社経営者など外部の有識者であり、委員の職務と本業を両立させることが難しくなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	18	03_医療・福祉	都道府県	石川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について(平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)	医療保護入院の届出の電磁的方法による提出	医療保護入院を行った場合、精神科病院は10日以内に所定の事項を保健所経由で県に届け出る義務があるが、届出様式上入院を必要と認めた医師の署名が必要とされていることから届出書及びその他必要書類について、病院から各保健所を経由して県に紙媒体で提出されている。 当該届出について、電磁的方法による提出を可としてほしい。	病院管理者から紙媒体で提出された医療保護入院の届出(年間届出件数:約2,800件)は、各保健所及び精神保健福祉センターにおいて紙媒体で管理しており、文書管理コストが大きい。 また、病院管理者から紙媒体で提出された医療保護入院の届出を各保健所及び精神保健福祉センターで集計・とりまとめ等しているが、紙媒体であり、届出件数も多いため、職員の事務負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	19	03_医療・福祉	その他	宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、豊川市、豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第85条、同施行令第16条の2～3、同施行規則第71条の9・10、介護保険法、同施行令、同施行規則 なお、高齢者の医療の確保に関する法律等には継続支給を可とする規定はないが、厚生労働省の事務連絡で高額療養費等の継続支給を可としている。	後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費申請の簡略化	高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費申請については、同法の高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とすること。	【現行制度について】 高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算し、基準額を超えた額を給付する制度であり、「計算期間の始期及び終期等を記載した申請書を提出しなければならない(同法施行規則第71条の9)と規定されている。なお、申請にあたっては、当広域連合において事前に医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給見込額を仮算定し、当広域連合から申請勧奨を行っている。 【支障事例】 毎年申請書を提出する必要があるが、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。また、手続きを失念すると、本来受けられる給付が受けられなくなる可能性がある(令和3年度申請勧奨数の約16%が未申請)。年々申請対象者が増加し、広域連合及び受付を担当する市区町村において、事務に膨大な労力を要している。申請勧奨件数は、制度開始時の平成20年度8,847件から、令和4年度19,825件と2倍以上に増加していることに加え、団塊の世代が後期高齢者になることにより、申請対象者の増加が見込まれる。 【支障の解決策】 高齢者の医療の確保に関する法律における高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p> <p>5【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (v)建築基準適合判定資格者検定(5条)の受検資格(同条3項)については、特定行政庁における建築確認関係事務の執行体制の確保や建築主事の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・建築行政等に関する2年以上の実務経験を、受検資格ではなく建築基準適合判定資格者の登録要件とする。 ・二級建築士等による受検を可能とするとともに、当該受検者を対象とする検定に合格した建築主事及び確認検査員については、小規模な建築物等に限って建築確認関係事務を行うことを可能とする方向で検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (18)労働組合法(昭24法174) 労働委員会の高度情報通信技術の利用による会議(労働委員会規則(昭24中央労働委員会規則1)16条の2)に係る開催要件については、「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」におけるIT活用に関する議論を踏まえて検討し、令和5年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【デジタル庁(4)】【厚生労働省(21)】 身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)、介護保険法(平9法123)、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平16法149)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和7年までに必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (36)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) (i)高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請(高齢者の医療の確保に関する法律85条並びに介護保険法51条の2及び61条の2)については、市区町村、後期高齢者医療広域連合及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村又は後期高齢者医療広域連合の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	20	06_環境・衛生	一般市	安城市	環境省	B 地方に対する規制緩和	騒音規制法施行規則第3条、振動規制法施行規則第3条	騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化	騒音規制法施行規則第3条及び振動規制法施行規則第3条において、届出書の提出については、「届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。」と規定されており、紙での提出が前提となっているが、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進のため、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能としていただきたい。	現在、紙での届出受付を行っている自治体が多くあるが、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能とすることで、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進を図ってきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	21	11_その他	町	蔵王町、宮城県、塩竈市、名取市、角田市、岩沼市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、須賀川市、下呂市、焼津市、徳島市、宇和島市、砥部町	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第49条の8、公職選挙法施行規則第9条及び第10号様式	期日前投票の宣誓書の廃止又は提出に係る手続の簡素化	期日前投票の際の選挙人の負担軽減及び投票所の混雑軽減のため、公職選挙法施行令(以下、「政令」という。)又は施行規則を以下の運用が可能となるよう改正していただきたい。 【案1】政令第49条の8を削り、宣誓書の提出を不要とする。又は、口頭による申立てによる投票を可能とする。 【案2】施行規則第9条に規定される別記第10号様式の宣誓書の事由の選択を廃止する、又は、日付と氏名の記入のみで宣誓が済むようにするなど宣誓書の提出に係る手続を簡素化する。	期日前投票制度が定着し、当町でも2割5分を超える有権者がこの制度を利用し投票をしている現状である。期日前投票所の運営については、選挙人がスムーズに投票できるよう改善を重ねながら行っているものの、宣誓書の記載があるために投票所の混雑が発生する事例があった。昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、混雑が可能な限り発生しないよう、宣誓書を入場券に同封したり、投票所内の動線を確保するなど感染症予防に努めているが、宣誓書が原因となりえる場合がある。具体的には、選挙人に高齢者が多く、大きな文字で記載例を作成したり、投票所に宣誓書記載のための補助者を配置するなど対策を講じているが、それでもなお宣誓書の記載方法の説明(選挙の当日に投票所に行けない事由を選択させる部分)に時間を要している。また、投票の際に、「宣誓書」が必要なこと自体に不満を述べる選挙人も少なくなく、その対応のため、投票所の混雑に拍車がかかる場合もある。また、「宣誓書」への不満から、投票所に来たにもかかわらず、投票しないまま帰る有権者もいる。「宣誓書」の記載は、それ自体が高齢者や障害者にとって大きな負担であり、また、それに起因する投票所での待ち時間や混雑も同様であることから、特に高齢化が進む市町村における投票率向上を妨げる一因になるおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	22	05_教育・文化	都道府県	福岡県、九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案1】宗教法人の欠格事由として(1) 役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの(2) 暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること 【改正案2】(1) 宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること(2) 宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容	【現状】法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。 【具体的な支障事例】(1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。(2) 暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添5)。(3) 暴力団員等が関与する宗教団体の法人設立認証等を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない(別添6)。 【類似法人の状況】なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	-
R4	23	03_医療・福祉	都道府県	福岡県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」(平成29年6月13日障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「令和3年度依存症治療指導者養成研修、相談対応及び地域生活支援指導者養成研修の開催について」(令和3年4月30日久医発事第0430001号、令和3年11月15日久医発事第1115001号、令和3年11月25日久医発事第1125002号依存症対策全国センターセンター長独立行政法人国病院機構久里浜医療センター院長通知)(参考)「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日障発0613第2号)、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日障発0613第4号)	依存症治療指導者養成研修等に係る周知及び取りまとめの見直し	「依存症治療指導者養成研修」、「依存症相談対応指導者養成研修」及び「地域生活支援指導者養成研修」について、都道府県等を介さず、依存症対策全国拠点機関が直接関係機関への周知及び参加希望者の取りまとめを行うこととする。その実現が難しい場合は、都道府県等から関係機関への周知を年度初めの1回で済むようにした上で、参加希望者の取りまとめのみ、都道府県等を介さず、依存症対策全国拠点機関が直接実施することを可能とするよう見直しを求める。	標記3研修については、厚生労働省の通知(平成29年6月13日付障発0613第1号)に基づき、依存症対策全国拠点機関である依存症対策全国センター及び独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターから、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)へ研修の開催案内が毎年度送付され、都道府県等により関係機関への周知、参加希望者の取りまとめが行われている。しかし、本開催案内は、随時更新したものが同一年度内に複数回(令和3年度は3回)送付され、その度に都道府県等は関係機関(当県の場合、約200か所)に送付しなければならず、また、関係機関からの問い合わせ(各研修の対象者に該当するか、研修内容について等)もあり、負担となっている。また、9つの研修(3依存症×3研修)があり、それぞれの参加希望者を都道府県等で取りまとめることとされていることや、各研修各回で申込み期限が異なるため、事務が煩雑であり、時間を要する。なお、当該研修は都道府県による依存症専門医療機関の選定基準の一つと関連するが、当県のように平成29年6月13日付障発0613第2号に基づく「依存症医療研修」等選定基準を満たす他の類似の研修を実施している地方公共団体にとっては、関係機関の研修参加状況を把握する必要性が無い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】 (4)騒音規制法(昭43法98)及び振動規制法(昭51法64) 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出については、以下のとおりとする。 ・届出書の提出(騒音規制法施行規則3条及び振動規制法施行規則3条)については、地方公共団体の判断により電子メール等を利用して提出することが可能であり、オンラインによる提出であれば正本の写しの添付は不要であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・届出のオンライン化については、地方公共団体が利用するLGWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省】 (10)公職選挙法(昭25法100) (ii)期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(施行令49条の8)については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るため、令和4年中に政令を改正し、当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とする。</p>		<p>期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(施行令49条の8)については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るため、当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とした。</p>	<p>【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する省令(令和4年12月23日付け総務省令第387号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
—					
<p>5【厚生労働省】 (60)依存症治療指導者養成研修等に関する事務 依存症治療指導者養成研修、依存症相談対応指導者養成研修及び地域生活支援指導者等養成研修については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、これらの研修を一括して、関係機関への開催案内の周知、参加希望者の取りまとめ及び参加者の選定を行うこととし、また、当該頻度を現行の年に複数回から年1回とする見直しを行い、その旨を都道府県及び指定都市に令和5年度の早期に周知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	24	02_農業・農地	都道府県	福岡県、九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	繰越額確定後の同一事項内の箇所間(地区間)流用について(令和3年9月6日付け九州農政局事務連絡)、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知)	農村地域防災減災事業における繰越予算の地区間流用の見直し	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る予算について、繰越予算の地区間流用を認めるよう見直しを求める。	【現行制度について】 農村地域防災減災事業における、ため池の劣化状況・地震耐性評価に係る予算は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、令和2年度より補正予算が割り当てられた。しかし、補正予算からの対応では年度内での工期(7カ月程度必要)が確保できず、翌年度へ予算の繰越を余儀なくされている状況だが、繰越した予算については地区(市町村単位)間流用が認められていない。 【支障事例】 繰越した予算は地区間流用ができないことから、入札残等になった部分は、当該市町村において執行をするよう、可能な限り事業の前倒しで対応をしている。しかし、地元調整が不調等により前倒しできる事業が無い場合は、執行ができず予算の有効な活用ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka_vosan.html
R4	25	02_農業・農地	都道府県	福岡県、九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱について(令和元年11月1日付け元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知)、土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について(令和2年4月1日付け農林水産省農村振興局整備部事務連絡)、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知)	農村地域防災減災事業における交付決定前着手が認められる対象範囲の拡大	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務等のソフト事業についても、ハード事業と同様に、交付決定前着手が可能となるよう制度の見直しを求める。	【現行制度について】 農村地域防災減災事業における事業の着手については、農林水産省通知(令和元年11月1日付元農振第1992号農林水産省農村振興局長)により、原則として国からの補助金交付決定通知を受けて行うこととされているが、「公益上真にやむを得ない理由」による場合は、事前に届け出ることにより、例外的に交付決定前着手が認められている。 しかし、交付決定前着手が認められる場合は、農林水産省事務連絡(令和2年4月1日付農林水産省農村振興局整備部)別紙において、「緊急的に堤体改修等を実施するもの」とハード事業に限定されており、調査等のソフト事業は現状認められていない。 【支障事例】 農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に伴うため池の漏水調査については、本来ため池の貯水状態が良い5月頃に実施することが望ましいが、現行の補助金交付決定後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを得ず、着手時期が遅れることで正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	26	11_その他	都道府県	福岡県、九州地方知事会	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	平成30年3月28日付け消教知第73号地方消費者行政強化交付金交付要綱、平成30年3月28日付け消教知第74号地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領	地方消費者行政強化交付金制度における強化事業に係る費目間流用に関する制限の緩和	地方消費者行政強化交付金の強化事業において、事業の目的及び内容の変更が無いものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限を緩和すること。	[現行制度について] ・地方消費者行政強化交付金の強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領(以下、「実施要領」と表記)第3(2)に基づき、消費者庁に対して、指定する日までに実施計画書を提出することとなっている(例年、事業実施の前年度1月下旬に依頼があり、2月中旬を締切とされている)。(強化事業実施計画書は、地方消費者行政強化交付金交付要綱別紙様式1の別紙2を用い、事業ごとに費目、積算内容、金額を記載)。 ・また、実施要領第4(1)②により、事業の内容及び経費の配分の変更(※以下の軽微な変更を除く。)をする場合は、その旨を記載した申請書を消費者庁に提出し、承認を受けなければならないこととされている。 ※軽微な変更(実施要領第4(5)) ①採択されたそれぞれの事業において、事業経費のいずれの費目においても増額するものがなく、総事業費の減額が20%以内であるもの。 ②採択されたそれぞれの事業において、事業経費の費目間の配分の変更にあつては、いずれの費目においてもその変更額が20%以内であるもの。 [制度見直しの必要性] ①計画書提出の締切りが事業実施の前年度であることから、必要額を正確に計上することが困難であること。 ②数万円の少額な事業も多数存在するため、現行基準を超える事業経費の費目間の流用が容易に起こり得ること。 [求める措置の内容] 事業の目的及び内容の変更が無いものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	27	07_産業振興	都道府県	長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	大規模小売店舗立地法第6条第1項	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。 法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」	【現行制度について】 店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。 【支障事例】 店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。 【支障の解決策】 大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【農林水産省】 (16)土地改良事業関係補助金 土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業の補助金交付決定前着手の取扱いについては、以下に掲げる事項について明確化し、地方農政局及び地方公共団体に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務などのソフト事業を含む、「農村地域防災減災事業実施要綱」(平25農林水産事務次官)第3の2に規定する事業については、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。 ・ソフト事業のうち、特に、満水位のため池における堤体からの漏水量調査等は、調査期間が限定されるため、公益上真にやむを得ない事情があると認められ、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。 <p>[措置済み(令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知)]</p>	—	<p>土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業に係る補助金交付決定前着手の取扱いについて、ため池の漏水量調査等のソフト事業であっても、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前着手が可能であることを改めて周知した。</p>	<p>【農林水産省】土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについての周知について(地方分権改革に関する提案)(令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	農林水産省農村振興局整備部防災課
<p>5【消費者庁】 (4)地方消費者行政強化交付金 (ii)地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」(平30消費者庁消費者教育・地方協力課)を改正し、当該交付金の強化事業における軽微な変更に係る費目間流用の上限を緩和する旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【経済産業省】 (6)大規模小売店舗立地法(平10法91) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	28	11_その他	都道府県	長崎県、九州地方知事会	デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条	マイナンバー制度に係る情報連携における情報提供ネットワークシステムについて同一地方公共団体内の情報照会を可能とするよう見直すこと	マイナンバー制度に係る情報連携において、中間サーバーに登録した情報連携の対象となる情報の取扱に関し、同一地方公共団体内においても情報照会を可能とすること。	現在の情報提供ネットワークシステムの仕様では、情報連携が認められている事務であっても、同一地方公共団体内(同じ中間サーバーに登録している所属間)では情報提供ネットワークを介した情報照会ができないため、従来同様、ペーパーベースでの情報確認が生じている。例えば、当県A課が情報提供者である情報を、情報連携が認められている事務であっても当県B課は情報提供ネットワークシステムを介して情報照会することができない(知事部局と教育部局間等、庁内他機関間での照会を除く)。情報連携に関し、国は統合宛名システムを活用した庁内連携体制の構築を推奨しているが、国が示した中間サーバー仕様書の内容では、庁内情報連携に係る機能の付加を必須としているわけではない。地方公共団体は国が示した共通仕様書を基に統合宛名システムの導入を進めており、当県においては副本を「保有しない」設定となっているため、庁内連携は一時情報提供によるもののみ実施可能な状態となっている。統合宛名システムの設定を今後変更し、副本を「保有する」設定に変更したとしても、その時点以降から新規に登録される副本データからのみ内部副本(中間サーバーにある副本の副本)で管理することとなるため、照会応答結果が不十分となる可能性がある。また、内部副本は、副本および正本との整合性を確保するための管理が難しい。この課題を解決するためには、国が整備している情報提供ネットワークシステムを通じて、同一地方公共団体内でも情報照会が可能となるよう、仕様変更が不可欠であると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	29	03_医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、費用の額の算定に関する基準等(平成27.3.31内閣府告示第49号)など	小規模保育施設の職員配置基準の緩和	小規模保育施設(A型)においては、従事者全員が保育士資格を有する必要がある。その上で保育所の配置基準に加えて1名の保育士が必要となっているが、この者に対する職員の配置基準を、子育て支援員や家庭的保育者などの一定の研修を受講した人員でも可能とするなど、保育士の有資格者の必要数を緩和するなど、柔軟な対応ができるようにすること。	地方においては、今後も更なる過疎化、少子化の進展に伴い、保育士確保が困難となったり、利用定員数に対して定員割れがおきることが懸念され、今以上に安定的な運営が困難となるおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	30	03_医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、費用の額の算定に関する基準等(H27.3.31内閣府告示第49号)など	小規模保育施設における給付費制度の改正	小規模保育施設(A型)においては、安定的収入を確保するため、給付費を「定員定額制」等とするなどの小規模保育施設が安定的な運営を継続できるような制度改正を行うこと。	現在、保育所では定員数に応じて保育士等の職員を雇用しており、毎月一定の固定的ランニングコストが生じている。一方で、現状の給付の仕組みでは、利用児童数に応じて給付金額が決まる制度設計となっているため、定員割れが生じている保育所では非常に運営が厳しいものとなっている。地方においては、今後も更なる過疎化、少子化の進展に伴い、保育士確保が困難となったり、利用定員数に対して定員割れがおきることが懸念され、今以上に安定的な運営が困難となるおそれがある。読売新聞の調査では、利用希望の偏在等で定員を満たさない保育施設が約4割に上るなど、全国的にも現行制度では施設の安定的な運営に対する支障が生じている。 【現行の保育所等運営費】 「定員数に応じた単価」×「利用児童数」 ⇒定員に対して、実際の利用児童数が少なければ保育所の収入が少なくなり、安定的な施設運営が困難となる。	—
R4	31	01_土地利用(農地除く)	一般市	藤枝市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第42条第1項、第43条第1項、都市計画法施行令第36条、開発許可制度運用指針I-7-1、I-15	市街化調整区域内における農家住宅、分家住宅の用途変更の許可要件の緩和	市街化調整区域内に立地する農家住宅、分家住宅について、移住希望者の住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更の許可を可能とすることを求める。また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば将来的に倒壊のおそれがある建物である場合についても、やむを得ない事情として用途変更の許可の検討を可能とすることを求める。	【現行制度について】 市街化調整区域内に立地する農家住宅や分家住宅を売却し、一般住宅や事業所等として活用するためには、都市計画法に基づく都道府県知事の用途変更の許可が必要となる。都市計画法、都市計画法施行令、開発許可制度運用指針において、用途変更の許可に関する規定、留意事項が定められており、用途変更の許可を判断する際は、これらの法令、指針に基づいて判断することとなる。しかし、移住希望者のための住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更を認めてよいか、また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば倒壊のおそれがある建物である場合には用途変更の許可を検討してよいか、明確な規定が存在しない。そのため、市街化調整区域内における農家住宅や分家住宅の用途変更の許可の判断が困難な状況である。 【生じている支障】 当市の市街化調整区域内の農家住宅や分家住宅について、空き家となっている事例が多数存在し、地域課題となっている。一方、当市の市街化調整区域内への移住希望や、事業所(サテライトオフィス等)設立希望が複数寄せられていることから、当該区域内において空き家となっている農家住宅や分家住宅を移住希望者や事業所設立希望者へ売却することで、空家問題等の地域課題を解決したいと考えているが、法令や指針に用途変更を認める規定が存在しないため、用途変更の許可の判断がつかず、売却が進まない状況である。また、市街化調整区域内の農家住宅において、建物所有者が近隣へ転居し、当該農家住宅が空き家となったため売却を検討した事例において、売却のために必要となる用途変更については、用途変更を行うやむを得ない事情が必要なことや、建物所有者が近隣に転居した場合は用途変更の許可をすることができる規定がないため、用途変更の許可の判断がつかず、売却が進まない状況である。売却が進まないことで、当該建物は空き家となり、建物の痛みも年々激しくなっており、そのまま放置すれば倒壊の危険がある状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	32	06_環境・衛生	中核市	前橋市、群馬県、太田市、沼田市、安中市、中之条町、嬭恋村、片品村、玉村町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気事業法第2条第1項第5号、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20210706資第1号)、地方自治法第244条の2第3項	電気事業法第2条第1項第5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和	地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項第5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。	自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。当市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めるとの回答であった。指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
—					
—					
<p>5【国土交通省】 (21)都市計画法(昭43法100) 開発許可を受けた開発区域内における建築物の用途変更の許可(42条1項)及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更の許可(43条1項)については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、「開発許可制度運用指針」(平26国土交通省都市局)に基づき用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の事例を、開発許可権者に令和4年度中に周知する。</p>					
<p>5【経済産業省】 (4)電気事業法(昭39法170) 地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設との自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係(2条1項5号ロ)を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	33	11_その他	町	大磯町、平塚市、二宮町、中井町、大井町、山北町、開成町、佐世保市	法務省	B 地方に対する規制緩和	平成25年3月28日付法務省民一第317号通知、平成27年1月30日付閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」	戸籍事務のうち届書の受領行為について、市町村職員が常駐せずとも民間事業者が業務委託することが可能であることの取扱いを全国統一のものとする	戸籍法に基づく戸籍事務のうち届書の受領行為を民間事業者が業務委託することについて、平成25年3月28日付法務省通知では不測の事態等に際しての対応のために市町村職員が業務実施官署内に常駐することを要件としている。平成27年1月30日付閣議決定では、不測の事態における体制等が確保されていると法務局が判断する場合に限り、同一施設内に市町村職員が常駐しない形態での業務委託も可能であるとされているが、法務局の判断基準が明確でないことから、全国統一の取扱いとするよう、市町村の実態に即した見直しを求める。	【現行制度について】平成25年3月28日付法務省民一第317号通知において、戸籍事務のうちの届書の受領行為については、市町村職員が業務実施官署内に常駐し不測の事態等に際しての臨機適切な対応を行うことができる体制であれば民間事業者が業務委託することができるとされている。当町の閉庁時間(夜間)の戸籍届書の受領については、町職員が庁舎に常駐することなく、庁舎管理業務に含めて民間事業者が業務委託し、翌開庁日に戸籍事務所管課の職員が預かった届書を確認し、事務を進めている。民間事業者が戸籍届書を受領する際に不測の事態が生じた場合は、戸籍事務所管課職員と連携を図り、戸籍事務所管課職員自らが臨機適切な対応がとれる体制を確保している。 【支障事例】令和3年度の戸籍事務等の現地指導において、平成25年3月28日付法務省通知に基づいて、現在の民間事業者への業務委託では、市町村職員が業務実施官署内に常駐しているという要件に該当しないことから改善の指摘を受けている。しかしながら、当町と同様の運用で所管の法務局の了承を得ている他県市町村の事案があることを確認したことを踏まえ、戸籍事務において全国統一の取扱いでないことは法定受託事務を処理する上で支障がある。 【制度改正の必要性】当町の閉庁時間(夜間)における戸籍届書の受領件数は、年間を通じ数件(令和3年度は6件)と少ない実態において、市町村が直接雇用している職員を常駐させることは現状よりも多くの予算を確保する必要があり、費用対効果が低いと考える。また、業務実施官署内に市町村職員が常駐していないことで、住民に不利益を生じさせるケースが想定できないと考える。 【支障の解決策】市町村の実態に即して、戸籍事務のうち届書の受領行為については、不測の事態等に際して市町村職員が臨機適切な対応ができる体制を確保されている状態であれば、市町村職員が業務実施官署内に常駐せずとも民間事業者が業務委託することが可能であることの取扱いを全国統一のものとして見直すことで解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	34	11_その他	一般市	館林市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、明和町、大泉町、邑楽町	個人情報保護委員会、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法第二十四条の二、空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)	水道使用情報の、水道事業者から他の行政機関への提供	水道事業者が、水道の使用に関する情報を他の行政機関に提供可能にすることを求める。	「空き家の発生を抑制する特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円控除)」においては、家屋所在地の市区町村が「被相続人居住用家屋等確認書」(以下、確認書)を交付することが必要となるが、その際、市区町村が特例を受けようとする家屋が居住等の用に供されていないことを確認するため、電気・ガス又は水道の使用中止日が分かる書類等が必要とされている。申請者は確認書の交付を受けるため、戸籍謄本等を入手の上、電気・ガス・水道会社等に使用中止日に関する書類を請求する必要がある、申請者の負担となっている。そのため、本人の同意を得た上で、水道事業者から水道の使用に関する情報を行政機関に提供することを可能にすることにより、市区町村側で空き家における水道の使用中止日を把握し、当該家屋が居住等の用に供されていないことを確認することができ、特例措置の活用にあたっての申請者の負担の軽減や、制度を案内する市区町村の負担軽減にもつながる。なお、確認書の交付には、電気・ガス・水道のいずれかが使用されていないこと1つの証明があればよいとされており、本市においては水道事業を企業団として運用しており、行政機関同士で連携が図れることから、水道事業者に限定をして提案をしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	35	05_教育・文化	指定都市	相模原市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)	「健全育成のための体験活動事業」に係る補助要件の引下げ	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の「健全育成のための体験活動推進事業」について、1泊2日の体験活動についても補助対象とする。	体験活動の推進は子どもの健全育成及び人格形成のために必要不可欠であるが、自然などと触れ合う様々な体験活動の機会が乏しくなっており、さらには新型コロナウイルスの感染拡大がこうした状況に拍車をかけている。このような中、学校では2泊3日から1泊2日の活動にシフトし始めているが、1泊2日へシフトすると、現在の補助対象である2泊3日以上から外れてしまい、補助制度が利用できない。たとえ1泊2日の体験活動であっても、家族以外の者と集団生活をする中で児童生徒同士の絆が深まるなど、十分な効果があると考えられる。 【参考】学校における形態別利用状況 令和1年度 2泊3日以上:17校、1泊2日:86校、日帰り:0校 令和2年度 2泊3日以上:0校、1泊2日:56校、日帰り:33校 令和3年度 2泊3日以上:3校、1泊2日:72校、日帰り22校	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka_yosan.html
R4	36	09_土木・建築	指定都市	相模原市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第11条の2第2項、第12条の2、第12条の3、下水道法施行令第9条の2、第9条の4、第9条の5、水質汚濁防止法第2条第2項、水質汚濁防止法施行令第1条(別表第1)	下水排除制限等の適用除外となる特定施設の追加	水質汚濁防止法上の旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設(以下「旅館業3施設」という。))は、設置等届出や下水排水制限等の対象から除外されている。この下水排除制限等の適用除外となる特定施設の範囲を見直し、「17豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」、「67洗濯業の用に供する洗浄施設」(終末処理場で処理困難な物質を取扱う施設は除く。),「71自動車車両洗浄施設」(以下「提案3施設」)についても下水排除制限等の適用除外とすること、または各自自治体において提案3施設を適用除外とすることを条例で定められるようにすることを求める。	例示した提案3施設は、対象事業場が多く届出件数も多い一方で、ほとんどの場合が小規模なサービス業等に属する事業場に設置している。そのため、排水量が少なく、業種、使用する原材料や薬剤から考えて、その排水の具体的な汚濁項目は終末処理場で処理可能で、汚濁の程度も一定水準以下の「生物化学的酸素要求量(BOD)」、「浮遊物質(SS)」及び「ノルマルヘキサン抽出物質」であり、旅館業3施設と同様に終末処理場で処理困難な物質(下水道施行令第9条の4第1項各号の物質)は含まれていないことから、そのまま流しても下水道施設に影響を与えることはない。一方で、実際に行っている市町村の事務においては、施設設置届出に伴う提出書類の数が膨大であり、届出に不慣れな小規模事業者に対して市町村の指導が必要な場合が多く、事業者側にも市町村側にも相当の事務負担が生じている。このような課題は、他市町村でも生じていることを指定都市ブロック下水道管理担当者会議や県の担当者会議等で確認しており、本事例は本市だけでなく共通の課題である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (iv)戸籍事務の外部委託については、その一部を民間事業者に委託する場合に、同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態での業務委託を可能とした事例を収集し、周知することが相当と考えられる事案について、法務局及び地方法務局並びに市区町村に令和4年度中に周知する。</p>					
<p>5【個人情報保護委員会(3)】【厚生労働省(43)】 個人情報の保護に関する法律(平15法57) 水道事業者(水道法(昭32法177)3条5項)が保有する水道の使用情報については、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを明確化し、水道事業者及び都道府県に令和4年度中に通知する。</p>					
—					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	37	11_その他	一般市	北広島市	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第353条、個人情報の保護に関する法律第27条	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等から地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことの明確化	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化すること。	【支障事例】市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、施工業者から納税義務者へ図面等が数種類しか渡っていないことも少なくないため、施工業者に対しても、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているものの、地方税法と個人情報保護法の規定との兼ね合いが不明確であることから、施工業者が当市へ提出してよいものなのか、判断に時間を要することが多々あり、施工業者及び当市ともに苦慮している。 【制度改正の必要性】納税義務者、施工業者及び当市との調整に多大な時間を要するほか、個人情報の取り扱いに関する同意書等の作成等に手間が生じているところであり、当市においては、家屋に係る固定資産評価年間400件程度のうち、十分な図面が揃っていないため施工業者に図面の提出を求めた事例が50件程度ある。納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化を図る必要があるところであり、支障事例の解消を早急 to 実施すべきと考える。また、図面の提供方法については、本件支障が生じていることも影響して、ほぼ全件において、紙媒体の複写をもって実施されているところであることから、本件支障の解消を実施することによって、PDFデータの提供等の電子的な手段等を用いること、いわゆるデジタル化を促進することも必要であると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	38	11_その他	一般市	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第73条の14、地方税法第73条の20の2、地方税法第73条の24、地方税法第382条、地方税法施行規則第15条の5の3	登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	地方税法施行規則第15条の5の3に、地方税法第382条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であつて、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。	【制度改正の経緯】令和元年地方分権改革に関する提案募集における「不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする」との提案を受けて、令和4年度税制改正にて、令和5年4月1日から、登記所から都道府県への登記済通知書の直接送付が行われることとなった。 【支障事例】今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務に関する市町村及び都道府県の事務負担の大きさは変わらない。当市所在都道府県内では、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知しており、市町村の事務に多大な負担が生じている。また、都道府県によっては、都道府県が自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施しなければならない場合もあり、事務に多大な負担が生じている。 【制度改正の必要性】自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施している県の中には、この事務に年間延べ700日、2,200人以上の労力を要しているところ、提案が実現した際には、この労力を削減することができると思込まれる県がある。また、当市をはじめとした、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知することとしている市町村についても、提案が実現した際には、この労力を削減することができる。さらに、新築又は中古の住宅及び住宅用の土地に係る特例措置(地方税法第73条の14第1項、同法同条第3項及び同法第73条の24第1項から第3項)の適用については、令和4年度税制改正にて、都道府県が当該特例措置の要件に該当すると認める場合には、納税義務者からの申告がなくても当該特例措置を適用することができるようになったことから、提案が実現した際には、課税前に都道府県が当該特例措置の要件に該当するか否かを確認することができるようになるため、納税義務者の手続き負担の軽減が図られるとともに、申告受理事務や税額更正及び還付事務を削減することができる。以上から、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点及び納税義務者の手続き負担の軽減を図るという観点から、本件支障の解消を早急 to 実施すべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	39	11_その他	一般市	北広島市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11、不動産登記規則第247条	市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること	地方税法第20条の11に規定する調査権を根拠として、市町村が法定相続情報一覧図を用いて相続人を探索する措置を可能とすること。	【制度改正の経緯】土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者であるが、当該所有者が賦課期日前に死亡している場合には、「現に所有している者」が納税義務者となる(地方税法第343条第2項後段)。課税庁においては、「現に所有している者」(通常は相続人)を特定するための調査に多くの時間を要しており、迅速かつ適正な課税に不都合が生じていることから、当該所有者が死亡している場合における土地又は家屋を所有している者(現所有者)に対し、その氏名、住所等を申告させることについて、令和2年度の税制改正において、制度上位置づけられた。 【支障事例】しかしながら、この申告については、「現に所有している者」として認定するために必要な情報を、当該固定資産を所有している者から直接得ることで、効率的に調査を行い、その認定を迅速に行うことができるようにするためのものであり、当該申告のみをもって納税義務者を認定するものではなく、当該申告内容が適正であるかを戸籍簿等で確認するなどにより、適切に判断すべきものである旨、総務省自治税務局固定資産税課から事務連絡が出ていることや、相続人等において、被相続人が固定資産を所有していることを把握していないことなどから、相続人等から申告がなされない事例が少なからず生じているのが実情であることから、市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定するための調査に多くの時間を要し、迅速かつ適正な課税に不都合が生じている従前からの状況に大幅な改善が図られていない。 【制度改正の必要性】市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定しているところ、法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることが可能になれば、戸籍簿の請求事務や戸籍簿の内容確認事務を削減することができるなど、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点から、本件支障の解消を早急 to 実施すべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】 地方税法(昭25法226)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57) 事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査 権(同法353条1項)に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義 務者等の家屋の図面などの個人データ(個人情報の保護に関する法律16条3項)の提供を求 めた場合の当該情報の提供については、個人情報の保護に関する法律27条1項1号に定め る「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知す る。</p>					
<p>5【総務省(12)(iii)】【法務省(3)】 地方税法(昭25法226) 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知(73条の22)については、地方公共 団体の事務負担を軽減するため、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務 等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書(通知項目として固定資産評価額、 建築年月日等を規定)により、電子データで出力することを可能とする。また、令和8年度に予 定されている地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、当該シ ステムを活用して電子的に通知することを可能とする。</p>					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	40	08_消防・防災・安全	一般市	北広島市、船橋市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第90条の2	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用が可能であることの明確化	罹災証明書を交付する場合に住家被害認定調査を実施する目的であれば、固定資産課税台帳等の情報を利用することが可能であることを通知の発出や手引き等で明確化すること。	固定資産課税台帳等の情報については、私人の秘密を守る観点から、地方税法上の守秘義務の対象となり、原則として情報提供できないものとされている。法的措置の必要性、納税者保護などを勘案のうえ、別途、個別法において一定の要件を定めることにより、固定資産課税台帳等の情報が活用可能となる場合があるとされているが、罹災証明書の交付に係る根拠法である災害対策基本法には特段の規定はないことから、各市町村の個人情報保護審査会等で個別具体的に審査等をする必要があるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施に支障が生じている。また、現在公的な各種被災者生活再建支援制度の適用については、住家被害認定調査の結果を踏まえて発行される罹災証明書の被害認定区分に応じて行われることから、調査が迅速適正に行われない場合には、被災者生活再建支援全体に影響が生じるため固定資産課税台帳等の情報の活用を行うことが可能であることを明確化していただきたい。なお、共同提案市のほか、現在、全国で250団体以上の地方公共団体において、民間の住家被害認定調査の支援システム(以下、「システム」という)を導入しており、当該システムは、固定資産課税台帳等の情報を取り込むことで、更に迅速適正な調査等の実施が可能となる機能を有しているものの、固定資産課税台帳等の情報の利用について明確化されていないことから、十分に機能を活用することが出来ないと考えられる団体が多く存在していることがシステム利用団体への照会により判明した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	41	08_消防・防災・安全	一般市	北広島市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第90条の2	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において写真等の資料のみで被害認定を行うことを可能とする対象の拡大及び明確化等	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査については、被災者等から提出された写真等の資料を確認する方法による調査で被害が確認できれば、必ずしも臨場を要することなく、準半壊に至らない(一部損壊)以外の被害の程度についても被害認定することを可能とし、明確化すること等。	災害対策基本法第90条の2において「(略)住家の被害(略)の被害の状況を調査し」とされていることや、被害が軽微なものの取り扱いとして、明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する物件については、現地調査そのものを行わないことも考えられることが示されていることから、「明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する物件」以外の物件については、全棟、現地に臨場して住家被害認定調査を実施するものとしている。被害認定後でない各種被災者生活再建支援制度の適用ができないものの、多数の住家を短時間で現地調査することは、現状、極めて困難であることから、被害認定に時間を要し、結果として復興が停滞するなどの支障が生じる。現在、公的な各種被災者生活再建支援制度の適用については、住家被害認定調査の結果を踏まえて発行される罹災証明書の被害認定区分に応じて行われることから、調査が迅速適正に行われない場合には、被災者生活再建支援全体に影響が生じる。なお、被災者自らが撮影した写真の提供や火災保険会社やマンション等管理会社等と被災住家の写真を共有するなどして、市町村が現地に臨場せずとも被害認定を行うことは技術的には可能であるほか、市町村への写真の提供を電子的な手段を用いて行うことで被害認定に関する事務の大幅な効率向上に寄与することが考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	42	09_土木・建築	一般市	山口市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号、第30条の15第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条	土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。	市が所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、当市においては調査期間に約4ヶ月、事業完了まで約2年と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている。また、国の機関や他の市町村等からの所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、公用請求の対応に伴う事務負担が生じており、更に、事業者からの裁定申請等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府(3)】【総務省(15)】 災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が固定資産課税台帳等の情報を内部利用することを可能とする。</p>					
<p>5【内閣府】 (3)災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。 ・「準半壊に至らない(一部損壊)」以外でも、住家の被害の程度の判定を的確に実施することが可能であれば、写真判定が可能であることを明確化し、写真判定の参考となる情報を示しつつ、地方公共団体に令和5年度の早期に通知する。</p>					
<p>5【総務省(16)(ii)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 住民基本台帳法(昭42法81) 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けられるものとする。 ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局の長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	43	06_環境・衛生	市区長会	中核市市長会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気事業法第2条第1項第5号ロ、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20210706資第1号)、地方自治法第244条の2第3項	電気事業法第2条第1項第5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和	地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項第5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。	自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。前橋市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めるとは困難との回答であった。指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	44	11_その他	市区長会	中核市市長会、平塚市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送車両法第58条第1項、第97条の3第1項	二輪の小型自動車に係る運輸支局への検査情報及び二輪の軽自動車に係る運輸支局への届出情報について市区町村へ電子データでの提供を可能とすること	250ccを超える二輪の小型自動車及び125ccを超え250cc以下の二輪の軽自動車(以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。)については、運輸支局で検査・届出を行うこととなっている。当該検査、届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供をしている軽自動車検査情報市区町村提供システムに類するシステムを構築することにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税(種別割)(以下、「軽自動車税」という。)課税事務の円滑化を図る。	軽自動車税における課税客体となる軽自動車等の登録・廃車等の申告は、125cc以下の原動機付自転車等については市区町村の窓口、3輪・4輪の軽自動車等は軽自動車検査協会、125ccを超える二輪の軽自動車等については運輸支局と三か所に分かれている。このうち、軽自動車検査協会が行う3輪・4輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、市区町村は、軽自動車検査情報市区町村提供システムにて、電子データで提供を受けることができる。これにより、車両の登録状況がほぼリアルタイムで把握でき、また、CSVデータを利用し基幹システムへ取り込むこともできるため、軽自動車税課税事務の円滑化に大きく寄与している。しかし、運輸支局が行う125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、提供を受けることができないため、125ccを超える二輪の軽自動車等に係る軽自動車税課税事務は、税申告書(紙媒体)のみに基づいて行われている。そのため、納税義務者による記入誤りや文字が不鮮明であることも多く、申告内容に疑義がある都度、運輸支局へ郵送等による照会をする必要があり、事務に多くの時間を要している。また、情報提供媒体が紙媒体であるため、基幹システムへの入力が手入力によることとなり、軽自動車税の賦課期日である4月1日頃に事務が集中することが多くの市区町村で毎年恒常化しており、誤りを誘発する要因となっている。さらには、納税者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えを市区町村に郵送することで税を止める手続を行う必要がある場合、納税者が手続を失念すると、廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	45	08_消防・防災・安全	市区長会	中核市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改訂)」における考え方やおよび記載についての見直し	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え方や記載について見直しを求める。取組指針P13、66、78で示された計画作成の優先度の高い人から5年で個別避難計画の作成に取り組むという目標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に改める。既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する指針とする。	【現行制度について】 現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されているが、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込んだ計画作成は非常に困難である。現在作成ができていない地域でも属人的や地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保されておらず、取り組みによって得られる成果に対して自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況になっている。 【支障事例】 現行の取組指針で示されたスキームは福祉専門職の人手不足や地域人材の高齢化、担い手不足、隣人関係の希薄化が顕著となっている都市部における現社会環境の実情と著しく乖離しており数千人規模の計画作成を進めていく上では馴染まない。また、5年という限られた期間の中で作成率など、数字に拘る事で市町によっては過度に対象者を絞り込むことや持続性を度外視した計画作成を強要されることで、地域との信頼関係の構築や既存の取り組みを進めていくことが阻害されている。 【制度改正の必要性】 当県は、全国に先駆けて取り組みを試みたが、要支援者1人に費やす時間や労力が膨大の割に年間の作成数も一桁台をこなすのがやっとの事で、県下市町の大半で当県モデルによる作成は断念しているのが実態である。たとえ優先度により対象者を絞り込んだとしても、特に身体リスクの高い方は名簿上毎年入れ替わっているのが実態で、時間のかかるスキームでは、いつまでも作成が進まない事となる。また作成可能人数に絞る事は(本来ハイリスクにもかかわらず)多くの後回しになるミドルリスクを生む危険性がある。先駆的に取り組んだ当県モデルの現状を省みることなく、同様のスキームをベースとした取組指針のもと全国展開していくことは、全国の市町村で同様の事態を招く恐れがあり、指針改正が必要であると判断した。 【支障の解決策】 5年後の達成目標のポイントを持続可能なスキーム作成に見直す事や既存の仕組みや市町村の実情に応じた取り組みも推進することで、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力ができ、支援に欠かす事ができない地域の共助意識の醸成を確実に進める事ができる。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【経済産業省】 (4)電気事業法(昭39法170) 地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係(2条1項5号ロ)を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>					
<p>5【総務省(12)(iv)】【国土交通省(7)】 地方税法(昭25法226) 二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続については、令和7年中にオンライン化する。</p>					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	46	11_その他	その他	関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和4年地方分権改革に関する提案募集要項(内閣府地方分権改革推進室)、地方分権改革推進本部の設置について(平成25年3月8日閣議決定)、地方分権改革有識者会議の開催について(平成25年4月5日内閣府特命担当大臣(地方分権改革)決定)、地方分権改革に関する提案募集の実施方針(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)	地方分権改革に関する提案募集制度の見直し	<p>【「大括り」の権限移譲及び国側の支障事例の立証等】</p> <p>提案募集方式について、分権型社会を実現するといった観点から、限定的な事務・権限の見直し等に留まることがなく、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」な分権改革を進める方策を検討すること。</p> <p>なお、検討に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること。</p> <p>全国一律の事務・権限の移譲にこだわらず、提案団体を国を含め、希望する地方公共団体への選択的な移譲を積極的に進めること。</p> <p>【支障事例の取り扱い】</p> <p>地方分権の理念に沿った大きな議論を行うことができるよう、限定的な事務・権限の見直しの議論だけでなく、具体的な支障事例がなくとも課題を抽出して提案できるようにすること。特に、広域行政課題に適切かつ効果的に対応し、国からの事務・権限の移譲の受入体制を整備するという広域連合制度の趣旨に鑑み、国から関西広域連合への権限移譲を求める提案に関しては、具体的な支障事例が無くとも関係府省へ検討要請を行うとともに、地方分権改革有識者会議において議論すること。</p> <p>【広域連合への権限移譲の検討】</p> <p>「地方分権改革の総括と展望」(地方分権改革有識者会議 平成26年6月24日)において「国から都道府県に移譲する場合には、必要に応じ、広域連合など広域連携の仕組みを活用すべき」とされていることから、国から都道府県への事務・権限移譲の提案を検討するにあたり、当該権限が2以上の都道府県に跨がる場合は、広域連合への権限移譲を行うことについても併せて検討すること。</p> <p>【地方分権改革有識者会議の機能強化】</p> <p>地方分権改革推進委員会と同様に、地方分権改革有識者会議を地方分権改革推進本部から独立した機関として、国と地方の関係を再構築する観点から、内閣総理大臣に対し提案への対応方針に係る勧告を行える権能を付与すること。そして、国が地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を立証できない限り、勧告を行うこと。</p> <p>また、当該審査に当たっては、広域連合長を含む地方側の代表者から意見を聴く仕組みを設けること。</p> <p>【その他、提案募集方式にかかる手続の見直し】</p>	<p>【現行制度について】</p> <p>提案募集方式は、地方分権改革を着実に推進していくために導入された制度であるが、近年、その多くは既存法制下における単なる事務の効率化・合理化に留まっている。少子高齢化やデジタル化の進展など急速に時代が変化していくなかで、現在の国と地方の役割分担を改めて見つめ直し、住民ファーストの目線で具体的な支障事例の有無に関わらず提案でき、国と地方それぞれが担うべき役割とそれに見合った権限を論じることのできる制度に見直すことが必要。</p> <p>【現行の提案募集制度の課題】</p> <p>地方自治法では、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担する」と規定されているが、現行の提案募集方式では、具体的な支障事例を添えて提案することになっているため、対象が限定的になっていること</p> <p>地方側のみ、支障事例の立証を求めていること</p> <p>限定的な事務・権限の見直しの議論に終始しており、国が本来する事務なのか、地方に委ねた方がよい事務なのか、地方分権の理念に沿った大きな議論を行えないこと</p> <p>制度改革が見込まれるが具体的な支障事例がない場合は、対象とならず、積極的な議論の場がないこと</p> <p>具体的な支障事例がないと、関係府省への検討要請や地方分権改革有識者会議において議論が行われないこと</p> <p>提案団体や地方側の代表者と主務大臣等の議論の場がないこと(地方分権改革有識者会議の議論の場が限定的)。また、審査に当たっては、広域連合長を含む地方の代表者から意見を述べる仕組みがないこと。</p> <p>現在の提案募集方式では、「移譲可」「移譲不可」の回答しかなく、例えば「実証的に移譲する」などの回答が得られず、柔軟性に欠けること</p> <p>現在の状況を踏まえると、調査対象外であれば、関係府省との調整が行えないこと</p> <p>関係府省の第2次回答において「提案内容と異なる措置」や「対応不可」とされた事案について、現在も提案団体から意見を提出することは可能であるが、関係府省に回答義務はないこと</p> <p>例えば、関係府省から、提案内容について、現行規定で対応可能であると主張された場合、法制度上の抜本的な解決策を引き出せないこと。</p> <p>年々、新たな提案を掘り起こすことが難しいこと。</p>	—
R4	47	03_医療・福祉	一般市	塩竈市、宮城県、石巻市、大河原町、柴田町、山元町、大和町、加美町、美里町、南三陸町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第23条及び第24条、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第59条、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)第2、月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども当に係る公定価格の算定方法、自治体向けFAQ【第19.1版】令和3年10月1日No.419	同一施設を継続利用する児童が市町村を跨ぐ住所異動をした場合における公定価格(施設型給付費)の日割り計算の簡素化	施設型給付費を受ける保護者が、月の途中で他の市町村に転居したものの、その児童が同一施設を継続利用する場合等における施設型給付費の日割り計算について、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)第2の取扱とすることなく、「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格×利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。)+その月の日数(土日祝含む。)」とする。なお、本提案の措置が実現した場合でも、現在自治体向けFAQ(令和3年10月1日)No.419に記載の月割りの取扱については、引き続き可能とすることを求める。	<p>児童が保育所等を利用中に他市町村へ転出し、同一施設を継続して利用する場合には、施設型給付費の算定のため、転出元・転出先市町村それぞれにおいて、公定価格の日割り計算を行うことになる。</p> <p>日割り計算の基礎となる日数については、幼稚園等教育標準時間認定施設は「20日」、保育所等保育認定施設は「25日」と定められているが、実際には月毎に施設の開所日数が変動し、必ずしも「20日」や「25日」とならないため、以下の支障が発生しており、市町村の負担が大きくなっている。</p> <p>①自治体間での日数調整事務が発生する。</p> <p>②調整が発生することから施設型給付費を計算するシステムでの画一的な計算ができない。</p> <p>【例1】</p> <p>幼稚園利用者が、同一施設を継続利用した状態で、令和4年2月18日にA市からB市に転出入した場合、令和4年2月の平日日数18日のうち、A市での平日在籍日数10日、B市での平日在籍日数8日となる。現行制度では、A市10/20、B市8/20となり、当該施設は通常通り平日を通して開所しており、児童がその全ての開所日数において施設を継続利用し続けているにも関わらず、公定価格が満額算定されないこととなるため、A市とB市の調整が必要となり、両市とも1日増やしてA市11/20、B市9/20とする運用を行っている。</p> <p>【例2】</p> <p>幼稚園利用者が、同一施設を継続利用した状態で、令和4年6月15日にA市からB市に転出入した場合、令和4年6月の平日日数22日のうち、A市での平日在籍日数11日、B市での平日在籍日数11日となる。現行制度では、A市11/20、B市11/20となり、公定価格の算定額の合計が上限額を超えるため、A市とB市の調整が必要となり、両市とも1日減らしてA市10/20、B市10/20とする運用を行っている。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-					
-					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	48	03_医療・福祉	一般市	岩見沢市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第15条第1項第2号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項、第76条、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)	生活保護法に基づく治療材料(眼鏡)の給付基準の明確化	生活保護法に基づく治療材料(眼鏡)の給付基準について、医療扶助実施方式にて定められている「日常生活に著しい支障がある場合」といった抽象的な基準を明確にするとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく補装具費の基準ではなく、生活保護受給者に真に必要なとされる眼鏡の機能に応じた独自の基準額を新設することを求める。	【現行制度について】 生活保護法に基づく治療材料のうち眼鏡の給付方針については、必要最小限度の機能を有するものであり、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の購入等を受けることができない場合で、治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ない事由が認められるときに限ることとされており、そこには「日常生活に著しい支障がある場合」も含まれると解されている。また、その費用については、前述のとおり、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の購入等を受けることができない場合に限られているにもかかわらず、障害者総合支援法で規定する補装具の支給基準額を限度に給付が認められている。 【支障事例】 給付方針の「日常生活に著しい支障がある場合」について、主治医の給付要否意見書により判断しているが、抽象的な基準のため、主治医が何をもちて日常生活に著しい支障があると判断しているのか、医師各々が同じ基準で判断しているのか、給付すべき必要の無い人にまで過剰に給付しているのではないかなど疑問を抱いており、また当市の福祉事務所においても給付の要否について正しく判断を行うことが難しい。また、障害者総合支援法で規定する補装具は、身体障害者等の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり使用される用具であり、身体障害者等の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的としたものであるため、当該障害の程度に該当しない生活保護受給者について、主治医より日常生活に著しい支障があるとの意見があった場合、現行の補装具費の支給基準額を限度として給付することが適正な給付であるかについて疑義が生じている。さらに、主治医が必要と認めた場合は補装具費の支給基準による額を限度として給付を決定することとなるが、取扱業者からは限度額での請求が多い状況であり、主治医が要すると認めた眼鏡の機能等について個別に判断することは難しく、必要最小限の機能を有する眼鏡には安価なものもある中で、障害者への支給を目的とした基準の限度額での請求が適正であるか否かの判断ができず、適正な治療材料の給付の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	49	11_その他	中核市	八王子市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条の3第1項	地方自治法第243条の3第1項に基づく「財政状況の公表」の廃止	地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表について、財政状況資料集や統一的な基準による財務書類に関する情報などにより、団体間比較が可能な形での地方公共団体の財政状況の「見える化」が進んでいる状況を踏まえ、廃止とするよう求める。	(背景) 地方公共団体の財政状況の「見える化」は、経済財政諮問会議で取りまとめる「新経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、財政状況資料集や統一的な基準に基づく財務書類に関する情報などの公表が推進され、住民の財政に係る情報の理解に寄与している。 地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表は、地方公共団体の運営が常に住民の関心と協力を必要とし、執行中の予算の状況を住民が承知できるようにすることが目的といえるが、現代においてインターネットなどにより各地方公共団体の財政情報へのアクセシビリティは、地方自治法の制定からインターネット普及以前の期間と比較すると大きく向上している。 (支障) 「見える化」に係る各公表資料は、総務省が定める統一様式により、地方公共団体間比較が可能な形で公表されている。一方、地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表は、それぞれの地方公共団体が条例により独自に公表資料の名称や公表する事項、時期、方法について定めることから、公表する時期によっては決算状況が出納整理期間の収入支出を含まない暫定的な情報となるとともに、公表事項等の統一性が無いため、見ている住民等にとっても他の地方公共団体と比較することができず、現在社会における有効な情報公開制度となっていない。 また、地方公共団体の財政状況の「見える化」の推進により、地方公共団体が作成を求められる公表資料が増え、事務負担が増大している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	50	06_環境・衛生	中核市	八王子市	環境省	B 地方に対する規制緩和	<関連通知> 平成18年3月31日環境産発第060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 <関連法> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条	産業廃棄物を使用した試験研究について許可を要しないとする規定を一般廃棄物においても同様の取扱いとすること	産業廃棄物を使用した試験研究について、営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良などで試験研究を行う場合は、現在、環境省の通知により、産業廃棄物処理業者等の許可は要しないものとなっている。 この取り扱いについて、一般廃棄物においても同様の措置とされるよう求めるもの。	令和3年度に当市は、東京都が実施する紙おむつの資源化について協力を行った。この事業は、民間企業が主体となり、家庭から収集した紙おむつの資源化を図るものである。 ここで、一般廃棄物の試験研究を企業などが実施する場合、産業廃棄物とは異なり業の許可を必要とする市町村もある。今回のケースでは陸送と鉄道により運搬を行ったため、当市及び積替えのための中継地や資源化施設の所在市町村の収集運搬等において許可の必要性を確認したところ、一部の自治体において許可が必要となる旨の回答があった。この場合、該当する市町村の許可を全て有する運搬業者がいなかったことから当該企業より相談を受け、当市の委託事業として実施した。しかし、この手法では事務的に煩雑で、時間的なロスもあり効率面で課題が残る。 一般廃棄物の処理に関連した事業を企業体等が実施する場合には、こうした廃掃法の規定が新技術開発のための障壁となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	51	09_土木・建築	中核市	八王子市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法別表第二(イ)(ろ)(は)(ち)、建築基準法施行令第130条の4	建築基準法施行令第130条の4への農林漁業を営むために必要となる農業施設の追加	生産緑地法第8条に規定する農林漁業を営むために必要となる農業施設について、建築基準法第48条第1項、第2項、第3項、第8項本則において第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域内(以下「本件用途地域」という。)に建築することができる建築物となるよう、建築基準法施行令第130条の4の改正を求める。	生産緑地法では、生産緑地地区内に農林漁業を営むために必要となる農業施設のうち、90㎡以下の倉庫やトイレ、休憩所のような一部施設(以下「本件施設」という。)については、市町村長の許可なく設置することが可能である。しかし、建築基準法の規定により、本件施設を本件用途地域内に設置することは不可能となっている。 当市では、生産緑地地区の90%以上が本件用途地域内に指定されているが、当市の生産緑地地区の大部分において本件施設の設置が不可能となっているのが現状である。実際に、農林漁業を営むため農業従事者にとって必要となるトイレを生産緑地地区内に設置したいという相談を現在2件受けているが、その設置を希望する生産緑地地区が第一種低層住居専用地域内に所在するため、トイレを設置することができず、農業従事者からも農業に支障が生じている旨の不満の声があがっており、当市としてもその対応に苦慮している。また、農業従事者が高齢男性中心から女性や次世代へ継承されていることに伴い、安全衛生や働きやすさの観点から労働環境への意識が多様化していることから、これまで以上に生産緑地地区における本件施設の設置の必要性が高まっているものと考えられる。 また、当市では面的に農業の利便の増進を図るべきエリアについて、田園住居地域の指定を検討しているが、農業用の単独のトイレ、休憩所などは建築できず、指定の目的と矛盾が生じることに懸念を感じている。 なお、建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することも考えられるが、そもそも生産緑地法においては本件施設の設置に当たり個別の許可が不要となっていることとの権衡の観点から、あくまで建築基準法施行令を改正し、特定行政庁の許可を得ずとも設置が可能とすべきものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (ii)医療扶助として給付される治療材料(15条2号)のうち、眼鏡の給付については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、医療扶助の適切な運用に資する措置を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					
<p>5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (ii)『規制改革・民間開放推進3か年計画』(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平18環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)における、営利目的でない試験研究用途の場合において産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を不要であるとする旨については、市区町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>	—	<p>『規制改革・民間開放推進3か年計画』(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)についてにおける、営利目的でない試験研究用途の場合において産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を不要であるとする旨については、市区町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【環境省】「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について(令和4年12月22日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>
<p>5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (iii)農作業のために必要な休憩施設や便所については、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(別表2(ち))として、特定行政庁の許可(48条8項)を得ずに、田園住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に令和4年度中に通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	52	09_土木・建築	中核市	八王子市、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第42条、第44条の3、第71条、民法第233条、道路構造令第12条	道路に越境した竹木の枝を道路管理者が切除できる旨の規定を道路法に設けること	越境樹木の切除について道路法第42、71条に基づき手続きを進めると時間がかかるため、民法の改正に合わせ、道路区域に越境した竹木の枝を道路管理者が切除できるよう道路法で新たな規定を設けてほしい。	道路区域に越境している竹木について詳細な統計は行っていないが、年平均約50件が要望処理に記録され通行を阻害している状況がある。また、共同提案団体では越境した竹木に自転車衝突する人身事故も発生し、同様の事故は当市でも起こりえると推察される。越境樹木の切除について、道路法第42条第1項により道路の安全確保の為に行政指導を行っても改善されないケースが多く、土地所有者が死亡し相続人が不明の場合もある。まず、竹木の枝の切除については、民法第233条第1項で「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。」と規定されているが、申し入れを行っても切除しない場合、所有者に対し切除請求訴訟を提起して、請求容認判決を得たうえで、強制執行を申し立て、竹林所有者の費用負担で第三者に切除させることとなり、解決までに時間がかかる。行政代執行法による行政代執行についても、同様に手続きに時間がかかることとなる。次に、道路法第42条で定められた維持修繕義務で、強風による枝折れ等のため事故が予測される場合など、緊急の必要がある場合には、道路管理者が樹木を伐採・撤去することが可能と考えられるが、先の民法の規定もあり、竹木の枝は樹木と一体物として相手方に所有権があるため、通常の道路維持管理のなかで切除はできないと考えられる。また、道路法第44条の3は道路法第71条第1項の特則として、一定の要件のもと、道路管理者自らが迅速な除去を認めることとしたものであるが、単に抽象的に道路の構造に損害を及ぼすおそれや交通に危険を及ぼすおそれがあるというだけでは法定の要件を充足しているとは認められない可能性があるため、道路法第44条の3に基づく措置を行うことは一定のリスクがあり適用することは難しいと考える。以上のことから、現行の法の中では切除までに時間がかかり市民に対し危険な状態が継続され、道路管理者としては竹木の枝が越境する都度、行政手続きが発生し負担が大きい。民法が改正(令和5年4月1日施行)され一定の条件の下で土地の所有者が境界線を越える竹木の枝の切除が可能となるが、敷地民有地の問題があるため、道路法で道路管理者が道路区域に越境した竹木の枝の切除を行えるよう同様の規定を設けてほしい。	—
R4	53	11_その他	中核市	八王子市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第263条、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第8条の2	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定めるポスター掲示場に関する経費の基準額の見直し	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第8条の2で規定されたポスター掲示場に関する基準に保守管理にかかる費用の項目と地域特性を考慮する項目の追加を要望する。	国政選挙における執行経費は公職選挙法第263条により国庫負担とされているが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で規定された基準に基づき算出された基準額は、実際の執行額とは乖離があることから、歳出の全額が執行経費として認められるわけではなく、一般財源の負担が発生している。選挙によって負担額は異なるが、本来負担する必要のない一般財源の支出が発生することで、市の財政に負担をかけている。ポスター掲示場の基準額は市区町村別に板面の区画数で算出されていることから、作成・設置費を計上しているものと考えられる。広い市域に多数設置された掲示場を適切に管理するには保守管理委託が必要であるが、基準に保守管理の項目がないことから、執行額と基準額の間には大きな乖離が生じている。また、基準額の分類は区・市・町村の3分類となっているが、人口が多く市域の広い当市は山間部・農村部も抱えており、都内の区部周辺の市とは条件が大きく異なっている。現行の分類では条件の違いをカバーできず、執行額と基準額の間には大きな乖離が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka_yosan.html
R4	54	11_その他	中核市	八王子市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第242条	地方自治法上の住民監査請求制度における監査委員が監査を実施しない場合に係る規定の整備	地方自治法第242条に規定されている住民監査請求制度において、監査委員が監査を実施しない場合の取扱いについて規定されたい。	住民監査請求制度とは地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、その監査と予防、是正などの措置を監査委員に請求する権能を住民に与える制度であり、地方自治法第242条に規定されている。当該制度は、住民からの請求を受け付けた後、請求の要旨を議会及び長に通知し、その後、請求の内容が監査すべき要件を具備しているかを審査(以下、「要件審査」という。)し、具備していると監査委員が認めた場合には監査を実施し、当該請求に対する理由の存否により、請求人への通知、普通地方公共団体の議長、長等への勧告、公表等を行うこととしている。地方自治法第242条では、前述において、請求の内容が監査すべき要件を具備しているかを審査し、具備していないと監査委員が判断した場合の取扱いについては規定していない。しかし、現状では、要件を具備していない請求が多く、当市では平成17年度から令和2年度までの請求件数28件中要件を具備していない請求が20件で71.4%、東京都では265件中231件で87.2%を占めているが、当該請求の処理については、次のような支障が生じている。 ①要件審査においては、総務省からの実施方針等が示されていないことにより、各地方公共団体では、研修資料、書籍、他の地方公共団体へ問合せ、判例等に基づき審査を実施せざるを得ず、その判断に時間を要することから、監査期限が60日と制限がある中苦慮している。 ②法定の請求期間を経過しているなど要件を具備していない場合には、監査を行わず却下としているが、この場合の議長及び長への通知又は公表について規定がされていない。つまり、議長及び長に請求の要旨は通知しているが、却下の場合には通知する義務がないこととなり、そのため、各地方公共団体の対応が統一されていない。 ③要件を具備しないために監査を実施しない場合の規定がなく、当市では行政不服審査法第45条における不適法である場合の却下を準用し、通知には不実施という言葉を使用しているが、各地方公共団体によりその通知名等が異なり、統一されていない。 以上のことから、要件審査における判断基準等や監査を行った場合又は請求に理由があると認め必要な措置を講ずべきことを勧告する場合には通知先や公表を規定しているのに対し、監査を実施しない場合の法整備等が不十分である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-					
-					
-					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	55	03_医療・福祉	一般市	天草市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第57条の2、平成19年2月28日保国発第0228001号「70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化に係る事務処理に関する留意事項について」、平成23年10月21日保発第1021号「健康保健法施行令等の一部を改正する政令の施行について」	高額療養費制度における窓口負担の軽減	高額療養費制度において、マイナンバーカードに当月中に支払った自己負担額情報を追加することで、同一月に複数の医療機関にかかり、合算して自己負担限度額を超える場合は、窓口での支払いを限度額までにとどめる措置を求める。	【現行制度について】 国民健康保険法における高額療養費制度において、同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、事前に限度額適用認定証の交付申請を行い、認定証を見せることで窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることが可能であるが、同一月に複数の医療機関にかかる場合は、医療機関ごとに自己負担限度額まで一旦支払う必要がある。 【具体的な支障事例】 限度額適用認定証を持った被保険者から「認定証と、別の医療機関で自己負担限度額を負担した領収書を提示したが、現物給付の場合、複数の医療機関の額を合算することはできないと断られた。そのため、一度自己負担額まで支払い、事後に申請し、現金給付として高額療養費を受け取った。」との声があった。 【制度改正の必要性】 医療の高度化及び国保被保険者の高齢化に伴い一人当たり医療費が年々増加している状況(国保分平成18年度21.8万円⇒令和2年度35.8万円)では、被保険者の一時的な負担も増加が生じている。しかしながら日本経済の先行きは、ウクライナ情勢等を受けた資源価格上昇による影響が続くことが見込まれる中では、国民の医療費の一時的な負担を軽減させ、疾病の早期発見、早期治療につなげる必要があると考える。高額療養費支給申請手続きの簡素化に係る年齢制限撤廃により、国民健康保険法施行規則第27条の17の規定に基づき簡素化を導入し、自治体の支給事務も効率化を図っているが、国保被保険者の高齢化率の上昇とともに、高額療養費の支給件数、金額は、コロナ禍前までは増加の一途である。高額な医療の提供を受ける被保険者の医療費の負担が加重となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	56	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	デジタル庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条、身体障害者福祉法第15条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条及び第15条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第6条、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第10条、介護保険法第27条	障害福祉等各制度の申請に係る医師の意見書や診断書等の電子的方法での提出を可能とすることによる行政手続のオンライン化	障害福祉等各制度の申請の際に添付が必要な医師の意見書や診断書等について、従来の紙媒体による提出に加え、電子的方法による提出を可能とする。具体的な方法は、①若しくは②のいずれかを想定。 ①診断書・意見書等の内容を、医療機関が定型の電子フォームに入力、送信することを可能とする。 ②紙の診断書・意見書等をPDF等の電子データで送信することを可能にする。 上記と併せて、エクセル等による全国統一の電子ファイルまたは入力フォームをお示しいただきたい。	行政手続に係る添付資料の省略については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に規定があるが、これには医師の診断書・意見書等は含まれず、障害福祉分野等における行政手続のオンライン化が進まない。そのため、以下のような事務において障害者は医師のもとへ意見書等を取りに行く必要があり、行政手続のオンライン化のメリットを享受できていない。 【具体的事例】 都道府県への進達を要する事務…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院、更生医療)、特別児童扶養手当制度(中でも自立支援医療(精神通院)は対象者の多い障害福祉制度である。) 市町村完結事務…障害福祉サービス介護給付費に係る障害者支援区分認定(介護保険要介護認定も類似事務)、障害児福祉手当、特別障害者手当制度(中でも障害支援区分認定事務は対象者の多い障害福祉制度である。) 市町村における行政手続のオンライン化が進まない背景の一つとして、市町村から都道府県への進達を要する事務において、都道府県側のオンライン事務体制が整っていないことが挙げられ、市町村だけがオンライン申請に対応しても効果が得られない。そのため、市町村だけではなく都道府県も含めて電子データで申請書および医師の意見書等の添付書類を受けられる一体的な環境整備が必要であるが、上記事務の添付書類の電子的方法による提出がその端緒となることを期待して、本件提案に至った。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【デジタル庁(4)】【厚生労働省(21)】 身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)、介護保険法(平9法123)、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平16法149)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和7年までに必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	57	08_消防・防災・安全	中核市	西宮市、芦屋市、猪名川町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法改正に伴う、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改訂)における考え方および記載についての見直し	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え方や記載について見直しを求める。取組指針P13、66、78で示された計画作成の優先度の高い人から5年で個別避難計画の作成に取り組みという目標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に改める。既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する指針とする。	【現行制度について】 現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されているが、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込んだ計画作成は非常に困難である。現在作成ができていない地域でも属人的や地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保されておらず、取り組みによって得られる成果にたいして自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況になっている。 【支障事例】 現行の取組指針で示されたスキームは福祉専門職の人手不足や地域人材の高齢化、担い手不足、隣人関係の希薄化が顕著となっている都市部における現社会環境の実情と著しく乖離しており数千人規模の計画作成を進めていく上では馴染まない。また、5年という限られた期間の中で作成率など、数字に拘る事で市町によっては過度に対象者を絞り込むことや持続性を度外視した計画作成を強要されることで、地域との信頼関係の構築や既存の取り組みを進めていくことが阻害されている。 【制度改正の必要性】 当県は、全国に先駆けて取組みを試みたが、要支援者1人に費やす時間や労力が膨大な割に年間の作成数も一桁台を熟すのがやっとの事で、県下市町の大半で当県モデルによる作成は断念しているのが実態である。たとえ優先度により対象者を絞り込んだとしても、特に身体リスクの高い方は名簿上毎年入れ替わっているのが実態で、時間のかかるスキームでは、いつまでも作成が追いつかない事となる。また作成可能人数に絞る事は(本来ハイリスクにもかかわらず)多くの後回しになるミドルリスク者を生む危険性がある。先駆的に取り組んだ当県モデルの現状を省みることなく、同様のスキームをベースとした取組指針のもと全国展開していくことは、全国の市町村で同様の事態を招く恐れがあり、指針改正が必要であると判断した。 【支障の解決策】 5年後の達成目標のポイントを持続可能なスキーム作成に見直す事や既存の仕組みや市町村の実情に応じた取り組みも推進することで、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力ができ、支援に欠かす事ができない地域の共助意識の醸成を堅実に進める事ができる。	—
R4	58	10_運輸・交通	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱	地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対して毎年の普及促進計画及び普及促進活動報告の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付け廃止を求める。	【現行制度】 令和4年4月の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正により、地方版図柄入りナンバープレートの導入地域を構成する地方公共団体に対し、毎年4月末までに、普及促進計画及び前年度の普及促進活動報告を作成して国土交通省に提出することが義務付けられた。普及促進計画には普及率や総申込件数等の目標や普及促進の取組予定について、普及促進活動報告には目標達成状況や普及促進活動の取組状況について記載することとなっている。また、対象地域毎に設置している協議会に対し、寄付金の活用方針等を決定の上、国土交通省に提出することが義務付けられた。寄付金の活用方針等には協議会の構成や具体的な用途等について記載することとなっている。 【支障】 本来、地方版図柄入りナンバープレートは住民個人が自由に選択できる事柄であって、普及率等の数値目標を設定し、その達成を目指すことはなじまない性質のものであると考える。また、自動車登録制度は国土交通省地方運輸局の所掌事務であって、その責任は国が負うべきものであるにもかかわらず、地方に義務付けがなされ、計画・報告の作成や普及促進の取組に係る新たな事務が生じるとともに、その財源措置もないため新たな財政負担が生じる。寄付金の活用方針等についても、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金は、配分される寄付金額や地域の実情を踏まえて協議会で議論し、その活用方法を決定することになっており、改めて一律に活用方針を作成する必要はないと考えられる。さらに、今回の義務付けを伴う制度改正は、地方版図柄入りナンバープレート導入後の後付けであるにもかかわらず、事前に説明会はなされたものの、地方の意向が反映される機会のないまま義務付けされているなど、改正のプロセスも不十分であったと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	59	03_医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条、児童福祉法第19条の2	難病法及び児童福祉法における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)第5条第1項において、医療費支給認定の対象は都道府県知事が指定する指定医療機関が行う医療に限定されている。また、難病法第14条第2項、第3項では指定医療機関の欠格事由について規定されているが、当県では、申請書裏面に指定医療機関の欠格事由における条項を記載し、それらに該当しないことの誓約として署名を行わせているのみであり、基本的に保健医療機関又は保険薬局等から申請があれば指定されるのが現状である。また、難病法制定当時に比べ、医療機関の医療資源も充実してきており、難病患者の治療が可能な医療機関が増えているといった状況も踏まえると、指定医療機関制度は難病医療の質の担保にあまり寄与していない一方で、記載事項の確認、指定書の作成、通知書の発送、指定医療機関一覧の修正など指定医療機関に係る各般の事務手続は、1件あたり1～2時間の事務作業を要する。当県ではこれらの事務手続を年間約600件処理しており、県の業務が圧迫されるとともに、医療機関においても指定を受けるための申請行為が負担となっている。なお、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療制度における指定医療機関制度についても同様に、実態として基本的に申請があれば指定される現状であり、指定医療機関制度は、医療の質の担保という目的に対し、大きな事務負担が生じているにも関わらず、効果は乏しいものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	60	03_医療・福祉	都道府県	山梨県	内閣府、財務省	B 地方に対する規制緩和	財政法(昭和22年法律第34号)第42条、令和4年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱	国庫補助金等の概算交付を受けたまま繰越処理を可能とすること	国庫補助金等の概算交付を受けたまま繰越処理を可能とすること	国庫補助金等(※)の繰越事務については、市町村や県が概算交付を受けたままの状態で行うことが出来ない。このため、概算払戻返還のための処理が必要であるが、その事務が複雑かつ重く、年度末の多忙を極める時期に処理をしなければならないため、非常に負担となっている。 ※子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、ほか各種補助金	—
R4	61	03_医療・福祉	都道府県	山梨県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	—	LGWAN経由の共通システムにおける経由事務や事務委任の廃止	LGWAN経由の共通システムにおける経由事務や事務委任の廃止	補助金・交付金等(※)の交付申請や実績報告等の業務については、経由事務等の軽減や省略が可能と考える。(補助金等の交付申請書式に関して、現状、詳細な記入要領が定められていない場合がほとんどであり、国から都道府県、都道府県から市町村へ事務連絡を行い、交付申請書や実績報告書等を市町村等が作成する中で、交付申請書別表の記入欄の名称や過去の書類を参考に、手探りで記載を行わなければならない、理解の相違が発生し、申請書の補正に多大な時間を要することとなり、国・都道府県・市区町村すべての組織で効率が大幅に低下している。) 【例】 子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、子育て世帯生活支援特別給付金(厚生労働省)	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【国土交通省】 (12)道路運送車両法(昭26法185) 「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」(令4国土交通省自動車局自動車情報課)において導入地域等が作成することとされている普及促進計画及び普及促進活動報告については、導入地域等の事務負担を軽減するため、令和4年度中に同要綱を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めているものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年間)の更新時に限ることとする。 普及促進計画及び普及促進活動報告の様式については、簡素化することとし、記載例と併せて、導入地域等に周知する。 					
<p>5【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	62	11_その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政書士法第14条の5	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告することが可能となるよう、行政書士法の改正により措置することを求める。また、公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告することが可能となるよう、行政書士法の改正により措置することを求める。また、公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	【現行制度について】 行政書士法第14条の5の規定による都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。 【支障事例】 都道府県の公報はかつては唯一ともいえる有力な公告媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。また、公報掲載に当たっては、入稿、校正、印刷、配布などの事務が生じるとともに、これらの事務の処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用も生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。 当県では、行政書士法第14条の5の規定により公報によることが義務付けられているため公報掲載を行っているが、より効果的に周知を行うためインターネットの利用による公表も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。 【制度改正の必要性】 公告は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせる行為又はその形式であり、原則として、法的効果を伴わないものである。公報による公告を義務付けている行政書士法第14条の5の規定は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせるといふ公告の目的を踏まえたとき、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言い難い。また、自治事務である行政書士法による都道府県の事務に関し、公告の方法を義務付けている行政書士法第14条の5の規定は、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることを妨げている。 したがって、より効果的かつ効率的に住民等に対する周知を行うことができるよう制度改正が必要である。 【支障の解決策】 公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正を行うことで、支障が解決される。公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げるのが適当と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	63	05_教育・文化	都道府県	神奈川県、新潟県、静岡県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する実施要項」に関する実施要項	職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し	私立専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	【現行制度について】 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号)」に基づく職業実践専門課程の認定に関して、『「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項』において、私立の専修学校にあつては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。 【支障の解決策】 「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げるなど、有意性があることから、見直しを求めない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	64	05_教育・文化	都道府県	神奈川県、新潟県、静岡県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する実施要項」に関する実施要項	キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し	私立専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	【現行制度について】 「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程(平成30年文部科学省告示第170号)」に基づくキャリア形成促進プログラムの認定に関して、『「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項』において、私立の専修学校にあつては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。 【支障の解決策】 「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げるなど、有意性があることから、見直しを求めない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【文部科学省】 (22) 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程 職業実践専門課程(2条)として認定する専修学校の専門課程に係る都道府県知事等の推薦 手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等 を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方 策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【文部科学省】 (23) 専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程 キャリア形成促進プログラム(2条)として認定する専修学校の専門課程又は特別の課程に係 る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点 等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等 の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	65	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(厚労省社会・援護局)	認定就労訓練事業の申請手続の簡素化	認定就労訓練事業の事業所認定にあたり、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(厚労省社会・援護局)では、事業者からの申請の際に、次の添付書類を求めている。 (ア) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書 (イ) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類 (ウ) 就労訓練事業を行う者の役員名簿 (エ) 「誓約書」(様式1) (オ) その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類 今回求める措置は、事業者の申請時における負担軽減のため、上記のうち、次の添付書類を不要とするよう、手続の簡素化を求めるものである。 (ア) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書 <理由> 認定に必要な情報は登記事項証明書記載事項のうち法人格の有無、所在地等の基本情報であるが、これらは法人番号検索で確認が可能である。また、暴力団関係者の確認は役員名簿があれば足りる。このため、登記事項証明書の提出は不要である。 (イ) 事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類(平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、財政基盤に関する書類を除く) <理由> 実務上、申請書に責任者と担当者が明記されていれば足りるため。	就労訓練事業は、事業者と連携した就労支援メニューの一つとして大変有効なものであり、県は、就労訓練事業の申請増を目指し、就労訓練事業所の新規開拓やマッチングを行っている。しかし、協力的な事業者が見つかったとしても、事業者に認定申請の手続を説明すると、面倒そうだと申請に難色を示す事業者があり、申請の負担が事業の利用拡大の妨げとなっている。また、特に事業の運営体制に関する書類については、記載方法が分からないと事業者からの質問が多く、当県としても、この書類がなくとも、申請書に責任者と担当者が明記されていれば、実務上は足りると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	66	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法施行規則第19条	都道府県知事が行う准看護師試験の告示の規定に係る公表方法の例示化	都道府県知事が行う准看護師試験の試験施行場所等の公表方法について、告示のほか、都道府県の判断でその他適切な方法によっても公表をすることが可能となるよう、保健師助産師看護師法施行規則の改正により措置することを求める。 また、公表方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第22条第4項に倣ってインターネットの利用を例示として挙げることを求める。	【現行制度について】 保健師助産師看護師法第18条の規定により都道府県知事が行うこととされている准看護師試験については、同法施行規則第19条の規定により、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限を、あらかじめ都道府県の公報で告示しなければならないこととされている。 【支障事例】 都道府県の公報はかつては唯一ともいえる有力な公表媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。また、公報登載に当たっては、入稿、校正、印刷、配布などの事務が生じるとともに、これらの事務の処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用も生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。当県では、保健師助産師看護師法施行規則第19条の規定により公報による告示が義務付けられているため、公報登載を行っているが、より効果的に周知を行うためインターネットの利用による公表も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。 【制度改正の必要性】 本件告示は、法的効果の生じない単なる事実行為としての性質を有する告示であり、文書をもって一定の事項を住民に周知するためのものであると考えられる。公報による告示を義務付けている保健師助産師看護師法施行規則第19条の規定は、上記のような本件告示の性質を踏まえたとき、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言えない。また、都道府県の事務に関し、告示の方法を義務付けている同条の規定は、都道府県の判断で適切な方法により試験に関する公表をすることを妨げている。したがって、より効果的かつ効率的に住民等に対する周知を行うことができるよう制度改正が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	67	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県、相模原市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(平成21年3月2日付け厚生労働省医政局指導課長通知)、救急救命士法第2条、第44条及び救急救命士法施行規則第21条	救急救命処置の範囲として定められているエピネフリン投与の要件緩和と救急車へのエビベン(自己注射が可能なエピネフリン製剤)登載を可能とすること	「救急救命処置の範囲等について(平成4年3月13日付け厚生労働省健康政策局指導課長通知)」を改正し、エピネフリンによる処置の対象となる重度傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていないと救急車に搭載した当該製剤を用いて投与が可能となるよう、救急車へ自己注射が可能なエピネフリン製剤の登載を可能とする。	【現行制度について】平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となっている。現在、救急救命処置の範囲は、厚生省健康政策局指導課長通知において定められており、処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていることが規定されている。この規定により、救急救命士がアナフィラキシーショックを発症した重度傷病者に対し行うことができる処置は、あらかじめ本人に自己注射が可能なエピネフリン製剤が交付されている場合に、本人の所持している自己注射が可能なエピネフリン製剤に限って使用することができることとなっている。アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者が常に自己注射が可能なエピネフリン製剤を所持しているとは限らず、例えば常時自己注射が可能なエピネフリン製剤を携帯することが困難な子どもや、既に交付された自己注射が可能なエピネフリン製剤を使い果たした重度傷病者については、自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与ができず、適切な救急救命処置の実施に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (51)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類については、申請者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、一部を不要とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (15)保健師助産師看護師法(昭23法203) 准看護師試験の施行場所等の告示(施行規則19条)については、医道審議会保健師助産師看護師分科会での議論を踏まえつつ、試験を実施する都道府県の判断により、公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことの可否について検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省(20)】【厚生労働省(38)】 救急救命士法(平3法36) アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。 ・救急医療の現場における、医療関係職種の内方に関する検討会での議論等を踏まえ、国家戦略特別区域における先行的な実証の実施について検討し、令和4年度中に結論を得る。 ・当該結論等を踏まえ、救急救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	68	05_教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条	教科書採択期限から需要数報告期限までの適切な事務処理期間の確保	十分な教科書調査研究期間及び需要数報告の事務処理期間の確保のため、需要数報告期限について現行より余裕を持って設定する。	【現行制度について】 義務教育諸学校用教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択し、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条の規定により、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに報告するというのが法の趣旨である。 【制度改正の必要性】 しかし、当県において需要数報告に当たっては、市町村立小・中学校、私立学校、県立特別支援学校、県立高校、計約1600もの学校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行っているが、とりまとめるのに1か月を要している。特に確認作業については各機関の採択状況の確認や過去の報告内容と突合し、内容に誤りがないか確認する作業等も行っており、確認作業だけでも多くの時間を要している。さらに、実態としては、確認作業において、時間をかけ多くの補正を行っている実情もあり、実際には採択時期から需要数報告期限までの期間内に遺漏なく事務処理を行うことは困難であるため、各機関から県教育委員会に対する需要数報告の期限を、法律が定める採択時期よりも先に設定している。 【支障事例】 現行のスケジュールでは8月中旬までの県への需要数報告に当たり、多くの市町村等は実質5月頃から7月までの間に調査研究、教育委員会を2回程度、審議会を3回程度、その他教科書展示会や市民・保護者意見の集約、採択等を行っており、スケジュールはかなり逼迫している。また、各機関における採択日から県への需要数報告までの期間も短くなるため、採択に係る調査研究期間の確保とともに、需要数報告の事務処理期間の確保も厳しい状況である。 なお、令和2年度の教科書採択状況調査によると、全都道府県の約75%が当県同様8月31日までに都道府県への需要数報告期限を設定していることから、多くの都道府県が同様に苦慮しているものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	69	05_教育・文化	都道府県	神奈川県、福島県、岐阜県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	教育支援体制整備事業費補助金に係る内示日の更なる早期化等	教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示のさらなる早期化、予算が成立した際の見込みであることを前提に、内々示等の交付見込みについて早期の情報提供を求める。	当該補助金については、年度末の内示により初めて予算額が示されることから、自治体は、想定配置計画で採用事務を実施するか、内示後の短期間で人材を探さなければならないため、4月の配置ができななどの支障がある。 【会計年度任用職員としての任用手続きへの支障】 スクールカウンセラー等の非常勤職員は、令和2年度から会計年度任用職員に位置付けられており、公募により採用選考を実施することが原則となっている。当県の事務例を示すと、翌年4月から配置するため、9月に募集、11月に採用面接、翌年1月に合格発表を実施している。また、翌年3月上旬には、勤務時間数を配置先に連絡し、4月当初には、採用者に対して雇用契約書である採用書を交付している。しかし、内示が年度末であるため、仮に内示額が想定を下回った場合には、緊急に一人ひとりの勤務時間数を減じて対応しなければならない恐れがある。 【内示状況】 (事業年度): (内示日) 令和4年度: 令和4年3月24日、令和3年度: 令和3年3月31日、令和2年度: 令和2年3月31日、令和元年度: 平成31年3月29日、平成30年度: 平成30年3月30日、平成29年度: 平成29年3月29日	—
R4	70	09_土木・建築	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	当市が市街化区域へ編入を希望している区域であっても、都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
R4	71	03_医療・福祉	指定都市	広島市、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第一号、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第6条、特定医療費支給認定実施要綱(「特定医療費の支給認定について」(平成26年12月3日付け健発1203第1号厚生労働省健康局長通知)別紙)	難病法における所得区分認定に当たっての税制上の申告をしていない者の取扱いの見直し	難病法における特定医療費の支給認定を行う際の負担上限月額の認定に際して、各市町村が税制上の申告を不要としている者であれば、申告した上で非課税の証明書を取得するよう求めることを改め、地方公共団体の判断により、その者を非課税として取り扱って差し支えないという運用を可能とするよう、あるいは、本人から申立書等を徴することをもって非課税として取り扱って差し支えないという運用を可能とするよう、その取扱いの見直しを求める。	「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」における特定医療費の支給認定を行う際、併せて行う患者本人の負担上限月額の認定に際して、「特定医療費支給認定実施要綱(「特定医療費の支給認定について」(平成26年12月3日健発1203第1号厚生労働省健康局長通知)の別紙)」において、「非課税であることから税制上の申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない者については、原則として、申告した上で非課税の証明書を取得するよう求め、その証明書を提出させるものとする。なお、非課税であることが確認できなければ、所得区分を『⑥上位所得』として取り扱うこと」と規定されている。 一方、当市においては、市民税が非課税となる者については、地方税法第317条の2及び当市市税条例により、税制上の申告を不要とする取扱いとしており、非課税であるため税制上の申告をしていない者に対して、難病法における特定医療費の支給認定手続のためだけに、税制上の申告を行うよう依頼しなければならないため、市民から多くの苦情が寄せられている。 さらに、更新申請の際も同様に、税制上の申告をしていない者に対して、改めて税制上の申告を依頼しているが、そのケースは年間100件以上(令和3年度実績)にも上っており、難病を抱えた多くの方に課税担当窓口に来庁して申告を行ってもらう負担が生じている。 そのため、介護保険の負担割合の判定における未申告者の取扱いと同様に、未申告者である場合は非課税として取り扱うことを可能とする、あるいは、収入の状況が非課税となる程度である旨の申立書を徴することをもって非課税として取り扱うことを可能とすれば、支障は解決すると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【文部科学省】 (4)教科書の発行に関する臨時措置法(昭23法132) 地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、当該事務の効率化など地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					
—					
<p>5【厚生労働省】 (52)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 特定医療費の支給(5条2項)に係る自己負担限度額の認定については、市町村の条例に基づき地方税法(昭25法226)上の申告義務を免除している者であることが、申請者の申立書等により確認できた場合には、当該申請者を市町村民税非課税者として取り扱うことを可能とすることについて検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	72	08_消防・防災・安全	指定都市	広島市	総務省	B 地方に対する規制緩和	令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。	公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)については、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(平成26年4月22日総務省)」(以下「指針」という。)において、地方公共団体は「不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」とされているところである。 ところで、今般、発出された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)」(以下「通知」という。)によると、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることを理由に、地方公共団体も令和3年度中に全国一律に総合管理計画の見直しを行うよう指示があった。また、見直しに当たっては、改訂された指針等で追加となった項目(有形固定資産減価償却率の推移、ユニバーサルデザイン化の推進方針等)を盛り込むようにとのことであった。 本市においては、既に指針に基づいて、計画の進捗状況等を踏まえ、適切な時期に計画の見直しを実施することとしていたところ、国による全国一律の見直しを求める通知に従って、意図しないタイミングで計画の見直しを行わざるを得なくなり、その進め方を抜本的に再検討しなければいけない事態が生じた。また、通知を巡っては、本市のみならず、全国の地方公共団体においても同様の事態が生じていたと想定される。 今回、全国一律に総合管理計画の見直しを行う理由とされた国(各省)のインフラ長寿命化計画のほとんどが、令和7年度までの計画となっており、次回も国の計画の見直しに合わせて、全国一律の見直しを求められる可能性は高いと考えられる。指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、地方公共団体における自律的な見直しの機会が損なわれることとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	73	02_農業・農地	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、農山漁村振興交付金交付法等要綱	農山漁村振興交付金に係る調査等を都道府県を経由せずに行うこと	農山漁村振興交付金のうち、国が都道府県予算を経由せず、市町村や民間事業者等の事業を直接補助するものについては、その要望量調査等も、県を経由せず、国が直接実施するよう求める。	農山漁村振興交付金のうち、国が直接補助する事業に係る要望量調査や整備した施設の利用実績調査については、実施要領や交付要綱等に都道府県を経由する旨の記載がないにも関わらず、運用として国から都道府県に調査依頼がきている。交付金を申請するために必要な農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条に基づく活性化計画の策定等は県を経由していないため、都道府県では事業の詳細を把握していない。要望量調査等に関する市町村からの問合せに不透明点がある際は国に問合せをしており、業務が煩雑となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	74	06_環境・衛生	都道府県	岡山県	環境省	B 地方に対する規制緩和	湖沼水質保全基本方針第2の1②、③及び④、水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(昭和60年6月12日環水管126号)第1の2	湖沼水質保全基本方針に定める湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項の見直し及び環境基準の達成期間に係る通知の見直し	「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」第1の2について、湖沼の暫定目標を「おおむね5年ごとに必要な見直しを行う」という記載の削除を求める。 併せて、湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項(湖沼水質保全基本方針第2の1)について、②汚濁負荷量の推計等について「可能な限り～的確に把握する。」、③水質保全上の効果を推計する際に、「水質保全効果のある水循環回復～も検討の対象とすること。」、④計画期間が5年を超える場合に「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」という記載の削除を求める。	当県では、湖沼水質保全特別措置法及び湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼である児島湖について、昭和61年から5年ごとに汚濁負荷量の推計や水質予測を行い、湖沼水質保全計画を策定している。これまで、7期35年にわたり汚濁負荷対策を実施してきた結果、将来においても汚濁負荷量が大幅に削減される見込みはなく、各種対策による水質改善効果に比べて、気象条件の違いによる水質変動が相対的に大きくなっており、5年ごとに将来の汚濁負荷量を推計して水質への影響を予測することの必要性は低下している。一方で、5年ごとに計画の進捗状況の評価や効果の検証を行うこと、計画の見直しのために汚濁負荷発生源の把握や水質保全効果のある水循環回復・生態系保全に係る対策の検討を行うことは、予算等の負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	75	03_医療・福祉	指定都市	名古屋市、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、岡山市、熊本市	内閣官房、厚生労働省	A 権限移譲	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条、第31条の6、第45条	新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の権限の都道府県から指定都市への移譲	新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の都道府県知事の権限を、希望する指定都市市長に移譲できるようにすること。	都市部においては感染拡大のスピードが早いと、特に機動的かつ柔軟な対応が求められるところであるが、クラスターの発生など感染拡大が懸念される業種・施設に対する閉館等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6において民間の事業者への休業要請等は都道府県知事の権限とされているため、市有施設等については市で対応可能だが、民間の類似業種・施設等に対しては、市から要請できず、市有施設と一律に感染拡大防止のための対応を求めることができない。 実際に、本市においては、福祉施設やスポーツジムでクラスターが発生した際に、従事者・利用者ともに他施設と掛け持ちの可能性があるため、感染拡大防止の観点から、他の市有の福祉施設やスポーツ施設を休業したが、民間の施設に対しては、同様の対応を求めることができず、十分な感染拡大対策を講じる上での支障となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	76	03_医療・福祉	指定都市	名古屋市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、神戸市、岡山市、熊本市	内閣官房、厚生労働省	A 権限移譲	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条、第31条の2、第31条の6、第45条、第54条、第55条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3	新型コロナウイルス感染症対応における医療体制の整備等に係る権限の都道府県から指定都市への一部移譲	新型コロナウイルス感染症の対応に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)における都道府県知事の権限等のうち、軽症者宿泊療養施設の確保に係る権限(感染症法第44条の3)、臨時の医療施設での医療提供に係る権限(特措法第31条の2)を希望する指定都市市長へ権限移譲することを求める。	感染症法により宿泊療養施設は県において確保することとなっているため、本市は県に対し早期の設置を求めていたが、感染状況に応じた迅速な設置がなされなかった。 第5波において、県に対し特措法に基づく酸素ステーションの早期の設置を求めていたが、感染のピークを1か月近く過ぎてからの設置となり、また、酸素ステーションへの重症患者の緊急搬送について消防救急隊との調整もできていなかったことから、十分に利用されなかった。 県の設置する宿泊療養施設を臨時の医療施設とすることについて、県の理解が得られず、当該施設では往診による対応を取らざるを得なかったため、対象が入院患者に限定されている治療薬の投与等、患者の症状に合った必要な診療を十分に行えなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	77	06_環境・衛生	一般市	新座市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱(平成29年3月31日厚生労働省発生食0331第27号厚生労働事務次官通知別紙)	全国平均の基幹管路耐震適合率より低い自治体による水道耐震化事業を生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象とすること	生活基盤施設耐震化等交付金における緊急時給水拠点確保事業の採択基準として、「全国平均の基幹管路耐震適合率より低い事業体」を追加することを提案する。	令和2年度における本市水道事業の基幹管路における耐震適合率は32.4%と、依然として低い水準にあるため、積極的な補助制度の活用により、飛躍的な当該割合の向上を図りたい。しかしながら補助制度に該当するものが無いため、これを改善したい。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省】 (34) 公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。</p>					
<p>5【農林水産省】 (17) 農山漁村振興交付金 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業のうち定住促進対策型及び交流対策型)に関する調査等については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和5年度実施予定の調査から、当該交付金を国が市町村に直接交付する事業に係る調査は都道府県を経由せず国が直接実施するなど、運用の改善を図る。</p>					
<p>5【環境省】 (8) 湖沼水質保全特別措置法(昭59法61) 湖沼水質保全計画(4条1項)については、以下の措置を講ずる。 ・記載内容を地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であることを、指定湖沼(3条1項)が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画期間が5年を超える場合に行う計画の進捗状況の評価及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて5年を超えて設定することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。 ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標(「湖沼のCOD並びに窒素及び燐の環境基準の暫定目標について」(平4環境省水質保全局水質管理課長))の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。</p>					
—					
—					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	78	11_その他	一般市	足利市、田布施町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	地方公共団体におけるプリンタ及び複合機に係る情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直し	総務省が策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、プリンタ及び複合機の情報セキュリティ対策として、「マイナンバー利用事務系又はLGWAN接続系について、インターネット接続系と共用することは認められない」と記載されている。内部で他の系統と分離されている場合等、一定の基準を満たす機器においては、インターネット接続系も共用することを認めて欲しい。	支障事例① ウェブ会議や、庁内ネットワークの無線化、押印の見直しを進めたことにより、書類をプリントアウトすることが着実に減ってきている。そこで、機器更新のタイミングで、各ネットワーク系統のプリンタを統合し、プリンタ・複合機の台数を削減することを計画している。しかし、ガイドライン上では、マイナンバー利用事務系とLGWAN接続系は統合できているが、インターネット接続系のプリンタ・複合機との共用は認められていないため、インターネット接続系のプリンタ・複合機が別に必要となってしまう。 支障事例② 各フロア、ネットワーク系統毎にプリンタや複合機の集約を進める中、特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署には、職務に応じたネットワーク系統のプリンタを1台設置している。しかし、特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署は、ネットワーク系統を問わず、他者の目に触れることがふさわしくない資料があるものの、職務に応じたネットワーク系統以外の印刷は、各フロアの集約されたプリンタや複合機にて行っている。特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署において、ネットワーク系統毎にプリンタや複合機を設置することは、導入及び保守コストの面で、困難な状況が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	79	03_医療・福祉	町	山都町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第41条第1項及び第4項、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて(令和3年1月15日付け厚生労働省労働基準局監督課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)	介護保険制度における、中山間地域に係る訪問介護サービスの算定基準において、移動時間が適正に取り扱われるような介護報酬単価の見直し等	中山間地域において訪問介護に係る移動時間が適正に取り扱われるよう、介護報酬における移動時間の取扱いの明確化、報酬の算定方法など既存の介護報酬単価の見直し等を求める。	【現行制度について】 事業主は「移動時間や待機時間も含め、労働時間に対して適正に賃金を支払う必要がある。」ことが求められているものの、訪問介護の介護報酬は、「サービスに要する平均的な費用(労働時間に対して支払われる賃金等の人件費も含まれる)の額を勘案して包括的に単位設定している。」とされており、必ずしも移動時間の取扱いが明確になっていない。 【支障事例】 当町のような中山間地域においては利用者宅が点在し、事業所から利用者宅間が遠距離になる場合が多く、実際のサービス提供時間より移動時間の方が長いといったケースがある。当町の地域では、特別地域加算や中山間地域等における小規模事業所加算が該当しない地域があり、全ての事業所が加算を算定できているわけではない。 【制度改正の必要性】 都市部のように車を使わず、利用者宅をはしごできるような環境であれば、利用者を多く獲得し報酬を得ることも可能だが、当町のような中山間地域では、利用者宅までの移動時間や待機時間の方が嵩むといった現状であるため、事業所がやむなく、サービス提供を断るといったケースが生じている。このため、中山間地域における訪問介護サービスの持続可能性が危ぶまれていることから、馴染みの環境で適正な介護サービスが受けられるよう地域包括ケアシステムの推進の観点からも、制度の見直しを求めるものである。 【支障の解決策】 中山間地域の在宅介護を支える事業所にとって、訪問介護に係る移動時間が報酬の中で適正に取り扱われるよう介護報酬単価等を見直すことで、中山間地域における訪問介護サービスの実情に沿った対応が可能となり、当該サービスの安定性の確保に資すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	80	11_その他	町	砥部町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町	総務省	B 地方に対する規制緩和	社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領	社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち中間サーバーに対する補助について、各自治体が総務省に補助金を申請する現行のスキームを見直し、総務省が補助に係る補助スキームの見直し	社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち、中間サーバーに対する補助について、各自治体が総務省に補助金を申請する現行のスキームを見直し、総務省が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ必要経費を一括して直接補助するようしてほしい。	中間サーバーの新規構築、更改が行われる度に、必要経費について、国庫補助が行われるところ、その都度、各地方公共団体から総務省に対する補助金申請事務が発生している。しかしながら、地方公共団体の中間サーバーのほとんどは、J-LISが構築、運用しており、全国の地方公共団体が総務省に対して個々に補助金申請を行うのではなく、J-LISが取りまとめを行い、一括で総務省に対して補助申請を行った方が効率的であり、全国の地方公共団体の事務量が大幅に削減されることが見込まれる。また、地方公共団体から申請等を行う際の添付資料は、J-LISから送られた資料を添付しているため、一括申請することとしても、必要書類はJ-LISから入手できる。なお、当該補助金は自治体中間サーバーの更改(令和元年度～令和3年度)についての補助であり、令和3年度限りで終了するが、次の再構築の際にも今回と同様の支障が発生するのではないかと危惧がある。(過去にも平成26～28の自治体中間サーバー更改の際にも今回と同様の支障あり)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	81	03_医療・福祉	町	砥部町、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第6条第9号、第8条第2項、国民健康保険法施行規則第13条第2項	公簿等により生活保護の開始を確認した際の国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の省略を可能とすること	国民健康保険法施行規則第13条第2項を改正し、生活保護の開始等を公簿等により確認できる場合については、世帯主による被保険者の資格の喪失届出を省略することができるようにする。	生活保護受給を開始した受給者の国民健康保険の資格喪失について、現在は、受給者が属する世帯の世帯主が、住所を有する市町村に届出することとなっているが、世帯主が手続きを忘れていた事例がある。届出を失念したままの場合、国民健康保険の有資格者のままとなるため、国民健康保険税について引き続き課税されたままとなる。また、有効期限のある保険証を持っているため、間違えて医療機関を利用した際、療養費等の関連で手続きが発生し、事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	82	09_土木・建築	町	砥部町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、伊方町、松野町、鬼北町	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第14条、第33条第4項、第37条の2、生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	生活保護受給者の住宅扶助の代理納付について住宅部局への通知を新たに規定すること	生活保護受給者が住宅扶助の代理納付の適用を受けた場合や適用から外れた際に、住宅部局へその旨通知することとその方法を明確に定めてほしい。	「令和2年3月31日付け社援保発0331第2号「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について」の一部改正について(通知)」により、住宅扶助及び共益費の代理納付を積極的に活用するよう改正され、公営住宅については原則代理納付とされている。こういった規定があるにも関わらず、福祉部局から住宅部局への通知方法が定められていないため、公営住宅において県の福祉部局から通知のないまま代理納付が行われており、重複納付を還付する事例が数回あった。また、逆の場合も同様に通知がなく、滞納となることもあった。この事例は民間住宅でも発生している可能性があることから、セーフティネット住宅の拡大のためにも代理納付の通知方法等を明確に定めてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【厚生労働省】 (39)介護保険法(平9法123) (iii) 中山間地域等に係る訪問介護員等の移動時間等を踏まえた介護報酬等の見直しについては、都市部、離島・中山間地域を対象に実施した調査における訪問介護サービスの利用状況や運営上の課題等も踏まえ、引き続き地域の実態の把握に努めつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で、地域の実情に応じ、持続可能なサービスの提供がなされるよう必要な方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【総務省】 (30) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、今後、同様の制度が創設される場合には、交付申請等に係る地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討する。					
5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (v) 国民健康保険の資格喪失に係る届出(施行規則13条)については、世帯主及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和4年度中に省令を改正し、生活保護部局からの通知等により被保険者の生活保護受給開始を確認できる場合は、市区町村の判断で世帯主による届出の省略を可能とする。					
5【厚生労働省(23)(iii)】【国土交通省(4)】 生活保護法(昭25法144) 住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際の生活保護部局と住宅部局間の情報連携については、地方公共団体に対する事務の実態等に関するヒアリングの結果を踏まえ、両部局間において適切に行う旨と併せて参考となる事例を通知することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	83	11_その他	都道府県	宮城県、山形県、埼玉県、静岡県、石巻地区広域行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	法務省	B 地方に対する規制緩和	不動産登記令第7条第1項第1号	一部事務組合等による所有権移転時等の登記手続に必要な添付書類等の明確化	不動産登記令第7条第1項第1号に基づく代表者の資格を証する情報について、一部事務組合等が所有権移転時等の登記手続を行う場合に必要となる添付書類及びその調製方法を法令、通知等で明示すること。	【現行制度について】 一部事務組合及び広域連合は、総務大臣又は都道府県知事の許可により設立するものであるが、これらの団体が所有権移転等の登記手続を行う際に、当該団体の「名称」、「所在地」及び「代表者(管理者等)」について許可権者である県知事の証明書の提出を求められている。 【支障事例】 当該証明事務を県知事が行う根拠が不明確であるため、事務決裁過程において都度支障が生じている。また県内の他団体では、証明書の添付を求められていない事例もあり、法務局毎に対応が異なる事例が見受けられる。 【制度改正の必要性】 「名称」及び「所在地」について地方自治法上届出義務がある「規約」を根拠に証することはできるものの、「代表者(管理者等)」は「規約」を根拠に証することはできず、また根拠資料の具体例について国からの見解が示されていないため、許可権者の証明書の発行手続に苦慮している。 【支障の解決策】 特別地方公共団体である一部事務組合及び広域連合の登記手続に関する許可権者による証明手続の必要性をあらためて検証するとともに、必要性がある場合も当該事務を行う根拠が不明確な点が事務決裁過程において支障となっていることから、許可権者が代表者をどのように確認すべきかも含めて整理し、その旨法令、通知等で明確にし、併せて法務局毎の取り扱いを統一すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	84	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、塩竈市、丸森町、大和町、涌谷町、福島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法施行規則第30条の22	医療法に基づくエックス線診療室等の漏洩線量定期測定義務の見直し	漏洩線量測定は、エックス線装置の設置時及び災害等により建物が損傷した場合のみとし、施行規則に定められる半年に1回以上の定期的な測定を不要とする。また、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置及び放射性同位元素装置診療機器についても、設置時及び災害時の臨時の検査は必要としつつも、定期的な測定は年1回とする。	医療法施行規則第30条の22によって、病院等では、エックス線診療室等の漏洩線量測定(放射線が外部に漏れていないか壁の外で測定)を半年に1回以上行う義務があり、医療現場(放射線科)の負担(労力・金額的)が大きい。また、都道府県知事等は、医療法第25条第1項の規定に基づき病院等に立入検査を行うこととされており、当検査では多数の検査項目の確認が必要であるため、実際に検査を行う保健所の負担が大きい。 【課題】 法令施行当時は木造の建物が多く、外部に放射線が漏れていた可能性があり、その安全確認のため必要だったものと考えられるが、近年のエックス線診療室等は鉄筋コンクリート構造や鉛等を壁に埋め込んでおり、エックス線診療室等から外部に放射線が漏洩する可能性はなく、線量測定自体が形骸化していて、科学的にもほぼ無意味な状態になっている。実際のところ、毎年の保健所の立入検査で全病院等の測定結果を確認しているが、法令上の基準を超える漏洩があったことは一度もない。 【参考】 医療法施行規則第30条の22 病院又は診療所の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する前に1回及び診療を開始した後には6月を超えない期間ごとに1回、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果に関する記録を5年間保存しなければならない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	85	04_雇用・労働	都道府県	宮城県、登米市、涌谷町、山形県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業安定法、労働者派遣法	災害時における薬剤師派遣行為の労働者派遣法等における扱いの明確化	災害時に活動先を指定した薬剤師派遣行為を、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という)上の業とはみなさない運用とされたい。	令和2年度に県の災害事業体制を整備するにあたり、自治体が薬剤師の支援活動先を指定する派遣フローの構築を試み、労働者派遣法等労働関連法令への抵触の有無を宮城労働局に確認したところ、当該行為が関連法令における「業として行う」にあたることから法に抵触する旨の指摘を受けた。活動先を指定して派遣する場合は、労働者派遣法等に基づく許可又は届出が必要となるが、その条件等から現実的な運用とはならず、現状は、派遣する薬剤師に対して活動場所を指定せず、派遣要請があった地域を情報提供するのみの運用としている。そのため、派遣される薬剤師の自由意志により活動場所が選ばれることから、複数箇所から要請があった場合には派遣される薬剤師が偏在する可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	86	07_産業振興	都道府県	宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	大規模小売店舗立地法第6条第1項	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」	【現行制度について】 店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。 【支障事例】 店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が必要となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。 【支障の解決策】 大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
—					
5【厚生労働省】 (37)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 災害時における薬剤師が行う調剤業務等への労働者派遣(2条1号)については、職務の円滑な実施を図るため、一定の場合には労働者派遣事業(同条3号)に該当しないことを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に令和4年度中に通知する。	—	都道府県労働局及び地方公共団体に対し、災害時における薬剤師派遣については、原則として、「業として行う」には該当しないため、「労働者派遣事業」に該当しないと考えられるとの解釈を示し、明確化した。	【厚生労働省】災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日付け厚生労働省職業安定局需給調整事業課長通知) 【厚生労働省】災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日付け厚生労働省職業安定局需給調整事業課長補佐事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html	厚生労働省職業安定局需給調整事業課
5【経済産業省】 (6)大規模小売店舗立地法(平10法91) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	87	08_消防・防災・安全	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、松野町、愛南町、高知県	内閣府、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第90条の2、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月 内閣府(防災担当))	店舗等の非住家の被害認定に係る指針等の明確化	店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を整理し、明確化すること。	平成30年度に発生した西日本豪雨災害において、店舗等の非住家の罹災証明書が、中小企業等グループ補助金などの各種支援制度の適用に必要となっているにもかかわらず、非住家の被害認定に係る指針が定められていないため、被害認定調査を実施する市町村において、個別案件ごとに判断する必要があり、多大な時間と労力が必要となった事例があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	88	09_土木・建築	指定都市	仙台市、石巻市、柴田町、千葉市、横浜市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	床面積の算定方法について(昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号住宅局建築指導課長通知)、容積率制限に係る特例制度の活用について(平成18年3月29日付け国住街第292号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)	建築確認事務において「屋内的用途」に該当しないピロティの明確化	建築基準法第6条に基づく建築確認事務において、開放性を阻害せず、可動式ベンチやテラス席を置く等の一時的でオープンな使用に留まるピロティ(以下「当該ピロティ」という。)については、昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号住宅局建築指導課長通知(以下「昭和61年通知」という。)における「屋内的用途に供しない部分」であることを明確化し、当該ピロティ部分を床面積に算入しない取扱いを可能とすること。	当市においては、国土交通省が推進している「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けた各種事業に取り組んでおり、エリア単位で建物低層部、オープンスペース及び街路等を包含した空間である「グランドレベル」の形成のため、沿道建築物の1階部分に賑わい空間として利用することを想定したピロティを設けることが有効な手段の一つであると考えている。平成18年3月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知においては、開放性を阻害せず、イベント等の一時的な利用に供されるピロティを総合設計制度上有効な公開空地と評価できるとの取扱いが示されている一方、建築確認事務における床面積の算入に係る取扱いは特段示されていない。そのため、現状の建築確認事務においては、昭和61年通知のみにより建築物の床面積の算入に係る判断をしていることから、当該ピロティを含め、通行以外の何らかの用途に供されるピロティは「屋内的用途」に該当する建築物とみなされ、床面積に算入される運用となっている。以上により、不動産オーナー等が建物1階部分の利活用を想定したピロティの設置を検討していたとしても、建築確認申請時点でそれが「屋内的用途」に該当する建築物であるとみなされ、床面積に算入されることとなるため、中小規模の建物等の場合、ピロティを設置することで容積率を消化するより、事業床とした方が事業採算性を見込めると判断し、ピロティの設置を諦めるケースが多くなっている。なお、令和2年度に制定された「滞在快適性等向上区域等」関連法令の「民による空間整備の例」では、新たに整備する建物の低層部をオープン化(ガラス張り化、ピロティ化等)することに対して課税の特例等が設けられてはいるが、実施計画における建築確認時点で、屋内的用途に該当するために計画変更を求められ、建物の低層部のオープン化が実現することが困難となっている。そのため、計画変更に伴い協議に時間を要するピロティ等を設ける計画よりも、申請手続きが円滑な屋内空間(事業床)とした方が事業の効率性(工期短縮)や採算性を見込めるため、不動産オーナーは、国土交通省が例示する「民による空間整備の例」のような建物の低層部のオープン化を積極的に設置しようとするインセンティブが働かない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	89	04_雇用・労働	都道府県	徳島県、所沢市、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第203条の2、(平成30年10月18日総行公第135号、総行給第49号、総行女第17号、総行福第211号、総行安第48号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長、各人事委員会委員長あて総務省自治行政局公務員部長通知)会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について	会計年度任用職員に勤労手当が支給できる制度の確立	会計年度任用職員(パートタイム)への勤労手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤労手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し	【現行制度について】 パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)は、地方自治法上、勤労手当を支給できる規定がなく、また、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号)も、総務省から示されている「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、勤労手当は支給しないことを基本としている。 【支障事例】 会計年度任用職員は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした公務の運営にあたり、欠かすことのできない存在であるが、法律上の制約等により勤労手当が支給されておらず、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との間に不均衡が生じている(国の非常勤職員については、給実甲第1064号において、「職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤労手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること」としている。)。同一労働同一賃金の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与制度とすることで、こうした不均衡を解消し待遇改善に繋げる必要がある。また、人事院勧告や人事委員会勧告による賞与の支給月数の改定は、民間の支給状況等を踏まえ、引上げの場合は勤労手当に反映し、引下げの場合は期末手当に反映する形がとられている。人事院勧告等に準じて会計年度任用職員の賞与の支給月数改定を行っている団体の場合、人事院勧告等による賞与の引上げ分が勤労手当に配分されると、配分先となる勤労手当の仕組みが整備されていない会計年度任用職員の賞与の引上げが行われないこととなる。 【支障の解決策】 会計年度任用職員に対し、常勤職員に準じた勤労手当が支給できるよう議論を加速し、地方自治法の改正及び総務省通知を見直すなど諸制度を整備すべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	90	11_その他	都道府県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項、第13条の2、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行往第83号)	マイナンバーカード交付事務において、委託事業者による本人確認を可能とすること	マイナンバーカード交付事務において、市町村職員だけでなく、カード交付事務委託事業者による本人確認を含めた申請受付が可能となるよう、必要な制度の整備を求める。	【現行制度】 市町村は、マイナンバーカードを交付する場合、申請者の本人確認措置をとらなければならない。また、マイナンバーカード交付事務の一部は、民間事業者への委託が可能であるが、申請者の本人確認は市町村職員が行う必要があるとされている。 【支障事例】 スーパーやショッピングモールなど、県民に身近な施設でカードの申請手続を支援する「出張申請サポート」を実施している。出張申請サポートは民間事業者に委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に向いて対応する必要がある。しかしながら、市町村では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、出張申請受付は思うように実施できない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (iv)建築物の床面積(施行令2条1項3号)の算定については、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないピロティを建築物の床面積に算入しないこと及びピロティが屋内的用途に供する部分か否かについては想定される使用方法等に応じて判断するものであることを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和4年度中に通知する。					
5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)会計年度任用職員(地方公務員法(昭25法261)22条の2)に係る手当(203条の2第4項及び204条2項)については、勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。 5【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	91	06_環境・衛生	都道府県	福島県、群馬県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第3項	第一種指定化学物質等取扱事業者が行う化学物質排出量等届出等事務の都道府県から中核市への移譲	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。)の規定により、第一種指定化学物質等取扱事業者が行う化学物質の排出量等の届出先(窓口)を、中核市については、都道府県から当該市とするよう規定を見直すこと。	【現行制度について】 化管法第5条第2項に基づく届出(いわゆるPRTR制度)については、同条第3項の規定に基づき、事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならないとされている。当県では、化管法に基づく届出が必要な事業所が906あり、そのうち約4割に当たる375事業所が中核市に所在している(令和2年度実績)。 【支障事例・制度改正の必要性】 化管法に基づく届出は、事業者による化学物質の自主的な削減を促すものであり、公害関係法令による化学物質対策を補完している。中核市においては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法等の届出や立入調査等の権限が都道府県から移譲されている一方で、これらの法令と密接に関係している化管法に基づく届出については、同法の規定により都道府県が窓口となっており、届出先が分かれることで届出を行う事業者の負担となっている。当県としても、中核市内の事業所から県に対し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の他の環境法令に基づく届出等を受けていないことから、PRTR制度に基づく届出の要否や内容の適否の確認に時間と労力を要している。 【支障の解決策】 他の環境法令の権限移譲と同様に、化管法に基づく届出先(窓口)を、都道府県ではなく中核市とする。	—
R4	92	06_環境・衛生	都道府県	福島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領	災害等廃棄物処理事業費補助金等に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定の際の添付資料の廃止又は添付資料の削減、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計の定型化	災害等廃棄物処理事業費補助金に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定を廃止すること、又は災害査定時の添付資料を必要最低限のものに限定すること、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計を定型化すること。	【支障事例】 令和2年提案募集の際、環境省から「①事業費を確定するため、災害等報告書の作成及び帳票等の確認が必要になるところです。②改めて帳票や写真等は必要最低限とするよう関係各所に周知を図って参ります。(略)帳票等の写しの添付が間に合わない場合は、帳票等の原本の書類を整えていただき、調査官が確認を求めた際に確認出来るようにしてもらいようお願いします。」との回答が示された(第1次回答)。しかしながら、令和3年8月に実施された令和3年福島県沖地震の災害査定において、提出を求められた書類の種類や量が令和元年東日本台風の災害査定と同等であり、対応が変わっていないように感じる。 【制度改正の必要性】 申請額と査定後の額に大幅な乖離がない(東日本台風:採択率98.6%、福島県沖地震:採択率99.6%)ことから、事業費の確定のため、市町村が発災後すぐに、膨大な時間をかけて詳細な帳票等の確認を受けることの負担軽減を図りたい。 災害廃棄物の発生量及び事業費の推計(考え方)の作成、災害査定当日の修正等に毎回時間を要している。(例:被災棟数×単価など)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	93	11_その他	都道府県	福島県、栃木県、群馬県、岐阜県	外務省	B 地方に対する規制緩和	旅券法第3条、第8条第1項	国立印刷局で集中的に作成された旅券の交付を国から申請者への郵送で行うこと	国立印刷局で集中作成された旅券の交付について、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するよう、地方公共団体の意見を踏まえながら検討すること。	【現行制度について】 旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施しており、現在は申請・交付ともに窓口に出頭しなければならない。今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入され、これにより身分頁を含む旅券の作成業務は国内2か所の国立印刷局に集約される予定。 【支障事例・制度改正の必要性】 毎月の対象者リスト抽出、ハガキ・電話による督促、領事システムでの未交付失効に係る業務が生じており、事務負担が大きくなっている。(当県の場合、令和3年度の未交付失効件数が14件、督促件数がハガキ187件・電話57件の計244件。) 電子申請により申請時の出頭は不要となるが、交付時は窓口への出頭が必要となることに変わりはない。国立印刷局において集中作成をすることで、申請から交付までの標準処理期間が6日から8日程度に延長されることを見込んでいる(国立印刷局から都道府県への発送に概ね1日、届いた旅券の突合・仕分・確認作業に概ね1日、計2日程度)が、これは各都道府県がこれまで取り組んできた交付日数の短縮化に逆行し、行政サービスが低下することになり、申請者に不利益が生じる。 旅券発給業務の集約化により利便性が大きく損なわれることのないよう、申請者の視点で業務を見直す必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	94	11_その他	都道府県	福島県、群馬県、岐阜県	外務省	A 権限移譲	旅券法第21条の2、旅券法第21条の3、旅券法施行令第4条	旅券発給業務の効率化に向けた国と都道府県が行う事務の見直し	今後、旅券の電子申請が幅広く一般的な申請方法として定着することを見据え、審査事務を始めとする旅券業務を外務省が一括して行うことについて、都道府県の意見を踏まえながら検討すること。	【現行制度について】 旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施している。 今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入される予定。 【支障事例・制度改正の必要性】 令和4年度以降の電子申請については、①申請者がオンラインで申請情報を入力、②申請情報が外務省サーバーに送信、③外務省サーバーから都道府県に申請情報が送信、④都道府県において審査後、外務省に審査完了を報告という流れになっており、審査、申請者へのエラー通知や追加書類の提出などは都道府県が実施することになっている。 また、電子申請にはマイナポータルを利用することとなるため、これまで都道府県により対応に差異があった「居所申請」(住民票以外の居所における申請)については電子申請非対応となってしまう。 電子申請の導入に当たり、都道府県においては、紙申請及び電子申請の両者を受理する必要が生じることから、事務処理が煩雑になる。 【支障の解決策】 旅券業務は、本来国固有の事務である。電子申請導入を機に、外務省が審査センターを設置して一括審査するなど、国が統一的な基準で事務処理を行うことが望ましい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【環境省】 (17) 災害等廃棄物処理事業費補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、地方公共団体の事務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュアル」(平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)が改正され、必要最小限となっていることを、地方環境事務所及び地方公共団体に改めて周知する。 [措置済み(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡、令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡)]</p>	—	<p>災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、地方公共団体の事務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュアル」が改正され、必要最小限となっていることを、地方環境事務所及び地方公共団体に改めて周知した。</p>	<p>【環境省】災害等廃棄物処理事業費補助金に係る実地調査業務について(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡) 【環境省】災害等報告書に添付する書類について(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>
<p>5【外務省】 (1) 旅券法(昭26法267) (ii) 一般旅券の交付(8条1項)については、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、地方公共団体の意見を聴いた上で、安全かつ確実な交付を可能とする制度設計等を前提に、配送交付について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【外務省】 (1) 旅券法(昭26法267) (i) 一般旅券の発給の申請(3条1項)等に係る事務については、令和4年度中の電子申請の導入に伴い、都道府県及び事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により当該事務を処理する市区町村の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、操作マニュアル等に、電子申請における審査に関する留意点を記載し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	95	03_医療・福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「児童扶養手当法」(昭和36年法律第238号)第3条第3項、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」(昭和55年6月23日児企第26号)1(1)、「児童扶養手当の取扱に関する留意事項について」(平成27年4月17日雇児福発第417001号)「児童扶養手当の事実婚に関する自治体に対する照会の結果(概要)」【主な判断に迷う事例の内容】	児童扶養手当の支給要件における事実婚の判定基準に関する考え方の見直し	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る「事実上婚姻関係と同様にある場合(以下「事実婚」という。)」の判断基準について、事実婚か否かという判断に性別は関係ないと考えられることから、「児童扶養手当の取扱に関する留意事項について」(平成27年4月17日雇児福発第417001号)及び関係資料を改正し、同性パートナーに関する記載の修正を求める。また、同性パートナーに限らず事実婚か否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る事実婚の解釈について、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」(昭和55年6月23日児企第26号)において「当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、(中略)事実婚が成立しているものとして取り扱う」とあり、「社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係」の有無の判断基準・考え方が「児童扶養手当の取扱に関する留意事項について」及び関係資料「児童扶養手当の事実婚に関する自治体に対する照会の結果(概要)」で示されているが、通知の発出された平成27年当時とは社会情勢や価値観等が大きく変化しており、実情に合わないものが存在している。具体的には、当県では同性のパートナーシップ制度を設けている市町村があり、当該制度上では事実上婚姻関係にあるものと認めているのに対し、当該通知等において「受給資格者と同性である者との同居である場合には、基本的に事実婚は成立していないものと考えられる」という記載があることから、児童扶養手当においては事実婚と認めないことになり、同一の地方公共団体内での扱いに矛盾が生じている。そもそも、「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する」という児童扶養手当法の目的に鑑みれば、共同生活を行っており、生計を一つにしている者に手当を支給することが適当かどうかという判断については、性別によらず判断されることが適当であると考えられる。また、同性パートナーの場合に限らず、事実婚の判定については多種多様な事例があり、判断が困難であるものが多いことから、地方公共団体ごとに異なる判断が行われている可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	96	11_その他	都道府県	奈良県	総務省	B 地方に対する規制緩和	「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付通知閣副第396号、府番第117号、総行第49号、総行住第83号)	マイナンバーカード交付円滑化計画における市町村の実績報告の集計報告事務の簡略化	マイナンバーカード交付円滑化計画における毎月の市町村の実績報告の集計及び総務省への報告事務について、マイナポイント申込支援計画(マイキーID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更することで、県を経由せずに国から直接市町村に調査でき、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただきたい。	「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付通知閣副第396号、府番第117号、総行第49号、総行住第83号)により、各市町村において策定することとされた「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づいて行われる実績報告は毎月求められており、その度に各都道府県が市町村の回答を集計して、総務省へ報告するのに多くの時間を要する。当県では、エクセルシート5枚を39市町村分集計するとともに、39市町村分を国の提出用シートに貼り付ける作業(39市町村×5シート)を行う。そのため市町村へのリマインドも含め、国に提出するために最低7日程度要し、非常に重い負担となっている。また、実績報告を県から国に回答した際、修正依頼があれば再度県から市町村に問い合わせしており、これも事務負担となっている。マイナポイント申込支援計画の毎月の実績報告では、令和4年4月分からWEB上での回答フォームから提出ができ、各都道府県において別途集計する必要がなく、マイナンバー交付円滑化計画の実績報告についても、同様の方法を活用した提出方法に変更していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	97	03_医療・福祉	都道府県	新潟県、岐阜県	デジタル庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	栄養士法施行令第1条、第3条、第4条、第5条、第6条	オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止	管理栄養士免許の各種申請(免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請)について、オンラインで申請された場合の都道府県経由事務の廃止を求める。	管理栄養士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとされている。手数料も収入印紙で国庫に入り、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。なお、当県の場合、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換え交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換え交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び本庁での受付審査にそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	98	03_医療・福祉	都道府県	新潟県、岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師法施行令第11条、製菓衛生師法施行令第3条、栄養士法施行令第3条、「管理栄養士免許申請等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付け厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡)	管理栄養士、調理師、製菓衛生師及び栄養士免許に係る名簿訂正手続について、「30日以内」の期限廃止若しくは努力義務化した上で、以下①②について求める。①管理栄養士免許について、「管理栄養士免許申請等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付け事務連絡)を改訂し、遅延理由書を不要とすること。②調理師、製菓衛生師及び栄養士免許の名簿訂正手続について、各都道府県が添付書類等を判断できる旨を改めて周知すること。	管理栄養士、調理師、製菓衛生師及び栄養士免許の名簿登録事項に変更が生じた場合、30日以内に訂正申請が必要となっている。訂正申請が遅延した場合、管理栄養士については、「管理栄養士免許申請等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付け厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡)(以下「厚生労働省事務連絡」という。)において遅延理由書の添付が必要とされており、また、調理師、製菓衛生師及び栄養士については、管理栄養士における上記の取扱いに準じて、同様に添付を求めている都道府県が多いものと思料する。しかし、期限内の訂正申請を失念する者が多く、また、申請窓口で追加で遅延報告書を作成してもらうことも多くあり、申請者及び都道府県双方の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html	
R4	99	03_医療・福祉	都道府県	新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師法施行規則第3条、栄養士法施行規則第3条	調理師免許証及び栄養士免許証の用紙サイズの見直し	調理師免許証及び栄養士免許証の大きさの規格について、B4からA4への変更若しくはどの規格の用紙を用いてもよいこととすることを求める。	行政文書の規格の主流はA4サイズである一方、調理師及び栄養士の免許証の大きさの規格はB4サイズであるため、発送時に、専用封筒や折れ防止のためのB4サイズの厚紙等をこのためだけに用意する必要があるほか、定形外郵便となるため、郵送料が割高となっている。また、書棚がA4サイズを念頭に設計されているため免許証が保管できない等、文書管理上の支障も生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	100	03_医療・福祉	都道府県	新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	8020運動・口腔保健推進事業実施要綱、医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち「8020運動・口腔保健推進事業」に係る窓口の一本化	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち「8020運動・口腔保健推進事業」に係る窓口の一本化を求める。	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」においては、補助金交付等の申請書提出先の医政局医療経理室(交付要綱所管課)とは別に、計画書等を医政局歯科保健課(実施要綱所管課)あてに提出することとなっている。医療経理室に提出した事業計画書に誤りや修正があった場合、既に計画書等を歯科保健課に提出しているため、歯科保健課に別途連絡して修正してもらわなければならないため、事務が煩雑となっている。また、二重窓口の状態となっているが、両課の役割分担が明確に示されていないため、問合せ先に迷うことが多くある。さらに、両課において情報共有がされておらず、交付要綱と実施要綱とで事業の実施主体が異なるという齟齬が生じたこともあった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	101	03_医療・福祉	都道府県	新潟県、群馬県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	【障害福祉計画】障害者総合支援法第89条第1項【障害児福祉計画】児童福祉法第33条の22第1項	都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画に係る計画期間の延長	都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画について、計画期間の延長を求める。	現行の3年周期では検証できる期間が短く、十分な評価が行えない。また、計画の策定には多くの作業が必要であり、3年周期では策定業務が大きな負担となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (34) 児童扶養手当法(昭36法238) (i) 児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、地方公共団体における適切な判断に資するよう、令和5年中に事実婚の場合等を含め児童扶養手当の支給の実態等に関する調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省】 (35) マイナンバーカード交付円滑化計画 個人番号カードの交付体制等に係る市町村(特別区を含む。)に対する調査については、令和5年度以降も実施する場合には、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【デジタル庁(2)】【厚生労働省(10)】 栄養士法(昭22法245)、医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、薬剤師法(昭35法146)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64) 各法令で定められている免許の申請等に係る手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、令和6年度からオンラインによる手続を可能とするに当たり、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について検討し、令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (9) 栄養士法(昭22法245) 管理栄養士名簿の訂正(施行令3条3項)については、期限後に申請があった場合の申請者からの遅延理由の確認に係る都道府県の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (11) 栄養士法(昭22法245)及び調理師法(昭33法147) 栄養士及び調理師の免許証の様式(栄養士法施行規則3条1項の別記2号様式及び調理師法施行規則3条の様式2)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度中に省令を改正し、用紙の大きさの指定を廃止する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (55) 8020運動・口腔保健推進事業 8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画等の提出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、様式の簡略化等を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	102	03_医療・福祉	都道府県	新潟県、群馬県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長	都道府県介護保険事業支援計画について、計画期間を6年に延長することを求める。(ただし、必要に応じて見直しを行う。)	当県では、老人福祉計画(老人福祉法)及び介護保険事業支援計画(介護保険法)として「高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者施策について総合的に推進している。介護保険事業支援計画は、介護保険法により、3年に一度改正する旨定められており、その度に多大な人役(庁内関係課14課との調整、学識経験者等18名の協議会の年4回開催、基礎データ収集のための調査)を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	103	02_農業・農地	都道府県	新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	有機農業の推進に関する法律第7条第1項、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第5項	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行に伴う「有機農業の推進に関する法律」に基づく「推進計画」の整理	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく基本計画において、有機農業の推進に関する施策についての計画を盛り込むことで、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」に替えることができるよう求める。	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行により、都道府県は市町村と共同で「基本計画」を策定することとなり、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」等との整合が求められる。これら2つの計画は内容面での重複が多いことが予想され別々の策定作業は負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	104	02_農業・農地	都道府県	高知県、徳島県、愛媛県、高知市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領	養豚に係る畜産クラスター事業における施設整備事業のあり方の見直しを求める。	畜産クラスター事業の施設整備事業について、養豚では単年度での事業実施となっていることから、肉用牛・酪農と同様に複数年度での事業実施を可能とするよう見直しを求める。	【現行制度について】 畜産クラスター事業の施設整備事業については、一般会計予算での単年度事業であり、目標年度(通常は5年後)の成果目標を達成しなければ次の事業活用ができない。一方、同事業の肉用牛・酪農重点化枠は基金事業であり、複数年度での事業実施が可能。 【支障事例】 当県では令和3～5年度に同事業を活用し、養豚での大規模な施設整備を予定していたが、令和3年度分のみ承認された。さらにコロナ禍による輸入資材の納品遅れにより年度内完了が困難となり、事故繰越の手続きを行ったところ。 【制度改正の必要性】 当県のような中山間地域では、大規模な養豚施設を整備するための土地の確保が難しいことから、農場敷地内に新しい豚舎を建築後、豚を移動させ、既存豚舎を撤去した跡地に新しい豚舎を整備する必要がある。施設整備に数年の期間を要する。さらにコロナ禍による世界的な建築資材流通の混乱や建設業界の人手不足等により、大規模な施設整備の単年度完了が困難な状況。 【支障の解決策】 養豚についても肉用牛・酪農と同様に基金事業化するなど、複数年に渡る施設整備を支援できるよう要請する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka-yosan.html
R4	105	03_医療・福祉	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、同法施行令、同法施行規則	特別児童扶養手当に係る事務手続のオンライン化	特別児童扶養手当に係る申請手続について、現行の市町村窓口における受付に加え、都道府県が構築したオンライン申請システムを用いて申請者が申請を行い、都道府県が受付けたデータを市町村へ送付した上で市町村が審査・補正を実施し、その申請データを都道府県へ送付するという手法を可能とすること。	特別児童扶養手当の認定等に係る手続については、法定受託事務であり、法令により詳細に定められているところである。現行制度においても、書面のみならずデータでの申請受付は可能であるが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第15条において「市町村を経由して申請する」となっていることや、同施行規則第1条等において「特定の様式を用いて申請すること」となっていることから、現行の市町村窓口における受付に加え、求める措置のような受付手法が可能かどうか不明確であり、結果としてオンライン化を進めることができていない。 【書面手続による支障事例】 受給者の多くは市町村の窓口に向いて書類の作成を行っており、受給者の負担となっている。書類上の記載の不備が多く、市町村と県の間での確認や補正に時間を要している。市町村は受理した書類に手書きで審査結果を追記しており、業務の負担となっている。都道府県は市町村から送られる書類を手打ちでシステムへ入力しており、事務負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	106	03_医療・福祉	都道府県	高知県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第13条第1項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第17条第1項	特別児童扶養手当証書の廃止	特別児童扶養手当証書(以下「証書」という。)について、証書の廃止を求める。	特別児童扶養手当の受給の認定について、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則において、受給資格者に対し特別児童扶養手当認定通知書(以下「通知書」という。)及び証書を交付することが定められているものの、その後の手続き等において証書を実際に使用する機会は少なく、通知書により代替可能であると考えられる。そのような状況にも関わらず、特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則により毎年度の証書の交付が求められており、地方公共団体における証書の発行・管理等の事務負担が発生している。また、証書を使用する機会は少ないにも関わらず、証書を紛失した場合は速やかに届出が必要となるなど、受給者における証書の取扱いについても厳格に定められており、受給者にとっても証書の保管・管理が負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	107	05_教育・文化	村	島牧村	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第106号)、第9条2項 三学級の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 及び中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に四分の三を乗じて得た数	都道府県費負担教職員定数配置基準における事務職員に関する基準の見直し	過疎地域などにある、学級数等が少ない規模の小さな小・中学校においても事務職員が確実に配置されるよう求める。	県費負担教職員の定数については、教職員総数の標準定数を定めた「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(標準法)」をもとに、各都道府県において条例等で定めることとなっている。県費負担教職員の中でも、「事務職員」について、過疎地域などにある、学級数等が少ない規模の小さな小・中学校においては、各都道府県の定める定数上の問題で配置されない場合があり、代わりに教職員が事務処理等を行っているため負担が生じている。(生徒数が減ったからといって通常業務に係る作業量が減るわけではなく、教職員の負担が増加している。) 本村においても今年度、村内の中学校において、当村が所在する都道府県の定める定数上の問題により事務職員が配置することができず、教頭や教員が事務職員の業務(村への助成金の申請や、PTAなど特別会計の金銭管理など慣れない業務)を追加で行うことで昨年の同時期より時間外、休日出勤の日数が増加している。 標準法第9条2項において事務職員の配置定数の標準が定められているところ、過疎地域等における小・中学校においても事務職員が十分に配置されるよう規定されているとはいえず、見直しを求めるもの。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (39)介護保険法(平9法123) (ii)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【農林水産省】 (14)有機農業の推進に関する法律(平18法112) 有機農業の推進に関する施策についての計画(7条。以下この事項において「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令4法37)16条。以下この事項において「基本計画」という。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和4年10月11日付け農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長通知)]	—	有機農業の推進に関する施策についての計画(以下、「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。	【農林水産省】有機農業の推進に関する法律に基づく推進計画に係る運用について(令和4年10月11日付け農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html	農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課
—					
5【厚生労働省】 (35)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) (i)特別児童扶養手当の認定の申請書等の提出については、申請者等及び地方公共団体の負担を軽減するため、政令を改正し、令和5年の所得状況の届出(施行規則4条)から、都道府県へのオンラインによる提出を可能とする。					
5【厚生労働省】 (35)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) (ii)特別児童扶養手当証書(施行令13条4項)については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和5年10月までに必要な措置を講ずる。					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	108	11_その他	都道府県	茨城県、宮城県、高知県	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方交付税法、子ども・子育て支援法、地方税法	都道府県から総務省へ報告する地方交付税法に基づく調査の期限及び内容の見直し	地方交付税法第5条に基づいて都道府県から総務省に報告する市町村の普通交付税算定に係る基礎数値について、報告期限又は内容の見直しを行うこと。普通交付税の基礎数値として各省庁に報告した基礎数値の省庁間で横断的な数値共有を行うこと。	①子ども・子育て支援新制度に係る基礎数値 当該項目については、内閣府・厚生労働省から都道府県の子ども担当課宛てに「児童数等調査(令和3年報告期限:5月22日)等が照会されており、同調査の報告数値を普通交付税の基礎数値として市町村担当課から総務省にも回答している。(令和3年報告期限:6月4日)市町村担当課としても子ども担当課と連携をとり、突合した数値の報告に努めているが、保育園等の対象施設や市町村の子ども担当課にとっても厳しいスケジュールとなっているため、期限内の正確な数値の把握に苦慮している。 ②固定資産税に係る基礎数値 当該項目については、市町村担当課が市町村数値をとりまとめて総務省に提出する固定資産の価格等の概要調査に基づき、普通交付税の基礎数値を報告するが、概要調査の報告期限(令和3年:7月9日)に対し、普通交付税基礎数値の報告期限(令和3年:6月10日)が大幅に前倒しの設定となっている。市町村にあつては普通交付税の基礎数値報告のための作業が別途発生することで負担が増している他、概要調査の提出までに数値が修正となることも多い。 なお、地方税法第418条によると、「市町村長は、(中略)概要調査を作成し、毎年四月中に、これを道府県知事に送付しなければならない。」とあるが、前述のとおり総務省においても実務を優先した報告期限の設定となっており、法令の遵守が実務上困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	109	03_医療・福祉	都道府県	茨城県	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11及び第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号、児童福祉法第56条第2項	児童福祉法に基づく費用徴収事務に関する都道府県による住民基本台帳ネットワークの利用可能化	都道府県における児童福祉法第56条第2項に基づく費用徴収事務に関し、市町村と同様に、費用徴収対象者の住所を把握・探索する目的で住民基本台帳ネットワークを利用可能とするため、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号に、「児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」を加えることを求める。	児童福祉法第56条第2項に規定される費用徴収事務について、住民基本台帳ネットワークを利用する場合、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の規定上、市町村長においては「費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」ができるものの、都道府県知事については「費用の徴収に係る事実についての審査」しかできないこととされている。そのため、都道府県知事においては、県に転居先を知らせず、県外に転居している対象者の住所を、住民基本台帳ネットワークを用いて探索・把握することができず、公用請求により対応する必要があり、多大な事務負担が生じている。 この点、過去に総務省住民制度課へ直接問い合わせを行ったところ、「審査」は徴収という行為の実施にあたって現在の状況を確認することであり、厳密に言うところ「住所が不明なため新しい住所を探索するという目的」は含まれていない。」という回答があった。 なお、現行制度でも住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することで、都道府県知事保存本人確認情報を利用し、県内の居住地を確認することは可能であるが、対象者が県外に移住してしまった場合においては、都道府県知事は住民基本台帳ネットワークが利用できないため、住民票の公用請求を行って対応しており、債権管理に係る多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	110	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第1条の2、第2条第2項、第7項、第291条の2第1項	広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」(各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同じ。)は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。	広域行政需要に適切かつ効果的に対応するだけではなく、国からの権限移譲の受入体制をも整備するという広域連合制度の趣旨にもかかわらず、当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在しない。提案募集方式においても、当広域連合の提案で国の事務・権限の移譲が実現した事例は皆無である。 令和3年当広域連合提案においても、全国一律である必要がある、一部地域のみには移譲できない、として事務・権限移譲を認めないとするなど、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 このため、構成団体からの事務持ち寄りや国出先機関の「丸ごと移管」を車の両輪として広域ブロックの課題を自らの意思と責任で解決していくことを目指し、平成22年に設立された当広域連合は、未だにそのスタートラインに立つことができていない。あわせて、国においては、国際社会における国家としての存立にかかわる事務をはじめとする国が本来果たすべき役割に重点化できていない状況が続いている。 現行の法制では「国→都道府県→市町村」という行政体制が確立されており、国と地方の役割分担の中で広域ブロック単位の行政主体の存在が全く顧慮(オアソライズ)されていないが、提案募集方式において国からの権限移譲実現事例が規制緩和実現事例と比べて大幅に少ないことに見られるように、府省が権限移譲に対して積極的ではない中で、広域連合制度の趣旨を実現するには、まず、広域行政ブロック単位の広域連合の役割のオアソライズが欠かせないものと考えられる。	—
R4	111	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2第4項	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。 あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとするこの明確化を求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることのできる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。 このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。 このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見い出せず、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【総務省(4)】【厚生労働省(3)】 児童福祉法(昭22法164)及び住民基本台帳法(昭42法81) 都道府県が児童又は当該児童の扶養義務者等(以下この事項において「児童等」という。)に対して行う措置等に要する費用を支弁した場合における、当該児童等に対する費用徴収(児童福祉法56条2項)に関する事務については、省令を改正し、費用徴収の対象となる児童等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認を行う場合に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けることができることとする。都道府県知事保存本人確認情報を利用できることとする。 [措置済み(住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第69号))]	—	都道府県が児童等に対する費用徴収に関する事務をする際に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けることができるようにするとともに、都道府県知事保存本人確認情報を利用できるように省令を改正した。	【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年12月5日付け総務省令第69号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html	総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
—					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	112	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	A 権限移譲	地方自治法第291条の2第1項、第4項	広域連合制度において国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請権」の導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」の導入を求める。 あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求める。	当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は未だ存在せず、制度創設時、国が地方に権限を移譲したが見て非常に楽観的な制度設計であると危惧されたとおりになっている。 当広域連合からは、令和3年の提案募集において、地方分権特区(仮称)の具体的な姿の一つとして、高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限移譲等6項目を総合的なパッケージとした「職業人材活躍特区(仮称)」を提案し、その中で重点項目となった権限移譲1項目について「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの、その内容は、移譲後に当広域連合が実施を予定していた事項を所管府省において実施するため権限移譲は認めない、とするものであった。このことから、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 移譲の可否を机上で検討するだけでは、移譲に伴う危惧を列挙して移譲不可の結論を導くことは容易であり、現行制度には移譲の可否を客観的に検証できる具体的手段が欠如している。	—
R4	113	03_医療・福祉	その他	関西広域連合	デジタル庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第1条、第11条、調理師法施行規則第1条第2項第2号	調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	調理師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。 当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要がある、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりにも多くの時間を費やしている。 このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている調理師名簿訂正申請(調理師法施行令第11条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。 この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。 しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、調理師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付4,463件、書換交付1,223件、再交付1,277件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	114	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	デジタル庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号	製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	製菓衛生師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。 当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要がある、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりにも多くの時間を費やしている。 このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている製菓衛生師名簿訂正申請(製菓衛生師法施行令第3条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。 この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。 しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、製菓衛生師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付1,113件、書換交付157件、再交付80件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	115	11_その他	その他	関西広域連合	デジタル庁、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二	全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。	全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要が生じることもあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	116	06_環境・衛生	その他	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	デジタル庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、クリーニング業法第8条、クリーニング業法施行令第1条、クリーニング業法施行規則第4条第1号、第8条	クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	クリーニング師の免許申請、名簿の訂正、免許証訂正及び再交付の申請については、現在、申請に伴う添付書類について書面により提出を求めている。このうち、原簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。当初の免許証交付時点から長年経過した後の訂正交付や再交付の申請、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、原簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりで多くの時間を費やしている。また、資格保有者が免許証訂正申請(クリーニング業法施行規則第8条)の手続きを怠り、義務どおりに履行されていない場合も考えられる。この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。また、同システムでは、自動的に登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者に対して届出勧奨を行うことも考えられており、免許証訂正申請の手続きを促す効果も期待される。しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされており、クリーニング師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかになっていない。 【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規交付60件、訂正交付3件、再交付7件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	117	06_環境・衛生	その他	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	デジタル庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、医薬品医療機器等法第36条の8第2項、医薬品医療機器等法施行規則第159条の7第2項第2号、第159条の9、第159条の11第2項、第159条の12第2項	登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	販売者登録の登録申請、登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者にとって大きな負担となっている。当初の登録証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者に義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出(医薬品医療機器等法施行規則第159条の9第1項)が義務どおりに履行されないことにある。このようなケースでは、資格保有者が登録証の呈示を必要とした際、当初登録以後の本籍地変更や改姓(結婚、離婚等)等で手元の登録証が使えなかったり、登録証を紛失していたりして、現在の氏名等が表示された登録証が必要と判明してはじめて届出がされる。この登録関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署(本庁、保健所等)において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同システムによって、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握する等の作業を全て自動的に行うことで、現場における支障の発生そのものを抑制する活用も考えられる。しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかになっていない。 【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規登録2,659件、書換交付272件、再交付80件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	118	03_医療・福祉	指定都市	熊本市、船橋市、長崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」(平成26年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)	障害支援区分認定調査のオンライン化	障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査、医師・看護師等が同席するなど一定の要件を満たす場合におけるオンライン実施について、コロナ下の臨時的な取扱いとしてではなく、継続的に可能としていただきたい。	障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査については、原則、市町村職員(若しくは委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等)が現地に赴き実施している。対象施設が遠方やへき地にあつて、委託可能な事業者が見つからない場合は、調査のためだけに職員が現地に出勤しなければならず、旅費や移動時間の面から非効率である。なお、令和3年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から臨時的な取扱いとして、施設での対面調査が困難な場合は、医師・看護師等が同席するなど一定の要件下でオンラインによる調査が可能とされ、当市においても実際にオンラインでの調査を行ったが、対面調査と同じ精度の結果を得ることができ、資料作成を含め、特に支障はなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (44)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害者支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、以下のとおりとする。 ・現在、臨時的な取扱いとして可能としている情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査(以下この事項において「臨時的オンライン調査」という。)について、今後も当分の間、当該取扱いを継続した上で、臨時的オンライン調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に実施する認定調査に係る質疑応答集を整備するなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・臨時的オンライン調査の運用実態を調査した上で、一定の要件を満たすことが担保できる場合には、情報通信技術の進展を踏まえつつ、当該技術を一層活用した方法による調査を継続的に実施することを可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	119	03_医療・福祉	指定都市	熊本市、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条及び78条、地域生活支援事業実施要綱別記2-24	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の大学等に係る要件緩和	地域生活支援事業「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、対象者に対する修学に係る支援体制を大学等が構築できるまでの間において支援を提供するものとされており、大学等に係る要件として、「大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。」とされているが、やむを得ない事情により大学における支援体制の構築が困難であると認められる場合でも、支援対象とすることを可能としていただきたい。	当市において以下のような事例があり、支援の必要性はあるものと判断できるものの、大学が支援体制に向けた計画を構築できる見込みがないことをもって、対象学生が必要な支援の提供を受けられないことは学生にとって不利益であると思料する。 ①利用希望学生が、通学支援を希望したが、大学として、交通機関を利用して通学する学生を自宅から大学まで常時介助することは現実的に困難であることから、大学が対象者に対する支援体制の構築に向けた計画を策定できなかった。 ②医療的ケアが必要な学生が入学する場合、看護師など有資格者による支援が必要であるが、大学として看護師を雇用する予算の確保が困難であるため、大学が対象者に対する支援体制の構築に向けた計画を策定できなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka_vosan.html
R4	120	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第5項第5号、厚生労働省告示第122号 児童発達支援ガイドライン	重心児通所支援事業所における利用者欠席時の支援方法の見直し	障害児通所支援のうち主として重症心身障害児(以下「重心児」という。)を対象とした児童発達支援を行う事業所における重心児欠席時の対応について、例えば、当該重心児の居宅等を訪問し支援を行った場合には、当該児童に対し通常の児童発達支援を行ったこととして報酬算定を行うなど、重心児に対する柔軟な支援の実施を可能とすること。	重心児は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態であるため、予期せぬ体調不良等で急遽児童発達支援を欠席するケースが多い。急な欠席があった場合には、事業者はすでに人員等を配備しているにも関わらず、現行の報酬算定では実際の利用者数により算定が行われることから、欠席した者に係る報酬が算定されない。現行制度においても、欠席時対応加算として、原則月4回を限度に所定単位数(94単位)の加算が認められているが、通常の児童発達支援を行った場合の所定単位数(2,098単位)と比べると著しく低く、事業所の運営に影響を与えている。 当市としては、国の児童発達支援ガイドラインにおいて、「重心児に対しては、心身や健康の状態、病気の状況等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である」ことや、「障害のある子どもを育てる家族に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である」ことが示されていることから、重心児の欠席時の対応について、保護者の希望があれば利用者宅を訪問して支援を行う等柔軟な支援を進めたいと考えているが、現行制度においてはそのような支援に対する報酬の算定が行われないため、ニーズに即した柔軟な支援が実現できず、欠席時における利用者や保護者の負担増加にもつながっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka_vosan.html
R4	121	03_医療・福祉	施行時特別市	伊勢崎市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、板倉町、明和町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法、国民健康保険法施行規則第27条の16	国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化の標準化	国民健康保険法施行規則の改正により、高額療養費支給申請簡素化(申請次回以降の自動振込)を義務付けることを求める。	これまで該当の月ごとに高額療養費の支給申請書の提出が必要になっていたが、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が提案募集により施行され、ともに市町村の判断により別段の定めをすることで手続きの簡素化が可能となった。同一都道府県であっても市町村ごとに取り扱いが異なり、都道府県と市町村が連携会議で議論を行い、事務の標準化を図るため今後簡素化を都道府県単位で検討し、会議やアンケートなどで協議を進めていくことになる。しかし、厚生労働省の主管(部)課長会議の「事務の標準化・広域化の実施状況」の資料では、70歳未満(全世代)簡素化実施済が1都道府県・検討中が30都道府県と、ほとんどの都道府県で検討中という状況がみられた。新型コロナにおける3密対策と住民の利便性向上・職員負担軽減に繋がることから、今後も検討都道府県は増加すると思われ、簡素化(申請次回以降の自動振込)を標準化することで、効率化を図ることができる。また、令和4年4月から不妊治療の保険適用が始まり、その高額療養費の対象者が新たに出てくる。長期的に多数回の受診が必要な被保険者や家族への身体的負担、心理的負担も懸念されることから、早期に検討の必要がある。	—
R4	122	03_医療・福祉	施行時特別市	伊勢崎市、館林市、渋川市、藤岡市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険法施行規則第27条の16(平成29年7月・11月)	国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の請求事務の見直し	市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金の市町村から都道府県への請求事務を省略できることとする。なお、請求事務を省略する場合、代替事務として年度当初に都道府県と市町村で同意書等を交わし、国保連からの通知をもって申請があったものとみなし、交付決定通知をもって都道府県が市町村へ通知し、市町村は請求内訳書により金額が一致することを確認する運用とする。	平成30年度からの保険者の都道府県化以降、市町村は国保連に交付金の収納事務を委託し、国保連は市町村を経由することなく、都道府県に診療報酬支払分の総額を通知することとなり、都道府県から国保連に交付金(現物支給分)の請求額を支払うことができる制度となった。しかしながら、交付金の請求については、市町村から都道府県への請求事務は残ったままとなっており、かつ、市町村から都道府県への請求に係る日数も大変短いことから、事務の大きな負担となっている。なお、都道府県については、国保連からの通知により、市町村からの請求がなくとも県内の診療報酬支払分の総額を把握している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	123	03_医療・福祉	施行時特別市	伊勢崎市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、榛東村、上野村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第58条第2項、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について(厚生労働省令和2年3月10日事務連絡)	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準の周知等について	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準の周知等について	国民健康保険法第58条第2項の規定により、市町村は条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができるとされている。 新型コロナウイルス感染症流行に伴い、令和2年3月に厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給等について」により各市町村、国民健康保険組合に対して傷病手当の支給について検討するよう通知があり、当市においても支給を行っているところ。 本件についてはコロナの長期化に伴い、当初想定されていた支給期間が大幅に延長されており、支給要件等に関する判断基準(後遺症等の取扱いなど)は複雑化しており、現状国から発出されているQ&A等のみでは判断が困難なケースが増えている。ついては、国によるQ&A等において、全国の市町村からの問い合わせなどを掲載するなどして、判断基準の明確化、周知等を行うよう提案するもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
—					
—					
5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (vii)国民健康保険給付費等交付金(75条の2)の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県を行う方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (i)新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金(58条2項)については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関するQ&A」(厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課)において、多くの地方公共団体から質問を受けた事項を追加し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年10月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)]	—	「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関するQ&A」(厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課)について、多くの地方公共団体から質問を受けた事項を追加し、発出した。	【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関するQ&A(その2)について(令和4年10月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	厚生労働省保険局国民健康保険課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	124	03_医療・福祉	施行時特例市	伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、大泉町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)2(2)④オ	障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号)により、障害福祉サービス事業所に義務付けている支給決定市町村への施設外就労に関する実績報告の提出について、廃止等の見直しを求める。	障害福祉サービスにおける就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)を実施している事業者は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に合わせ、支給決定市町村に提出することとされている。市町村は、この実績報告を「施設外就労支援加算」の審査に活用していたが、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「施設外就労支援加算」が廃止された。報酬改定以前は施設外就労は加算の扱いであり、請求内容から施設“内”なのか施設“外”なのか把握できたため、提出される実績報告書と照らし合わせて請求内容のチェックを行っていた。しかし、報酬改定後は「施設外就労支援加算」は廃止となり、就労系サービスの基本報酬に組み込まれたため、請求内容から施設“内”なのか施設“外”なのか把握できなくなり施設の内外での金額差もなくなったため、審査時において施設外就労支援の実績報告書により施設外就労に該当するか否かを確認する必要がなくなった。しかし、上記のように令和3年度報酬改定に伴い請求審査事務の処理内容に変化があったにもかかわらず、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知に規定された施設外就労の実績報告書の提出については見直されず、従前どおり毎月の報酬請求に合わせて施設外就労の実績の提出が義務付けられている。通知では「報酬請求にあわせ提出すること」とされているが、市町村における請求の審査においては先述のとおり活用方法がなく、また国等への提出の必要もないことから、当市では保管するのみとなっている。事業所からも加算が廃止されたことで、作成に多大な手間が掛かる施設外就労に関する報告書を請求時に提出する必要があるかどうか問い合わせがあり、対応に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (44) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における施設外就労に関する実績の把握については、事業所からの報告を不要とした上で、地方公共団体の判断で事業所に確認することとするなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年9月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	125	11_その他	中核市	福井市、福井県	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条、森林法第10条の7の2、第191条の4、第191条の5	林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し	森林法第191条の4に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。	市区町村は、意向調査や経営管理権集積計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等を特定するために、森林法第191条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。現在、当市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報や登記済通知書情報、課税部局から提供された固定資産課税台帳等の情報をもとに行っている。しかしながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳では正確に確認できない場合があり、依然として戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新している。また、森林所有者が転出をしている場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を行う必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、除籍謄本等を当該対象市区町村に対して公用請求を行い、法定相続人を調査する必要があり、林地台帳の更新に多くの業務時間を費やしている。当市においても特に事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年度150～200件程度行っており、法定相続人が何代にもわたる場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の現住所の特定に8カ月を要した事例もある。加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住基担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。なお、都道府県においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	126	11_その他	中核市	福井市、福井県	総務省、法務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2第1項、第191条の2第1項、森林法施行規則第7条、不動産登記法第59条、第76条の2(令和6年4月施行の改正法で新設)、地方税法第382条	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の税務部局に限らず、林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすることで、森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する登記情報を、林務部局が、税務部局を介さず直接取得できることとすることを求める。また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化された際には、登記手続がされた森林所有者の変更について、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。	現在、地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供については、市町村の税務部局のみがその提供を受けることが可能となっていると理解している。当市では、登記所から通知された登記情報のうち森林所有者等に関するものについて、森林法第191条の2第1項に基づく内部利用のため、税務部局がエクセルデータを作成し林務部局に送付している。そのため、税務部局においてエクセルデータの作成等事務負担が生じているほか、林務部局においては、新たな森林の土地の所有者情報の把握に時間を要し、速やかな変更手続事務の履行ができずにいる。また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化されることで、相続による森林所有者の変更に関する情報は必ず登記所から取得できるようになるため、相続による森林所有者の変更の場合は、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出は不要となると考える。また、売買や贈与等による森林所有者の変更の場合も、登記手続がなされていれば森林法第191条の2第1項に基づく内部利用を活用することで、相続と同様に登記所から情報を取得することができる。現在当市では年間約100件の届出があるが、もし相続登記の申請義務化後もこの届出義務を存置すれば、森林所有者にとっては二重の手続が義務付けられることとなるとともに、市町村にとっては届出に係る事務負担が引続き発生することとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html	
R4	127	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、福島県、栃木県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第50条の2、第54条の2第2項、第5項、第6項	指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等	指定介護機関に関する名称その他事項の変更においては、現在生活保護法第54条の2第5項及び第6項における法第50条の2の準用により変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」という。)の届出を知事等が受けているが、介護保険法に基づき変更等があった場合には、生活保護法において変更等があったものとみなすこととされた。また、現在国においても生活保護システムの標準仕様が検討されているところであるが、上記みなし指定の拡充による指定・届出関係事務の窓口一本化を図り介護保険法指定データをベースとして生活保護法と一元管理・共有するシステムを構築し、事業者の利便性の向上及び行政事務の効率化・簡素化を図りたい。	生活保護法の改正により平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護事業については、生活保護法においてもみなし指定されることとなったが、事業者の変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」という。)の届出義務は残存している。また、法改正以前に指定・許可を受けた介護事業においても介護保険法上の変更等の届出とともに生活保護法上の届出も必要となっている。生活保護法において変更の届出が必要な事項については、介護保険法にて同事項が届け出られ管理されているにも関わらず、同時期に生活保護部局には届出されず失念されるケースが多く、正確な指定情報の把握に時間を要したり困難となることがあり、介護券の発行等の事務に支障をきたしている。また、介護機関も複数窓口へ同様の届出義務を負い、過剰な事務負担を強いており、行政においては、介護保険法と生活保護法における重複した変更入力や管理事務が生じ非効率を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	128	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第49条の2第2項、法第51条第2項、法第54条の2第5項、第6項	指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること	生活保護法改正以前に指定を受けた介護機関において、介護保険法に基づく指定の取り消し若しくは効力の停止(以降、「指定取消等処分」とする。)がなされたことを要件とし、生活保護法上の指定取消等処分が可能となるようされた。あるいは、介護保険法に基づく指定取消等処分がなされたことをもって生活保護法上で指定の効力を失う若しくは効力の停止があったものとみなすことが可能となるようされた。	指定介護機関に関する指定取消等処分に係る事務については、法第54条の2第5項において準用する法第51条第2項各号に基づき処理している。医療機関の指定取消については、法第51条第2項第1号において、法第49条の2第2項のとおり指定をしてはならない事項に該当するに至ったときを規定し、当該医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関でないとき(同項第1号)を掲げている。指定介護機関も法第15条の2に基づき介護保険法に基づく指定介護事業者が介護扶助を行うこととされているが、法第54条の2第5項において、法第49条の2第2項第1号は準用しないこととされており、指定取消の要件に介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定を取り消すこと等が規定されていないため、当該事由をもって指定取消等ができないのが現状である。このため、介護保険法上の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、生活保護部局において別途法的検討の上、指定取消等処分を行わなければならない。法的検討としては生活保護部局が行う指導及び検査等が挙げられるが、介護保険部局が指定取消等処分の判断を行った場合に生活保護部局がそれと異なる判断を行うことは考えられず、事務の重複が生じている。また、生活保護部局で検討を行うにあたり、指導や検査の実施や資料確認などの事務作業や処分の妥当性判断に多大な時間を要するため、生活保護部局において大きな負担となっている。なお、生活保護法の改正により、平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護機関については、生活保護法第54条の2第2項に規定されたとおり、生活保護法においてもみなし指定されることとなった。当該みなし指定を受けた場合、同条第3項及び第4項の適用を受けることとなるため、介護保険法上の指定取消等処分が行われた場合、生活保護部局においてもこの事実のみをもって指定取消等処分を行う。しかし、改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関については、法第54条の2第2項が適用されないため、同条第3項及び第4項の適用を受けない。このため、介護保険法上の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、生活保護部局において別途法的検討の上、指定取消等処分を行わなければならない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省(16)(ii)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 住民基本台帳法(昭42法81) 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合 					
<p>5【法務省(4)】【農林水産省(5)(i)】 森林法(昭26法249) 森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める事務(191条の2第2項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)]</p>	—	<p>森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求める事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】「登記情報等の電子データによる提供について」の一部改正について(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】登記情報等の電子データによる提供について(平成23年9月1日付け林野庁森林整備部計画課長通知(最終改正令和4年10月28日))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>法務省民事局民事第二課 林野庁森林整備部計画課</p>
<p>5【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (iv)生活保護法による指定介護機関(54条の2第1項)については、介護保険法による変更の届出等(介護保険法(平9法123)75条1項等)が行われた場合に、生活保護法上の届出等(54条の2第5項及び6項において準用する50条の2)を不要とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (v)生活保護法による指定介護機関(生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)1条による改正前の生活保護法54条の2第1項)については、介護保険法による指定の取消し等(介護保険法(平9法123)77条1項等)が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等(54条の2第3項及び4項)を可能とすることについて法制上の対応の可否等を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	129	09_土木・建築	都道府県	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	総務省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、第12条、第14条、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針一3(3)、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)第1章3(1)、地方公務員法第34条	市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化	市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第12条に基づく情報提供等及び同法第14条に基づく措置を円滑に行えるよう、市区町村の空家対策所管部局が空家法第10条に基づいて福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法(以下「地公法」という。)第34条の守秘義務に抵触しない旨を、ガイドライン等において明確化することを求める。	市区町村は、空家法第10条に基づき、空家等所有者を特定するために住民票や固定資産課税情報を利用することができる。しかしながら、住民票の異動がなされておらず住民票記載の住所が居所でない場合(例えば住所地在空家のままなど)や、空家に課されている固定資産税額が免税点未満であって課税情報を取得できない場合には、住民票や固定資産税課税情報だけでは所有者の居所を特定できない。このような場合には、介護保険、国民健康保険、生活保護の情報や地域包括支援センターが有する情報により、所有者の居所を特定できることがあるが、地公法第34条の守秘義務に抵触するおそれがあることなどを理由に、空家等所有者等に関する情報提供を受けられないことがあり、危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼や勧告等を行うに当たっての支障となっている。実際に、府内の1市において、福祉部局へ空家等所有者等に関する情報提供を求めた事例が3件あるが、その3件全てについて情報提供を受けられなかった事例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	130	01_土地利用(農地除く)	都道府県	広島県、全国知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条	土地利用基本計画の策定義務の廃止	土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める	本計画の目的とされている「土地利用の総合調整機能」については、農振法、森林法、都市計画法等の土地利用に関する個別法に基づき実質的な調整が行われており、本計画の調整機能は形式的なものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	131	05_教育・文化	都道府県	広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会	外務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める	地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の責務であり(日本語教育推進法)、敢えて基本方針の策定について規定する必要はない。(当県では、日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションプラン」を策定済である。)また、当県アクションプランは市町の役割分担や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針策定の必要はない。このほか、国の基本方針の見直し(概ね5年ごと)に応じた地方公共団体の基本方針見直しが必要となるが、そもそも、地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じてより柔軟に見直しを行うべきである。(当県アクションプランは概ね3年で見直し)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	132	01_土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第7条	都道府県国土利用計画の策定義務の廃止	都道府県国土利用計画の策定における負担軽減のため、都道府県での策定を不要とするよう求める	県計画について、基本的な方針は全国計画と同様であることから当県では国土利用計画(県計画)は当面の間策定しておらず、土地利用基本計画等の運用で対応している。(ただし、土地利用基本計画については、前段のとおり課題がある。)	—
R4	133	03_医療・福祉	都道府県	広島県、広島市、全国知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	都道府県障害福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	都道府県障害福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	上位計画(都道府県障害者計画:当県障害者プラン)の生活支援(障害福祉サービス等)に関する実施計画として位置付けているが、上位計画と同じ内容を記載している部分も多く、類似する計画となっており、別途新たな計画を策定する意義が乏しいと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	134	03_医療・福祉	都道府県	広島県、広島市、全国知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第33条の22	都道府県障害児福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	都道府県障害児福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	上位計画(都道府県障害者計画:当県障害者プラン)の生活支援(障害福祉サービス等)に関する実施計画として位置付けているが、上位計画と同じ内容を記載している部分も多く、類似する計画となっており、別途新たな計画を策定する意義が乏しいと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	135	02_農業・農地	都道府県	広島県、宮城県、広島市、全国知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第8条	家畜排せつ物利用促進都道府県計画の策定につき他の上位計画等の策定により代替可能とすること	家畜排せつ物利用促進都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	当県においては、「2025当県農林水産業アクションプログラム」をはじめとして、毎年、家畜排せつ物の適正管理と畜産経営の環境整備について方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【総務省(14)】【厚生労働省(25)】【国土交通省(9)】 地方公務員法(昭25法261)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空家等の所有者等に関する情報の内部利用(空家等対策の推進に関する特別措置法10条1項)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法34条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和4年度中に通知する。					
5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (i)土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。 ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。					
5【外務省(2)】【文部科学省(18)】 日本語教育の推進に関する法律(令元法48) 日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針(11条)については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針(10条1項)の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—					
5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、障害者計画(障害者基本法(昭45法84)11条2項及び3項)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。					
5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、障害者計画(障害者基本法(昭45法84)11条2項及び3項)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。					
5【農林水産省】 (10)家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平11法112) 都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(8条)については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	136	02_農業・農地	都道府県	広島県、宮城県、広島市、全国知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	当県においては、「2025当県農林水産業アクションプログラム」をはじめとして、毎年、和牛の生産から販売の取組方針や酪農経営の強化等の方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ないと考える。 (肉用牛生産の近代化に関する方針、肉用牛の飼養頭数の目標、肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項の一部が重複記載)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	137	05_教育・文化	都道府県	広島県、全国知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	スポーツ基本法第10条	地方スポーツ推進計画の廃止	地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求める	スポーツ基本法第10条では、地方スポーツ推進計画について「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。 一方、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)によると、「『地方スポーツ推進計画』を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと」とされており、実質的に計画策定を義務付ける規定となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	138	06_環境・衛生	都道府県	広島県、愛媛県、全国知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条	瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する他の計画との一体的策定	瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画での代替を可とすることを求める。	当該計画で定めている施策のうち、水質の保全・管理、海ごみ対策について、他の法令で義務付けられた計画(環境基本計画)に記載している施策と重複しており、別途新たな計画を策定する意義が乏しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	139	06_環境・衛生	都道府県	広島県、愛媛県、全国知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の4第3項	瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定	瀬戸内海指定物質削減指導方針における負担軽減のため、内容が重複する他の計画での代替を可とすることを求める。	水質汚濁防止法に基づき総量削減計画を別途定めており、削減の目標や目標年度、削減の方途など内容が重複する方針となっており、関係都道府県において別途新たな方針を策定する意義が乏しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	140	06_環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	地球温暖化対策の推進に関する法律	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減として計画策定に必要とされる内容の簡素化を求める。	温室効果ガスの削減は、産業界の対策、電力排出係数の改善、省エネ基準の強化など、都道府県・市町村の施策よりも、国の施策によるところが大きい。 義務計画である以上、今回(令和3年10月)のように、国の温室効果ガス排出量削減目標見直しの都度、地方自治体においても目標見直しの検討が必要となるが、国が責任をもって果たすべき部分と地方が責任をもって果たすべき部分が曖昧である。国計画中の「地方への期待」が啓発であるならば、各施策のロードマップと役割分担を明確にすること。また、削減値算出にあたっての国の示すマニュアルは、内容が広範囲・専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して計画を作成せざるを得ない。削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すこと。また、温対法において必要とされている審議会開催要件を任意とすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	141	03_医療・福祉	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第9項	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。	国の計画変更に伴う変更や組織改編に伴う変更など、県として独自性を出す要素がない変更や明らかに軽微な変更を行う場合があるが、特措法7条9項では、変更を行う際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を(必ず)聴かなければならないこととなっているため、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	142	09_土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第3条の3	港湾計画改訂に伴う技術的支援	港湾計画改訂時における技術的支援を求める。	平成31年に当県港港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約5年、また環境調査や調査検討費などの事業費として486百万円要しており、補助制度がないため単県費で大きな負担となっている。 そのため改訂において必要となる各種データについて提供いただいているところであるが、今後はより多様なデータ提供や社会動向分析等の技術的支援を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【農林水産省】 (6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182) 都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。)を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。 ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。</p>					
<p>5【文部科学省】 (14)スポーツ基本法(平23法78) 地方スポーツ推進計画(10条1項)については、以下のとおりとする。 ・「地方スポーツ推進計画の策定等について」(平30スポーツ庁次長)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)、国のスポーツ基本計画(9条1項)は参考とすべきであるものの同計画の記載事項の全てを定める必要はないこと及び数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていることなど、地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であること等について明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和8年度の第3期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【環境省】 (7)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【環境省】 (7)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【環境省】 (11)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。 ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。 ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【内閣官房】 (2)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31) 都道府県行動計画(7条)及び市町村行動計画(8条)(以下この事項において「計画」という。)の変更のうち、地方公共団体の組織に係る名称の変更等の軽微な変更については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に通知する。 ・計画の変更(7条9項及び8条8項)について、軽微な変更の場合には、逐次、計画を変更するのではなく、軽微な変更以外の変更がある際に一括して行うこととして差し支えないこと。 ・計画の変更に伴う学識経験者からの意見聴取(7条3項及び8条7項)について、意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に承認を得ておくことで、逐次の意見聴取を行わないこととして差し支えないこと。 ・軽微な変更のみを行う場合の学識経験者からの意見聴取の方法について、有識者会議等の開催は必ずしも必要ではなく、変更の内容や地方公共団体の実情に応じて電子メールを活用するなど、柔軟に変更することとして差し支えないこと。 [措置済み(令和4年11月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)]</p>	—	都道府県行動計画等の実質的な内容に影響を与えないような軽微な変更の場合における学識経験者への意見聴取については、対応方針に記載されている運用を行っても差し支えない旨、通知した。	【内閣官房】 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する都道府県行動計画及び市町村行動計画の軽微な変更に係る意見聴取手続について(令和4年11月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
<p>5【国土交通省】 (10)港湾法(昭25法288) 港湾計画(3条の3)については、船舶の大型化などの関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	143	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1、別表第2	マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等の口座引落を可能とすること	マイナンバーを活用した特定公的給付における預貯金口座の登録制度が開始することから、同様に、マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等を、事前に登録した口座から引き落とすことが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する等、必要な環境整備を求める。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)にも盛り込まれている、行政手続におけるキャッシュレス化の推進に向け、本県においては、行政手続における手数料等について、クレジットカード等による電子納付を可能とする予定であるが、クレジットカードやQRコードによる決済手段を持たない申請者は、メリットを享受できないほか、当県においても、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支払いが必要となり、一定の負担が生じる。 (背景) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」での利用が可能となった。 これにより、預貯金口座の登録等がなされることから、この情報を活用し、行政手続に係る手数料等の引落を可能とすることで、住民サービス向上、業務効率化を図りたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	144	06_環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	デジタル庁、総務省、法務省、環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条	産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講ずること。	廃棄物処理業許可にあたり、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならぬと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	145	06_環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付環境乳第59号) 「ふぐ処理者の認定基準について」(令和元年10月31日生食発1031第6号) 「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針(ガイドライン)について」(令和2年5月1日生食発0501第10号)	ふぐ処理者の資格要件等の全国平準化	ふぐ処理者の資格要件等について全国平準化を図るため、通知により各自治体に条例等の策定を求めるのではなく、法に規定することを求める。	通知により、各自治体において条例等を策定し、ふぐ処理者の認定について規定している。そのため、各自治体により認定方法や資格要件に違いが生じている。通知によって、「都道府県等間のふぐ処理者の資格の受入れ」についても示されているが、各自治体により認定方法や資格要件が異なるため、異動元の自治体の認定基準が厚生労働省が示すふぐ処理者認定基準を満たしたものを確認する必要がある。	—
R4	146	10_運輸・交通	都道府県	広島県、宮城県、愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港則法第31条第1項、海上交通安全法第40条第1項、同法第40条第7項、同法第41条第1項、同法第41条第4項、同法施行規則第24条、同法施行規則第26条	水質調査等に係る海上での採水作業等について、港則法上の港長等の許可や海上交通安全法上の海上保安庁長官への届出を不要とすること	水質調査に係る海上での採水作業等について、以下のとおり許可申請、事前通知又は届出の規制対象から除外する。 ①港則法については通知を改正し、採水作業等は同法第31条の「工事又は作業」に含まれないこととする。 ②海上交通安全法については通知の発出等により、採水作業等は同法第40条第1項第1号及び第41条第1項第1号の「工事又は作業」に含まれないこととする。または同法施行規則第24条及び第26条に「採水作業等に関すること」を追加し、同法第40条第1項ただし書及び第41条第1項ただし書の除外規定の適用を受けることとする。	【現行制度について】 当県においては水質調査等のため、委託を含めた海上での採水作業を実施している。この採水作業に際しては、港則法及び海上交通安全法の適用対象であり、許可申請や届出等の必要がある。 【支障事例】 採水作業等に係る許可申請や届出等に関する記載項目や海図の提出など作業負担が大きい。さらに審査期間を見越して作業日の一か月前までの提出も負担となっており、悪天候等による調査予定日やその予備日を過ぎる場合は再度、許可申請が必要となっている。また調査を民間業者に委託する場合は受託書の提出も求められており、委託契約の都合上、4月から行う調査は一か月前までの申請が困難となっている。 【制度改正の許容性】 漁具の設置を含めた漁業を行うために必要とされる行為やレジャー目的の行為等は許可申請や届出等の対象外となっているにも関わらず、船長がデッキに常駐し、いかりを下ろすことなく30分程度停泊して採水及び採泥作業を行う行為は対象となっている。水質調査等も行為の様子は変わらないことから、船舶の安全な航行に支障をきたすとは考えにくい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	147	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	最高裁判所裁判官国民審査法第14条	国による最高裁判所裁判官国民審査投票用紙の印刷原稿作成及び各都道府県選挙管理委員会への提供	最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、各都道府県選挙管理委員会がそれぞれ印刷原稿を作成するのではなく、国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供するように見直しを求める。(各都道府県選挙管理委員会は、国が作成した印刷原稿に基づき、投票用紙を印刷する。)	当県において、令和3年10月の第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、審査対象裁判官11名のうち1名の氏名を誤記した印刷原稿を作成し、それにより印刷したものを市町へ配付した。その後、県内市町の選挙管理委員会からの指摘により印刷誤りが発覚したため、改めて正しい氏名に修正したものを印刷し、市町へ再配付した。印刷誤りの投票用紙が投票に使用されることはなかったものの、印刷誤りにより、追加の経費負担が生じたこととなった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【デジタル庁(8)】【総務省(17)】【法務省(10)】【環境省(1)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 (ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であつて、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。 また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					
<p>5【国土交通省】 (2) 港則法(昭23法174)及び海上交通安全法(昭47法115) 港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等(港則法31条1項及び45条並びに海上交通安全法40条1項及び7項並びに41条1項及び4項)に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>					
<p>5【総務省】 (3) 最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法136) 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、都道府県選挙管理委員会の事務負担を軽減するため、次回の最高裁判所裁判官国民審査から、中央選挙管理会が都道府県選挙管理委員会に提供する、審査予定裁判官の氏名を印刷原稿に転記可能な電子ファイルの種類を拡充する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	148	08_消防・防災・安全	都道府県	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則	石油貯蔵施設立地対策等交付金申請に係る都道府県經由事務の見直し	「石油貯蔵施設立地対策等交付金」について、都道府県が市区町村等の計画などを取りまとめて国(経済産業局)へ申請をしているが、国(経済産業局)と各市区町村等で直接事務作業を行っていただきたい。	実質的に市区町村等が策定する計画などに基づいた事業実施のとりまとめが主たる目的となっており都道府県にとっては、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられる。 本交付金に係る都道府県事務は以下のとおり。 ①昨年度末時点での石油貯蔵量の報告:4月中頃 ②交付金および都道府県の事務交付金の交付申請:上期申請(毎年5月16日から5月31日までの間)、下期申請(10月16日から10月31日までの間) ③実績報告:交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月20日)まで ④その他、各種変更があった場合の変更申請手続き。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	149	02_農業・農地	都道府県	広島県、宮城県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	国有農地等事務取扱交付金	国有農地等事務取扱交付金事業の対象経費である災害復旧工事費につき繰り越し執行を可能とすること	第1号法定受託事務により実施している国有財産の管理に係る経費のための「国有農地等事務取扱交付金」の対象経費である災害復旧工事費について、明許繰越しを可能とするよう求める。	平成30年西日本豪雨による災害復旧工事の実施にあたり、工事施工業者の人材不足により、年度内に工事完了まで至らない可能性があったため、改めて次年度に予算確保し直さなければならない事態となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka-yosan.html
R4	150	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、愛媛県	総務省	B 地方に対する規制緩和	令和4年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について(照会)(令和4年4月6日付け総財交第37号総務省自治財政局交付税課長通知) 令和3年度の協議、届出又は許可に係る地方債の発行状況等について(照会)(令和4年4月12日付け総務省自治財政局地方債課、公営企業課、財務調査課事務連絡)	普通交付税算定に係る地方債同意等額の基礎数値の把握時期・方法の見直し	普通交付税基礎数値のうち、地方債同意等額の把握時期・把握方法の改善のために、数値の把握時期を現在の5月下旬から6月上旬に変更し、数値の把握について、現在総務省地方債課が照会している「発行状況調」を同省交付税課と連名で調査(普通交付税算定も念頭においた調査)とすること。	普通交付税の算定にあたり総務省交付税課が、基礎数値として地方債同意等額を調査しているが、提出期限が例年5月下旬となっている。ここでいう地方債同意等額は、厳密には借入額であり、5月31日の発行期限を待たない正確な数値は把握できないが、提出期限がそれよりも早いため、やむなくその時点での見込みで提出している。(一方で、地方債課の発行状況調は6月上旬の期限であり、正確な数値が報告可能となっている。)このため、同意等額と実際の借入額に差が出た場合は、後年度の交付税検査で錯誤措置となり、交付税を精算する必要が生じ、事務負担となっている。また、このことが錯誤措置が増える要因ともなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	151	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	—	新型コロナウイルス感染症対策関係通知の周知体制の見直し	新型コロナウイルス感染症対策に係る総務省通知について、総務省調査・照会(一斉調査)システムを活用して県・市町に一斉周知するものと、県を通じて市町総務・財政担当課へ周知するものを区分けするなど、柔軟な対応を要請する。	令和元年度以降、総務省から市町村担当課あてに送付される新型コロナウイルス感染症対策関係の通知を県内市町に通知しているが、令和3年5月以降は、感染拡大等の状況もあり、ほぼ毎日通知している。 新型コロナウイルス感染症対策関係の総務省通知は大きく分けると、 (1)市町職員の勤務条件に関する技術的助言 (2)厚生労働省の都道府県衛生主管課あての通知(市町の衛生担当課にも周知される)を市町の総務・財政担当課あてに周知するものであるが、大半の通知が(2)に該当する。 実際の通知の流れとしては、 ①総務省の調査・照会(一斉調査)システムにより県あてに通知し、地方自治法に基づく技術的助言の一環として、市町への周知を特に依頼 ②上記①の総務省通知を受けて県は市町総務・財政担当課あて送付しているところ。 上記(2)の通知は、市町の総務・財政担当課に直接関係しない場合もあるが、県が市町に通知文を发出する事務が発生しており、市町にもタイムラグが生じている。	—
R4	152	11_その他	中核市	豊田市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第171条の7(国の債権の管理等に関する法律第32条)	履行延期の特約又は処分をした債権の免除の緩和	地方自治法施行令第171条の7第1項において、「当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後に」と定められている「十年」を、「五年」と改正し、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理ができるようにする。	【制度改正の経緯】 当市では、社会福祉法人に対し、同法人が行う生活困窮者への貸付事業の原資として、金銭を貸し付けたが、同法人から貸付を受けた第三者が無資力等のため、同法人からの回収が著しく困難となり、市に一括弁済ができない状況となっている。 【支障事例】 本事業は生活困窮者への貸付であることから、回収が困難で、債権管理事務の負担を増大させている。 【制度改正の必要性】 地方自治法施行令第171条の6第1項第5号の規定に基づく履行延期の特約を締結し、地方自治法施行令第171条の7第2項の規定に基づく免除を検討しているが、無資力状態の第三者が滞滞した債権を10年間も分割払いを継続すること、一方で無資力状態の第三者に対して10年間もの間、分割払いを求め続けることが現状にそぐわないため制度の改正が必要である。 【懸念の解消策】 当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から5年に改正することで、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理が可能となる。	—
R4	153	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	身体障害者福祉法施行規則第2条第1項3号、第5条第2項、【参考】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第2項第3号、第25条第2項	身体障害者手帳の申請時における写真提出及び手帳の記載事項としての写真表示の義務付け廃止	身体障害者福祉法施行規則において、身体障害者手帳の交付申請時に「身体に障害のある者の写真」の提出が必要とされており、身体障害者手帳に記載すべき事項として交付を受けた者の写真を表示するものとされている。これを、やむを得ない場合は、申請時の写真の提出及び身体障害者手帳への写真の表示を省略できるものとする。【参考】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則において、精神障害者保健福祉手帳については、やむを得ない理由がある場合を除き、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする定められており、同様の運用が身体障害者手帳においても可能であると考え。	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用や補装具費の支給、各自治体における手当の支給や医療費の助成等、身体障害者に対する支援の多くは、身体障害者手帳の交付が条件となっている。身体障害者手帳の申請者は、申請時に長期の入院をしているケースもあるが、病院の面会制限等により、写真を撮ることが難しいことがある。他にも、病院の職員がカメラを預かることができないので写真の用意ができないといった入院中の申請者からの相談や、証明写真機以外の手段で写真を用意することが技術的に難しいといった高齢者からの相談等が、当市では年間10件程度ある。その結果、身体障害者について医師の診断を受けているにもかかわらず、写真の用意ができないことのみによって、身体障害者手帳の交付が受けられず、必要な障害福祉サービスや手当等の支給が受けられないという支障が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【経済産業省】 (9)石油貯蔵施設立地対策等交付金 石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。 ・交付申請については、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					
—					
—					
—					
<p>5【厚生労働省】 (20)身体障害者福祉法(昭24法283) 身体障害者手帳の交付申請時の写真の提出(施行規則2条1項)及び同手帳への写真の表示(施行規則5条2項)については、やむを得ない場合に省略できることとするについて地方公共団体等の意見を踏まえて検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	154	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第8条第5項、第8条第8項、第8条の2第4項、第8条の2第6項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第75条～第77条、第110条～第112条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第78条～第80条、第116条～第118条	介護保険制度における訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの指定基準の緩和	介護保険法等において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院でなければ開設できないと定められている訪問リハビリテーション(以下、「訪問リハビリ」という。)、通所リハビリテーション(以下、「通所リハビリ」という。))について、事業所の指定基準を見直し、訪問看護のように、開設できる法人格や開設場所の制限を撤廃するとともに、人員基準で定められているリハビリテーション事業所の医師の配置を必須とせず、主治医との連携をとることによりサービス提供を可能とするよう指定基準の緩和を行うことを求める。	【現行制度について】 介護保険制度上、訪問リハビリ、通所リハビリの事業所指定は病院等に限定されている。 【支障事例】 事業所指定の限定により事業者の新規参入が困難な中、要介護高齢者が利用する維持期・生活期リハビリテーションへの診療報酬算定が終了し、平成31年4月1日以降は介護保険によるリハビリテーションを利用することとされた。しかし受け皿となるリハビリテーション事業所が少なく、高齢者に対して状態像に応じた専門のリハビリテーションを十分に提供できる環境が整わないことから、医療保険のリハビリテーションで改善しても、その後介護保険のリハビリテーションに移行できず、状態の悪化、フレイルの進行、日常生活動作の低下などが懸念される。 【支障の解決策】 介護保険の訪問リハビリ、通所リハビリについて、訪問看護のように開設できる法人格や場所に制限を設けず、併せて主治医と連携することにより医師を配置としないなど指定基準の緩和を行う。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	155	01_土地利用(農地除く)	中核市	豊田市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の8第1項、森林法施行規則第14条、電気事業法第61条	間伐及び線下伐採の場合には「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出を不要とする見直し	「伐採及び伐採後の造林の届出書」(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を定める森林法第10条の8第1項各号に、間伐する場合及び電力送電施設の保守に係る線下伐採をする場合を追加する。	伐採届の提出は無計画な伐採を防ぎ森林を保全することを目的としているところ、間伐は森林の成長を促進させるものであって過剰な伐採を伴うものではないから、間伐の場合には伐採届の提出を求める必要はないものとする。また、本市では間伐の状況は森林整備事業補助金の申請を通じて把握することができる。それにもかかわらず、本市においては、令和2年度の伐採届の届出件数335件のうち、間伐に係るものが約4割に当たる144件を占め、森林所有者及び市町村双方にとって事務負担となっている。また、電力送電施設の保守に係る線下伐採について、電気事業者は、電気事業法第61条に基づく許可申請ではなく、森林法第10条の8第1項に基づく伐採届を提出して線下伐採を実施している例が多いと認識している。この場合、線下伐採の目的はライフラインの確保であって森林整備とは異なるにもかかわらず、電気事業者に対して伐採後の造林の計画を求めることになる。本市においては、令和2年度の伐採届の届出件数335件のうち、線下伐採に係るものが約3割に当たる92件を占め、電気事業者及び市町村双方にとって事務負担となっている。本市における受付事務において、1件当たりの作業時間は、間伐の場合は約2時間、線下伐採の場合は約1時間30分を要す。ただし、届出地番数や保安林照会数に応じて時間数が増加する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	156	08_消防・防災・安全	中核市	豊田市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)	消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加	消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)第3条における消火栓を設置する水道配管について、「地域の実情に応じて減径することができる。」を追加するなどの改正を行い、消火栓の設置要件に係る水道配管の管径を緩和できるようにすること。 地域の実情の一例 【例1】水道局のシミュレーションによって、減径後の給水量が、従来の給水量を確保可能と判断した場合 【例2】出勤体制において一定の水量が確保されている場合 (※減径後の給水量を従来の基準の半分と仮定する場合、1次出動で合計タンク水量が10トン以上かつ圧縮泡空気消火装置が装備された消防車が出動する場合は、不足分の20トン相当を消防車から放水が可能)	高度経済成長期に布設された水道管路は、人口増加という時代背景から、実際の給水量に対して余力を持った管径で布設されている。水道管の更新にあたり、給水人口の減少に伴い適正な管径を算出した場合、ダウンサイジングを余儀なくされる。水道事業会計の観点では、適正な管径で布設することは、コスト削減に繋がる。また、過剰な管径での布設は、管内に水を長時間滞留させ、いわゆる「死に水」が発生する原因となっている。 一方で消防水利の基準においては、「消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。」とされており、ダウンサイジングにより管径が小さくなった場合、消火栓が消防水利の基準を満たすことができなくなる。 消防庁は、「消防水利の整備促進強化について」(平成29年11月24日消防消第272号)において、2037年までに消防水利の整備率100パーセントを長期目標として掲げており、主な人工水利において約78%を占める消火栓は(令和3年4月1日現在)、消防水利の整備率の維持、向上には欠かせない施設となっている。 以上のことから、水道局からの水道管のダウンサイジングに係る要望に対し、消防局(本部)は、56年前の科学的根拠に基づく消防水利の基準により、整備率を維持するため、ダウンサイジングは認められないと回答をせざるを得ないといった支障がある。 また、従来から水道管が基準に適合しない地域は、防火水槽の設置に頼らざるを得ず、用地取得やコスト面において、消防行政の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	157	11_その他	中核市	豊田市、足利市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法第8条	給水区域の重複を可能とすること	他の給水区域と隣接した地域について、当該他の給水区域からの給水を可能とし、不要な水道施設等(ストック)を縮減可能となることから小規模で経営基盤が脆弱な水道事業者の負担の軽減を目的に給水区域の重複を可能とすることを求める。	給水区域境界が存在する道路には、双方の水道事業者がそれぞれ配水管を埋設し管理している。隣接する水道事業者がそれぞれに配水管を埋設することで継続的に維持管理が必要な水道施設等(ストック)が増えることになり、水道事業者の負担となっている。水道法第8条では給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないことと規定されており、令和3年度全国水道関係担当者会議及び水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月版)に区域外への給水の解消方策が定められているが、水道法に基づく給水区域変更や事業計画の変更の手続きが必要となるため、住宅建設等の需要に間に合わずトラブルになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (39)介護保険法(平9法123) (iv)指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業者及び指定(介護予防)通所リハビリテーション事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数及び施設に係る基準の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249) (iii)森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出等(10条の8)については、電力送配電施設の保守に係る線下伐採の届出等の実態を調査した上で、市町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省(8)】【厚生労働省(13)】 消防法(昭23法186) 消防水利の基準(昭39消防庁告示7)における消火栓を設置する水道配管の管径基準については、地域の実情に応じて緩和できるよう、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (29)水道法(昭32法177) (i)給水区域の境界に近接し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、水道事業者における事務の実態を把握した上で、業務の委託(24条の3第1項)をより活用しやすくするために必要な方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	158	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、私立学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱	私立学校施設災害復旧事業に係る補助要件の緩和	「私立学校建物其他災害復旧費補助事業」及び「私立学校施設整備費補助金」の適用要件について、「公立学校施設災害復旧事業」と同等まで緩和すること。	【現状】 私立学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園)は、公立学校と同様に学校教育の重要な役割を果たしており、その施設が台風等の不測の災害で被害を受けた場合は、早期に施設等の復旧を図り、教育環境の確保が必要である。 また、大規模災害発生時、避難所指定の有無に関わらず、学校へ地域住民や帰宅困難者が避難してくることを想定し、防災対策の充実に努めるよう国からの求めがあるなど、災害時における私立学校施設の機能維持の必要性についても公立学校と同様に高い。 私立学校については、台風等の大規模災害が発生した場合、当該災害が激甚災害(本激)又は局地激甚災害に指定された場合に限り、その校舎等施設の復旧に要する工事費等を補助することが可能となっている。 【支障】 私立学校施設災害復旧事業は、激甚災害(本激)又は局地激甚災害(学校施設が区域内である場合に限る)のみを対象としており、公立学校施設災害復旧事業に比べ、適用要件(対象災害)が限定的である。 このため、激甚災害指定に至らない程度の大規模災害により被害を受けた場合、施設等の早期復旧がなされないと教育環境の確保及び避難所運営への協力が困難となる可能性がある。 【補助金の対象となる災害の範囲(私立学校)】 激甚災害(本激)に指定された地震、台風、集中豪雨などの大規模災害(補助率1/2以内) 局地激甚災害に指定された地震、台風、集中豪雨などの大規模災害(補助率2/5以内) 【補助金の対象となる災害の範囲(公立学校)】 下記のいずれかに該当する災害(補助率2/3以内(離島等4/5、降灰除去1/2)) ①降雨 最大24時間雨量80ミリメートル以上、連続雨量が特に大である場合(3日間(72時間)雨量180ミリメートル以上)、時間雨量が特に大である場合(1時間雨量20ミリメートル以上) ②暴風 最大風速15メートル毎秒以上(10分間平均の風速) ③こう水、高潮、津波等 被害の程度が比較的軽微なものと認められないもの ④その他 降灰、噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka-vosan.html
R4	159	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱、多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱、私立高等学校等経常費助成費補助金交付要綱	私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し	私立認定こども園等においては、国庫補助制度を一本化する等、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策充実を推進すること。 障害児を受入れる私立認定こども園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入れ障害児が1人であっても補助対象とすること。	【現状】 障害児保育事業(現在は一般財源化)の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れる場合に、私学助成及び子ども・子育て支援交付金により、職員の加配に必要な費用を補助している。 【支障】 幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:特別支援教育推進事業)、3号認定が内閣府補助(子ども・子育て支援交付金:多様な事業者の参入促進・能力活用事業)となっており、同じ園で、2つの申請手続が必要なケースがある。 受け入れる障害児が1人である場合は補助対象とならず、障害児の受入や保育士等の処遇改善が進まない。 [文部科学省私学助成(特別支援教育推進事業)の補助要件、補助額(年額)、負担割合] 受入障害児2人以上 784千円/人 国庫1/2・都道府県1/2 [内閣府子ども・子育て支援交付金(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)の補助要件、補助額(年額)、負担割合] 受入障害児2人以上 約784千円/人(月額65,300円/人) 国庫1/3・都道府県1/3・市町村1/3	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	160	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、西宮市、洲本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における検体採取、健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて」	新型コロナウイルス感染症患者の感染症法第19条の規定による入院勧告等の実施主体に関する見直し	新型コロナは患者数が多く、療養終了までに入院、宿泊、自宅等の療養場所の変更があり得、最低でも7～10日の療養期間における健康観察の必要性等から、最初の入院調整から療養終了まで一貫して患者の居住地を管轄する保健所が対応することが望ましいため、患者の現在地を管轄する都道府県知事等が行う入院の勧告又は措置を、結核患者と同様に患者の居住地を管轄する保健所が行うようにすることを求める。 その際、患者の現在地が居住地から遠く離れている場合等に、双方の保健所で調整することは妨げないこととしていただきたい。	【現状】 医師は、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)患者を診断したときは、最寄りの保健所長を経由して知事または保健所設置市等の長に届け出る。 この届出を受理した保健所は、患者の居住地が管轄外の場合は、居住地を管轄する保健所へ届出の内容を通報する。 平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知(以下、「厚労省通知」という。)において、新型コロナを含む結核患者以外の患者に係る入院勧告等は、患者の現在地を管轄する知事、保健所設置市等の長が行うこととされている。 患者の居住地と現在地を管轄する保健所が異なる場合は、双方の保健所で移管協議の上、対応することは運用上差し支えないとされているが、患者対応には大きな負担が伴い、保健所業務が逼迫する場面も多い中、各保健所はこの移管協議を進めることに相当な労力を費やしている。 【支障】 厚労省通知において、新型コロナ患者の現在地を管轄する保健所が疫学調査や入院・療養調整を行うこととされており、例として、以下のような場合は患者の現在地を管轄する保健所が対応を行っている。 【例①】居住地を管轄する保健所の管轄外で新型コロナ陽性が判明したが、公共交通機関を使用せずに帰宅できない場合 【例②】濃厚接触者が自宅等での待機期間中に急変し、救急搬送で居住地外の医療機関に搬送され、新型コロナ陽性が判明し、そのまま入院となった場合 ①についてはいずれは帰宅することが想定され、②もいずれは居住地域の病院への転院や自宅療養等が想定されるが、現状では患者の現在地を所管する保健所が対応する必要があり、業務が逼迫している中、患者対応の移管協議には多大な負担が発生するため、実態として患者の検査診療を行う医療機関が多く所在する都市部を管轄する保健所に業務が集中している。 なお、当県下の保健所の実績として、患者の居住地と現在地が異なる保健所の所管であって、患者の現在地を所管する保健所が当該患者の対応を行っているケースは全体の約1.4%となっており、その大部分は、隣接する保健所間であり、現在地で対応できないほど遠方であるのは少数である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【内閣府(10)】【文部科学省(19)】 多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業 幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。					
5【厚生労働省】 (40)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) (ii)入院の勧告(19条1項)又は措置(同条3項)の実施主体については、入院の対象者が現在いる場所を管轄する都道府県知事等と、当該対象者の居住地を管轄する都道府県知事等との間で、入院の対象者への迅速な対応に支障が生じないよう連携・調整できる場合には柔軟に取り扱って差し支えないことを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	161	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条、第34条、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第8条第2項	自動車NOx・PM法の規定による特定事業者の要件緩和	自動車NOx・PM法第33条及び同法施行令第8条第2項に規定されている「特定事業者」の要件(一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車の使用台数)を、現行の30台から大規模事業者(200台以上)のみが対象となるよう緩和すること。	【現状】 自動車NOx・PM法では、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車を30台以上使用する事業者を「特定事業者」と位置づけ、「自動車使用管理計画書」(法第33条)及び「自動車使用管理実績報告書」(法第34条)の作成、知事への提出を義務付けている(令和3年3月末現在166事業者)。令和2年度から令和4年度にかけて国が自動車NOx・PM法の見直しを検討した結果、中央環境審議会の答申では、総量削減基本方針の目標はほぼ達成されていると評価されている。また、特定事業者の自動車使用管理計画についても、環境性能の高い車両への代替等の取組の結果、排出量が削減され、「関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい」とされている。 【支障】 計画(報告)作成に必要な各種データの把握・管理等に係る事業者の事務負担が大きいため、事業者からの苦情・問い合わせ対応や計画未策定の事業者に対する助言、提出された計画(報告)の統計処理等に係る県の負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	162	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、小野市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記8)	防護柵の設置に関する要件緩和及び被災防護柵の復旧事業の補助対象化	シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は農業被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置を可能とするよう、費用対効果分析の算定方法を見直すなど、採択要件を緩和すること。 豪雨や雪害等の自然災害や野生動物の侵入行為の影響により、国の定める耐用年数(金属柵14年、電気柵8年)よりも早く劣化した防護柵の機能回復・再設置が円滑に進められるよう、防護柵の耐用年数を実状に合わせて見直すとともに、被災防護柵の復旧を補助対象に追加すること。	【現状】 中山間地域等における農作物等被害の提言を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止施設整備促進支援事業)において、侵入防止柵の設置による被害防除が実施されている。 【支障】 被害の広がりの先端地等で予防対策として設置する場合は、「整備による全ての効用によって全ての費用を償う」という費用対効果分析の採択要件を満たさず、実施できない場合がある(効果額は現状の被害額から算定するため)。 当県では、全県のSPUE(1人の狩猟者が1日に目撃したシカの頭数の平均値)が平成30年度以降微増傾向にあり、特に県北部で顕著であることから、シカの分布の周辺部で急速に被害が拡大する蓋然性が高い。 自然災害により被災した防護柵の復旧は、県単独事業等で対応しているが、近年自然災害発生頻度が増加しており、これまで以上の被災防護柵復旧が必要となることが想定される。 防護柵の設置・復旧が不十分な場合、農業被害や林業被害の拡大(農産物や幼齢木の食害等)、動物と車・列車の衝突事故の発生、畜産農家における野生動物由来感染症の発生等が懸念される。 設置者の責によらない防護柵の劣化が生じた場合でも、耐用年数までの間、自力で修繕しているが、野生動物の影響(こじあけ、かみつき、押し倒し、掘り起こし等)による特殊事情も鑑み、防護柵の耐用年数を大幅に引き下げ、総合対策交付金を活用した再設置を可能とする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka_vosan.html
R4	163	05_教育・文化	都道府県	兵庫県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第5条、教育職員免許法施行規則第11条	臨時免許状所持者の普通免許状取得に係る必要在職年数及び取得単位数の緩和	教育職員免許法に定める臨時免許状保有者が普通免許状を取得する場合の必要在職年数及び最低修得単位数を緩和すること。	【現状】 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として学校の種類ごとの教員免許状(中学校または高等学校の教員は、学校の種類及び教科ごと)が必要である。 普通免許状を有する者を採用することができない場合は、教育職員検定を経て授与される免許状(有効期間3年)により、助教諭として該当教科を担当できる。 文部科学省の教員免許状授与件数等調査によれば、平成22年度～令和元年度に臨時免許状保有者が中学校教諭の二種免許状を取得した件数(全国)は各年度0件～4件と極めて少数である。 【支障】 中学校では9教科(10種類)を担当する教員数の確保が必要であり、特に小規模校においては十分な教員配置ができず、免許外教科担任や臨時免許状を有する教員により対応している。 [本県の免許外教科担任・助教諭数の推移(夜間中学、児童施設、特別支援学校・学級関係分を除く)] 免許外教科担任許可件数 H30:177、R1:130、R2:100、R3:114 臨時免許状授与数(助教諭数) H30:18、R1:25、R2:23、R3:30 免許外教科担任や臨時免許状による教科担任の解消のため、臨時免許状保有者の普通免許状(二種)取得を促進する必要があるが、臨時免許状の有効期間は原則3年であり、普通免許状取得に必要な在職年数が概ね5年以上(中学校6年、高等学校5年)とされているため、有効期間中に普通免許状を取得することができない(本県での制度活用件数はゼロ)。 また、仮に在職年数を満たしたとしても、上記の在職年数の場合は45単位の履修が必要となり(教育職員免許法をもとに規規則で定める単位数)、現に臨時免許状を保有する者が勤務しながら履修することが困難である。 免許保有者の少ない教科(例:中学校技術、高等学校福祉、看護)については教員免許を取得できる大学等の教育機関が少ない。 [臨時免許状保有者の普通免許状取得の最低要件] 中学校教諭(二種) 在職年数:6年、修得単位数:45単位 高等学校教諭(二種) 在職年数:5年、修得単位数:45単位	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】</p> <p>(9)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)</p> <p>自動車使用管理計画(33条)については、都道府県及び事業者の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>・省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減する。</p> <p>[措置済み(自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める命令の一部を改正する命令(令和4年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号))]</p> <p>・大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる政令で定める台数に含まれないことを明確化し、都道府県に通知する。</p> <p>[措置済み(令和4年11月28日付け環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)]</p>	—	<p>・省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減。</p> <p>・大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる政令で定める台数に含まれないことを明確化し、関係都道府県に通知。</p>	<p>【環境省】自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める命令の一部を改正する命令(令和4年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)</p> <p>【環境省】自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条及び第34条に規定される対象自動車について(令和4年11月28日付け環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	環境省水・大気環境局自動車環境対策課
—					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	164	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	災害救助法の救助範囲の拡大	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬など10事務に限定されている。発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。災害救助費については、国庫負担(5/10～9/10)の残りが特別交付税(4/10限度)措置されるため、国庫負担率が6/10以上であれば、実質的な地方負担はゼロになる。令和元年災害救助法改正で、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(10%以上)まで拡充、令和2年災害対策基本法改正で中規模半壊が支給対象となるなど、罹災証明書の必要性が高まっている。全国知事会危機管理・防災特別委員会の「令和3年災害検証報告書(案)」においても、「救助の実施に必要となる事務経費の全額を国庫負担の対象とすることや、救助を実施するために必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務の実施のために必要な費用について国庫負担の対象とすることを要望したい」など、近年の他の被災県においても同様の措置を求めている。 【支障】 令和2年7月豪雨では、熊本県内の被災8市町に対し6,300名を超える応援職員が派遣されており、特に大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施するのが困難である。他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象でないため派遣元自治体の負担となっている。(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)。	—
R4	165	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年5月19日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡「令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の事業期間中における実施計画の変更について	地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止	交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額、要素事業間の2割以内の流用等、軽微変更としての報告が求められている全てについて、報告を不要とすること。	【現状】 地方創生推進交付金交付要綱第7条に定める「交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更」であって、以下のいずれかに該当するものは、軽微変更として報告することとされている。 ①交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額 ②交付決定を受けた直近の実施計画に実施計画における、当該年度経費内訳の要素事業間の2割以内の流用 ③企業版ふるさと納税の併用に関する変更(事業期間の延長を伴わないものに限る) ④文言その他記載内容等の変更 【支障】 留意事項では「2割以内の減額のみの場合報告は必ずしも必要でない」とあり、また、「文言その他記載内容等の変更」の場合は報告が必要となっているなど基準が曖昧なため、変更報告の要否をその都度確認する必要が生じる。 市町によって対応も異なり、軽微変更でも逐一報告・相談される場合もあり、報告にあたっては変更後の実施計画に加えて新旧対照表の作成が必要であるなど事務が煩雑である。事業の目的等に影響がないにもかかわらず、変更報告後でなければ事業実施が認められない。また、資料一式の事前確認を受けた後に正式報告することになっており、報告資料作成のほか、内部決裁や県経由による調整など手続に時間を要するため、事業の推進に支障が生じる可能性がある。 [例:令和3年度中の軽微変更] 2割以内の減額:3件(3市町) 企業版ふるさと納税の併用:3件(3市) 文言変更:3件(1市) その他、地方創生拠点整備交付金に係る軽微変更:1件(県)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	166	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定	都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。	【現状】 都道府県は、過疎地域の持続的発展を図るため「過疎地域持続的発展方針」を定めることができ、市町村は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができる(任意)。市町村計画の策定は、過疎対策事業債の発行等の支援措置の要件となっている。都道府県は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展都道府県計画」を定めることができる(任意)。 【支障】 都道府県方針で基本的事項や実施すべき施策などを記載しているにもかかわらず、都道府県計画でも概ね同様の記載が求められており、同様の内容について、関係部局等、庁内での意見調整が複数回必要である等、事務の負担となっている。都道府県計画の策定は都道府県が市町村の基幹道路等の代行整備事業を行うための要件となっているが、代行事業を実施していない都道府県も相当数存在しており、都道府県方針と別に都道府県計画を策定する意義が低下している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	167	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3、第2条の4、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(平成27年5月13日27生畜第180号)	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、要領)で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣(市町村長は都道府県知事)との協議事項を報告事項に変更すること。	【現状】 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(以下、法律)に基づき、概ね5年ごとに農林水産大臣が「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下、基本方針)を策定し、都道府県は基本方針に調和することを条件に「酪農肉用牛生産近代化都道府県計画」を策定することができる(任意)。都道府県計画及び市町村計画の内容については、法律で記載すべき事項が規定されているほか、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領で詳細な様式が定められている。 【支障】 法律では「作成することができる。」とされているが、実質的には補助事業等の要件になっており作成が余儀なくされている。要領で規定されている様式(様式1)は、項目が表で細かく全国画一的に設定されており、特に「近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標」等は目標を策定するため、酪農、肉用牛、飼料の項目に分かれ担当毎に技術センターとも連携を取りながら現状分析を踏まえ作成している。また、作成した計画を検討委員会で審議するなど、当該年度を通じてこの計画を策定するため多大な労力と時間を要している。計画を策定するに当たり、都道府県知事は農林水産大臣、市町村長は都道府県知事との協議が必須となっている。 都道府県においては国の基本方針や、特に市町村計画との調和や内容の精査について、市町村担当者や県の出先機関である県民局職員(農林振興事務所、農業改良普及センター)を対象とした説明会の開催や内容の調整等を行っており、県庁職員だけでなく関係する県民局農林事務所職員も含め、多くの担当者の多大な労力と時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【内閣府】 (7) 地域再生法(平17法24) (ii) 地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【総務省】 (27) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令3法19) 過疎地域持続的発展方針(7条1項。以下この事項において「方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(9条1項。以下この事項において「計画」という。)については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。					
5【農林水産省】 (6) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182) 都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。)を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。 ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	168	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、明石市、洲本市、豊岡市、川西市、三田市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	統計法第19条、第20条、福祉行政報告例記入要領及び審査要領、社会福祉施設等調査の実施について(厚生労働省から毎年調査時期に発出)、介護サービス施設・事業所調査の実施について(厚生労働省から毎年調査時期に発出)	社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し	以下のとおり社会福祉施設に関する調査の簡素化を求める。 ①内容に重複が見られる調査の整理・統合(施設数・定員・従事者数等) ②調査頻度の削減及び調査時期の統一(年度報告調査の統一等) ③オンライン化の推進と基本情報入力簡素化(インターネット回答の拡大、法人・事業所番号による基本情報の自動入力、前回回答の表示等)	【現状】 社会福祉施設に関する調査は、統計法に基づく一般統計調査として、都道府県・指定都市・中核市を対象に、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的として実施されており、国から都道府県・指定都市・中核市に調査が行われるものと、国から民間事業者を通じて直接施設等に対して調査が行われるものがある。 [主な調査] 社会福祉施設等調査(毎年度)、介護サービス施設・事業所等調査(毎年度)、福祉行政報告例(毎年度)、福祉行政報告例第54、54の2(毎月)、地域児童福祉事業等調査(対象毎に3年周期で実施)等 【支障】 人員体制の限られた社会福祉施設等にとって、本来業務の傍ら、多数の調査内容を都度理解し、数値を集計、回答票を作成・報告することは、休憩時間にも作業が必要となるなど、大きな負担となっている。また、対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う地方公共団体の負担も大きい。「福祉行政報告例」では年度報が48項目(県の場合)と多数にのぼり、期限が4月末であるため、調査経路となる市・県福祉事務所や本庁関係課は業務繁忙期に集計を行っている。 [負担の具体例] 「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所等調査」(毎年10月1日調査)では、法人名、施設名、施設所在地等の施設の基本情報をその都度記入している。また、定員(又は在所者数)や従事者数等、内容に重複項目がある。 「福祉行政報告例」においては、老人ホーム、児童福祉施設、保育所、幼保連携型認定こども園の定員、入所者数、退所者数、措置人員等を調査しているが(翌年度4月末報告)、調査時期が異なる「社会福祉施設等調査」にも同様の調査項目がある。 「福祉行政報告例」において、保育所及び幼保連携型認定こども園の在所者数は、老人ホーム、児童福祉施設等の他の施設と異なり、毎月報告が必要である(第54・54の2)。 インターネットによる調査回答は、「社会福祉施設等調査」では児童福祉施設等と幼保連携型認定こども園のみ、「介護サービス施設・事業所等調査」では居宅サービス事業所(医療関係)と介護医療院のみが可能となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	169	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、明石市、洲本市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	自殺対策基本法第14条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条第36号、地域自殺対策強化事業実施要綱、地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化を図るため、下記(1)(2)等の対応を求める。 (1)地域自殺対策強化事業実施計画書及び地域自殺対策強化事業実施報告書を簡素化すること。 ①両様式の記載項目を削減する ②両様式を同一様式に統一する ③複数事業を両様式に一括で記載できるようにする等 (2)紙媒体での提出を廃止し、電子データのみでの提出とすること。	【現状】 都道府県及び市町村が実施する若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂者の再発防止等、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図ることを目的として、地域自殺対策強化交付金が交付されている(市町村に対しては、都道府県を経由する間接補助)。両様式には、事業目的・内容、対象経費のほか、事業実施の背景、期待される効果、主な対象者、担当部署、常勤・非常勤職員数、評価指標、評価理由等の詳細な項目が設けられている。 【支障】 (1)当該申請事務に係る事業数は大変多く、そのため両様式の作成を行う市町村・都道府県の事務負担が大きい。加えて都道府県では市町村からの提出書類確認・集約の事務に相当な時間が割かれているのが現状であるが、これらの負担は下記に起因しているものとする。 ①両様式は記載項目が多岐にわたる上、「職員数」や「専任・併任の別」等、事業予算との関連が薄いとされるものがある他、「評価指標以外の勘案要素」「評価区分」「評価理由」「今年度の取組を踏まえて課題として挙げられること」「考えられる工夫」等の、別に記載する「評価指標」で客観的な事業評価が可能であることから記入の意義が大変低いと見られる項目がある。 ②両様式には同内容の項目が多いにも関わらずそれぞれ別様式が定められており、計画書データを報告書に単に貼付する等のあまり意味を有しない作業をせざるを得ない。 ③複数の事業を実施する場合、事業ごとに両様式を作成する必要があることに加え、「事業目的」や「事業実施の背景」、「評価指標」等、各事業に共通の項目が多く、都度記載しなければならないため、膨大な数の両様式を作成しなければならない。 (2)厚生労働省に両様式を提出する際、電子データとともに紙媒体の提出が必要なため、膨大な紙資料の印刷・郵送をしなければならず、担当職員の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	170	08_消防・防災・安全	知事会	全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地震防災対策特別措置法第2条、地震防災緊急事業5箇年計画作成要領、令和3年10月14日付け府政防第1046号内閣府通知「第5次地震防災緊急事業5箇年計画に係る事業の進捗状況等について」(令和3年度の場合)	地震防災緊急事業5箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化	整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。 計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。 (例1)事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする (例2)入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする	【現状】 都道府県知事は、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等(県単独事業も含む)について、5箇年間の計画を作成することができる(任意)。緊急的に整備すべき施設等を本計画に記載することで、対象事業(福祉施設・学校整備等に限る)の一部で補助率の嵩上げが認められる場合がある。 都道府県知事は、当該計画を作成しようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。 【支障】 計画策定にあたり、計画に記載する全事業(補助率の嵩上げ対象外の事業も含む)について、個別省庁との下調整→内閣府と事前協議→内閣府と正式協議→同意の手順が求められ、労力を要している。計画に記載した全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札・設計変更による増減額等)が求められ、県・市町ともに回答作成に係る業務負担が大きい。加えて、実際に補助率の嵩上げが認められるかは計画策定後の個別協議に委ねられるため、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (48)統計法(平19法53) 社会福祉施設に関する調査については、政策を企画立案する上での必要性及び利活用状況を国から地方公共団体等への調査依頼に可能な限り明示する。その上で、介護サービス施設・事業所調査、社会福祉施設等調査及び福祉行政報告例については、地方公共団体等の負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス施設・事業所調査詳細票については、令和5年度調査から、オンラインによる調査等を拡充する。 ・社会福祉施設等調査詳細票においてオンラインによる調査等を拡充することについては、令和6年の当該調査に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・福祉行政報告例(報告表第54表及び54の2表)の月報については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、年度報化に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 					
<p>5【厚生労働省】 (46)自殺対策基本法(平18法85) 地域自殺対策強化交付金の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、実施計画書の様式の見直しなど、事務の簡素化について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【内閣府】 (6)地震防災対策特別措置法(平7法111) 地震防災緊急事業五箇年計画(2条1項。以下この事項において「計画」という。)については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要があるが生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	171	07_産業振興	一般市	川西市、兵庫県	デジタル庁、財務省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領	セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化	セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等を行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。	【現状】 セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。近年、添付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しずつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に来庁して紙ベースの申請書及び添付資料を提出し、証明書を発行する手続を行っており、まだ事務手続の軽減・迅速化の余地がある。 【支障】 令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混雑が問題となった。現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明書発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の停滞や融資実行の遅れが生じている。新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。添付書類の多さや減少率の手計算による数値確認も事務負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度を間違えて申請しているケースが多く、再申請の事務負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	172	11_その他	中核市	秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村	内閣府、デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進事業実施要領	市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。	【現行制度】 補助要件(夫婦の合計所得が400万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。 【支障事例】 転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 【支障の解決策】 新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。 <参考> 令和2年度 交付決定件数:52件 うち支障事例件数(※):28件 令和3年度 交付決定件数:60件 うち支障事例件数(※):27件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	173	06_環境・衛生	指定都市	京都市	消費者庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第24条第1項、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令(平成21年8月28日内閣府・厚生労働省第7号:最終改正・令和3年5月31日内閣府厚生労働省令第4号)第1条第1項	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し	関係法令等により毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。	食品衛生法において、「都道府県等食品衛生監視指導計画」の内容は、「当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない」と定められている。他方、同法では、同計画について、毎年度の策定を求める非常に短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間を十分に確保することができず、また、計画策定に係る業務負担が過大なものとなっており、実際の監視指導に注力する時間が削がれている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	174	03_医療・福祉	指定都市	京都市	厚生労働省	A 権限移譲	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(地方自治法第245条の9に基づく処理基準)	新型コロナワクチン流通等の調整に関する都道府県の権限の希望する指定都市への移譲	人口の集中する指定都市で迅速に接種を進めるには、効率的なワクチン供給、供給に合わせた接種体制の構築が重要であり、ワクチンの流通等の調整に関する都道府県の権限を希望する指定都市に移譲することを提案する。	新型コロナワクチンについては、供給量に応じて、国→都道府県→市町村→医療機関・集団接種会場等の順に配分が行われている。都道府県による市町村への配分量の決定まで、市町村では医療機関や集団接種等へのワクチンの配分を決めることができないため、多くの接種医療機関や集団接種会場を抱える指定都市では、迅速な接種実施の妨げになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【デジタル庁(6)】【経済産業省(1)(ii)】 中小企業信用保険法(昭25法264) セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する手続については、令和5年度の手続までにオンライン化する。					
5【内閣府(11)】【個人情報保護委員会(5)】【デジタル庁(13)】【総務省(29)】 結婚新生活支援事業 結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。 また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)19条9号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】 食品衛生法(昭22法233) 都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。)については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。 ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。)において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。					
5【厚生労働省】 (12)予防接種法(昭23法68) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの割当量の調整については、都道府県における地域の実情を踏まえた調整を依頼するとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における予防接種の準備の観点から、可能な限り早期に市町村別の割当量を提示するよう、都道府県に通知する。 [措置済み(令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡等)]	—	都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの割当量の調整について、都道府県における地域の実情を踏まえた調整及び市区町村における予防接種の準備の観点から、可能な限り早期に市区町村別の割当量を提示するよう依頼した。	【厚生労働省】モデルナ社の新型コロナワクチン(オリジナル株とオミクロン株(BA.1)の2価ワクチン)の配送等について(令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡) 【厚生労働省】ファイザー社の新型コロナワクチン(オリジナル株とオミクロン株(BA.1)の2価ワクチン)の配送等について(令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	175	09_土木・建築	中核市	長崎市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	「公営住宅の地域対応活用について」(平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続の見直し	人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続については、事後報告又は事前報告等をもって足りることとするので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うなど、幅広く手続の見直しを求める。	地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の安定を確保することは重要な課題であり、公営住宅についても本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で地域の実情に対応した弾力的な活用(以下「地域対応活用」という。)を実施することが求められている。この地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用の承認を得るためには、「公営住宅地域対応活用計画」(以下「活用計画」という。)を地方整備局に提出し承認を得る必要があり、承認がおりるまでに相当の期間を要するものとなっている。当市においても、人口減少対策や定住促進を目的とし、公営住宅の空き住戸を活用して若者へ住戸を提供する社会実験を行うため、当該住戸に係る活用計画の承認手続を平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知に基づき行ったが、承認を得るまでに4ヶ月程度の期間を要した。地方整備局に提出する活用計画において、その目的及び必要性を記載する必要があるが、その記載例として同通知に「Uターン等により居住を希望する若者単身者向けの住宅が地域内に不足しているため」が挙げられている。したがって、当市としては、人口減少対策や定住促進が目的外使用の目的及び必要性として一般に認容されているものと考えており、そうであればそうした目的による目的外利用について改めて事前に活用計画を地方整備局に提出して承認を得る必要性は乏しく、事後報告や事前報告等の報告制とすれば足りるものとする。今後、人口減少対策や定住促進施策を推進するには、公営住宅の目的外利用承認に係る施策の迅速な推進が図られるようにすることが必要と考え、当該手続の見直しを求める。なお、報告制とすることが困難な場合にも、活用計画の記載事項の簡素化や承認可能な記載例の周知徹底など、幅広く手続の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	176	03_医療・福祉	都道府県	山形県、宮城県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(平成30年7月31日付け厚生労働省健康局長通知)	「がん診療連携拠点病院」の指定における常勤の病理医及び放射線治療医の配置要件の見直し	厚生労働省の定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において、「がん診療連携拠点病院」の指定要件として、「病理医」及び「放射線治療医」について専従の常勤医を配置することを定めているため、遠隔診断等の技術を取り入れた指定制度とするよう要件の見直しを求める。また、上記の措置が困難な場合は、医師数が300人未満の医療圏に限って、遠隔診療等の技術を取り入れた病理診断・放射線治療体制を整備されていれば、常勤の「病理医」及び「放射線治療医」の配置を必須としない措置を講じる若しくは現在の経過措置を延長することを求める。	【現行制度について】厚生労働省の定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」では、「がん診療連携拠点病院」の指定要件として、「病理医」「放射線治療医」について専従の常勤医を配置することを定めている。【支障事例】現在、同指針では、常勤の「病理医」及び「放射線治療医」の配置が必須条件となっているが、医師数が300人未満の医療圏には、令和4年3月までは常勤を必須としない経過措置が設けられていたところ、経過措置終了に伴い、今後、更新手続の際、「専従の常勤医」として配置できなければ指定を受けられなくなる。【制度改正の必要性】地方では医師確保が課題となっており、要件である常勤の「病理医」、「放射線治療医」の確保には苦慮している実態がある。特に病理医は全国的に不足している。このため、医師数が300人未満の医療圏以外の、現在指定を受けている病院についても、今後指定要件を満たせなくなる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	177	03_医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、第14条第1項、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第35条第2項	難病法における指定医療機関の指定に係る見直し	難病の患者に対する医療等に関する法律第14条及び同法施行規則第35条第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とすることとしてもらいたい。	指定医療機関のうち薬局の件数は多く、また事業譲渡等で手続が必要になる頻度も高いため、薬局の事務負担が大きくなるとともに、申請を処理する自治体の事務負担も大きい。県の「保険薬局」及び「難病法による指定医療機関である薬局(以下、「指定薬局」という。))」のそれぞれの薬局数 保険薬局…2,006件(令和4年3月1日時点、関東信越厚生局HP掲載データより) 指定薬局…2,015件(令和4年3月1日時点) 保険薬局の件数と指定薬局の件数はほぼ同数となっている。なお、件数の差は申請手続の前後、廃止等の申請の漏れによるものと考えられる。指定薬局になることで特定医療の取り扱いが可能となり、売り上げの増加に繋がることから、基本的に保険薬局は指定薬局の申請を行っているかと推察される。肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業要綱(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知別添)では、公費負担医療の提供主体を指定医療機関及び保険薬局としており、難病法においても、薬局については保険薬局であれば申請及び指定を不要とし、公費負担の対象とする措置を提案する。保険薬局の指定に関する要件と指定医療機関の指定に関する要件は類似しており、保険薬局の指定を受けることをもって、良質かつ適切な特定医療が担保されていると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	178	03_医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第19条の9第1項、第6条の2第2項、児童福祉法施行規則第7条の29第2項	児童福祉法における指定医療機関の指定に係る見直し	児童福祉法第19条の29及び同法施行規則第7条の29第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とすることとしてもらいたい。	指定医療機関のうち薬局の件数は多く、また事業譲渡等で手続が必要になる頻度も高いため、薬局の事務負担が大きくなるとともに、申請を処理する自治体の事務負担も大きい。県の「保険薬局」及び「児童福祉法による指定医療機関である薬局(以下、「指定薬局」という。))」のそれぞれの薬局数 保険薬局…1,722件(令和4年3月1日時点、関東信越厚生局HP掲載データより) 指定薬局…1,639件(令和4年3月1日時点) 保険薬局の件数と指定薬局の件数はほぼ同数となっている。なお、件数の差は申請手続の前後、廃止等の申請の漏れによるものと考えられる。指定薬局になることで特定医療の取り扱いが可能となり、売り上げの増加に繋がることから、基本的に保険薬局は指定薬局の申請を行っているかと推察される。肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業要綱(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知別添)では、公費負担医療の提供主体を指定医療機関及び保険薬局としており、児童福祉法においても、薬局については保険薬局であれば申請及び指定を不要とし、公費負担の対象とする措置を提案する。保険薬局の指定に関する要件と指定医療機関の指定に関する要件は類似しており、保険薬局の指定を受けることをもって、良質かつ適切な特定医療が担保されていると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (13) 公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の地域対応活用については、地域対応活用計画の承認手続の迅速化を図るため、地方整備局等から当該計画の承認事例を収集し、当該事例や、承認に当たっての留意事項を、会議等を通じて地方整備局等及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (61) がん診療連携拠点病院の指定に関する事務 がん診療連携拠点病院等の医師の配置に関する要件の在り方については、地域におけるがん診療の状況や遠隔診療の活用状況等を踏まえつつ、次期「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(令4厚生労働省健康局長)の改定に向けて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (7) 児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (7) 児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	179	01_土地利用(農地除く)	都道府県	千葉県、長野県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること	国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「第38条審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に限っては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。	土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの(以下「計画書」という。)と5つの地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)を5万分の1の地形図により定めたもの(以下「計画図」という。)で構成されている。国土利用計画法第9条第10項の規定により、土地利用基本計画を定める場合には、「あらかじめ、第38条第1項の審議会の意見を聴かなければならない」とされており、第9条第14項では土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)についても同様の扱いとされている。「計画書」については、必要に応じて、第38条審議会への諮問手続を行い、「計画書」の変更を行うとともに、定期的に、モニタリング調査を実施し、その進捗管理に努めているところであり、現況を把握した上で土地政策全体を見直すことにより、より効果的な土地政策の実現を図るとする国土利用計画法の趣旨は担保されている。他方で、「計画図」については、「計画書」に付随して作成される性質のものであり、「計画図」における5つの地域区分は個別規制法の定める区域と密接に関係するものであるため、個別規制法に基づく変更と一体的に変更を行うことが望ましいとされている。(国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針第2章III 4(2))個別規制法における土地利用規制の変更については、計画書策定時に第38条審議会から答申を受け策定した「計画書」に即して行われていることに加え、個別規制法に基づいて設置されている審議会等において十分に議論が行われていることから、「計画図」の変更のみに止まる場合は、土地政策全体の調整の必要性が乏しく、その都度第38条審議会へ諮問することは、形式的な事務となっている。とりわけ、森林地域の変更(林地開発許可に伴う森林地域の縮小)に関しては、林地開発完了後、事後的に第38条審議会へ諮問する制度設計となっており、審議会に諮問する実益が失われている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	180	11_その他	都道府県	千葉県、福島県	財務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第72条の55の2、「個人課税事務提要(様式編 I)」の制定について(法令解釈通達)(平成12年11月15日付課所6-51、課審3-30、課資5-39、官事6-218、課法3-70、徴管2-73、課消3-72、査調2-44、課料1-44、査察1-60、国税庁長官通達)	青色申告決算書(不動産所得用)における『貸付不動産の保有状況欄』の新設	個人事業税の賦課資料となる青色申告決算書(不動産所得用)に、『貸付不動産の保有状況欄』を設けて欲しい。	個人事業税の賦課事務は、所得税の申告書を基にして行っている。「不動産貸付業」及び「駐車場業」について、課税対象になるか否かの判断は、貸付物件数が認定基準以上であるか否かで判断されるが、貸付物件数は所得税の申告書に添付される決算書等を参考に把握している。決算書は、収支内訳書(不動産所得用)と青色申告決算書(不動産所得用)の2種類があるが、貸付物件数を判断する際に参考となる『貸付不動産の保有状況欄』は、収支内訳書(不動産所得用)にしかない。よって、青色申告決算書(不動産所得用)を添付した納税者については、改めて貸付物件数を調査する必要があり、賦課事務に時間を要している。	—
R4	181	11_その他	特別区	練馬区	個人情報保護委員会、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	マイナンバーの独自利用事務および庁内連携に係る条例等制定に係る見直し	マイナンバー制度において、地方公共団体がマイナンバーを独自利用する場合等の条例・規則への規定について次のように見直しをお願いしたい。 ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの独自利用の場合について、条例ではなく、規則での規定でも利用を可能とする。 ②番号法第9条第2項に基づく庁内内部局間での特定個人情報の授受の場合および番号法第19条第11号に基づく庁内他機関との特定個人情報の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。	<①の事例> 令和3年11月に、東京都が新たに心身障害者医療費助成事務でマイナンバーを利用することとして都規則を改正した。当該医療費助成事務は、事務処理特例により各区で事務を実施している。マイナンバーの利用は各区任意であったが、情報連携により区民にとって添付書類省略が可能となるメリットがあるため、当区では利用することとした。情報連携を実施するための個人情報保護委員会への届出は年3回(5~6月、9~10月、11~12月)であるが、独自利用の条例を定めている場合でのみ届出が可能であるため、条例改正手続(約3か月半)を待つことで、届出が令和4年6月、情報連携開始が令和5年2月となり、都の規則改正から情報連携開始まで約1年3か月かかることになる。規則での規定であれば、令和3年12月での届出が可能であったため、令和4年10月から情報連携が開始でき、約4か月早くサービスの開始が可能であった。 <②の事例> 健康増進事業の実施に関する事務について、令和3年5月31日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、新たに番号法別表第2に追加されたことを受け、マイナンバー利用事務として取り扱うこととなった。従前は、区の個人情報保護条例等に基づき行っていた当該事務に係る庁内の情報授受について、事務の実施の実態は何ら変わらないにも関わらず、庁内での特定個人情報の授受を行うにあたり、番号法第9条第2項または第19条第11項に基づく条例への規定が必要となった。条例改正には議会等対応を含め3か月半程度かかることとなり、また、併せて特定個人情報保護評価(重点項目のため約1か月)や規則改正(約2か月)等、従前の事務をそのまま実施するために延べ6か月半もの時間を必要とする事務が発生した。今後、既に実施している事務がマイナンバー利用事務として指定された場合も同様の事務手続が発生することとなり、本来の事務を実施するにあたっての支障となることが想定される。同一自治体内での特定個人情報の連携に係る条例・規則での規定が不要となることで、延べ5か月半程度の事務が削減される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (i)土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。 ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。</p>					
—					
<p>5【個人情報保護委員会(4)(i)】【デジタル庁(10)(ii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)の情報連携(19条9号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保護委員会への届出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平28個人情報保護委員会規則5)3条1項)から情報連携開始までの期間の短縮等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	182	11_その他	特別区	練馬区	個人情報保護委員会、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条、第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第4条～第7条、第9条、第11条～第15条、特定個人情報保護評価指針	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価の簡素化または廃止	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価(PIA)の簡素化または廃止を求める。 特定個人情報は番号法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に則り適切に取り扱う必要があり、また、情報公開制度により国民への透明性も担保されているところ、特定個人情報保護評価の実施が国民への透明性の担保にどれほど寄与しているのか、また、評価の実施なくして国民への信頼・透明性は担保できないのか等について、地方公共団体における事務負担も踏まえ、改めて制度の効果検証や見直しをお願いしたい。	特定個人情報保護評価は、当該特定個人情報ファイルを保有する前に実施しなければならない、全項目評価の場合、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いている。また、制度開始に間に合わせるためにタイトなスケジュールで評価を実施する場合、評価書作成に係る職員の負担が大きい。 特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならない、非常に大きな負担となっている。 <事例1> 令和2年11月30日に国から新型インフルエンザ特措法に基づく事務(全項目評価)について、令和3年3月12日までにPIAの実施を行うよう依頼があり、期限までに実施できない場合、令和3年6月からの情報連携が開始できない旨通知された。結果的には、リスク対策の変更等がなかったため再実施に該当せず、期限には間に合ったが、再実施が必要となっていた場合、制度開始に間に合わせる事ができないスケジュールであった。 <事例2> ワクチン接種業務(全項目評価)においては、第1回目の接種が令和3年5月から開始する中、令和3年4月から令和3年12月にかけて全項目評価の再実施を行った。その後も令和4年2月の3回目接種開始の中、令和4年3月からワクチン接種記録システムについて再実施中であるが、さらに令和4年4月から接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。 <特定個人情報保護評価実施に係る期間> 全項目評価 新規保有・再実施とも6か月～ 重点項目評価 新規保有4か月～ 再実施2.5か月～ 基礎項目評価 新規保有・再実施とも0.5か月～ <特定個人情報保護評価実施件数> (1)令和3年度 全項目評価 新規保有0件 再実施1件 重点項目評価 新規保有1件 再実施0件 基礎項目評価 新規保有3件 再実施0件 ほか、見直し62事務 (2)令和4年度(予定) 全項目評価 新規保有0件 再実施4件 重点項目評価 新規保有0件 再実施3件 基礎項目評価 新規保有0件 再実施2件 ほか、見直し42事務	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	183	11_その他	特別区	練馬区	デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条、情報提供ネットワークシステム接続運用規程	情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤り等に伴う情報提供等記録の追記作業の簡素化	情報提供ネットワークシステムにおいて、事務処理誤りが発生した場合に必要となる、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者で行う情報提供等記録の追記作業を簡素化する。 具体的には、誤った事務処理をした情報照会者による追記作業のみで完結できるようにする。	情報提供ネットワークシステムでの情報連携を実施した際に、情報照会者による事務処理誤りが発生した場合、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者において、報告票等の授受や、一部のケースではシステムへの追記処理等を行うなどの作業が発生する。 当区では令和2年度から令和3年度の平均で、他団体からの追記作業依頼が約30件程度発生している。 作業に要する時間を削減するため、報告票の授受により自動で追記処理が行われる「オンラインによる追記」も活用しているが、それでも1件当たりの対応時間が4時間程度かかっているため、年間で120時間以上の負担が生じている。今後、情報連携の活用がさらに進んでいった場合、より多くの追記作業依頼が発生することが想定される。 他団体の誤処理により、これだけの時間を取られることは業務として非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	184	07_産業振興	都道府県	山形県、米沢市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、西川町、朝日町、大江町、金山町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条及び第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加え、採石業に対し、都道府県が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。 採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、法第33条に基づく岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。 採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会の過去の裁定では、都道府県における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、都道府県が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。 岩石採取計画の認可は都道府県の自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、都道府県は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。 環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、都道府県が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	185	05_教育・文化	都道府県	山形県、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第27号、第78条の2、国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第41号)	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の例(令和4年4月1日改正)に従い、廃止すること。	公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うこととされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。 公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めて小規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に忙殺され、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。 また、設立団体側も、評価委員会への運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務本体は、約3ヶ月前の委員会開催調整等から始動し、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見徴取のほか、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会(1回あたり2時間半程度)にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【個人情報保護委員会(4)(ii)】【デジタル庁(10)(iii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平26特定個人情報保護委員会規則1)7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)情報提供等の記録(23条1項)において、事務処理誤り等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務については、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体における当該事務の円滑な実施に資するよう、実施に当たっての留意点を「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」への掲載等を通じて地方公共団体に周知する。 ・情報提供等の記録の誤りを防止する観点から、マイナンバー制度における情報連携に係る留意点等を、令和4年度に開催予定の説明会等を通じて地方公共団体に周知する。	—	情報提供等の記録において、事務処理誤り等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務については、実施に当たっての留意点を「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」への掲載等を通じて地方公共団体に周知した。	—	—	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
—					
5【総務省】 (23)地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人の年度計画(27条1項)の作成及び年度評価(78条の2第1項1号)については、国立大学法人の例を踏まえ、これを廃止する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	186	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県、青森県	デジタル庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第28条、第55条、第57条、食品衛生法施行規則第37条、第67条、第70条の2	食品衛生申請等システムの機能の見直し	食品等事業者の管理のため、地方公共団体において、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」と、地方公共団体が独自に構築しているシステムで二重管理することが実質的に義務付けられている現状を見直すこと。例えば、本システムの機能を拡充することや、本システムと地方公共団体が独自に構築しているシステムの自動連携機能を設けるなどが想定される。その際、さらなる利便性向上のため事業者等と行政がオンラインで双方向でやり取り(報告・通知等)ができる機能を本システムに付加すること。また、本システムの操作手順が過多で非効率であるため、見直すこと。	令和3年度から、厚生労働省において食品等事業者による営業の申請及び届出手続の効率化を主たる目的として、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」の本格運用が開始された。本システムの稼働により、従来、事業者が、営業施設を所管する保健所の窓口で手続きをする必要のあった営業許可等の申請・届出手続について、オンラインで行うことが可能とされているが、本システムは、事業者による申請及び届出行為を主たる目的として設計されているため、地方公共団体が事業者の管理に際して必要な、施設台帳記録や監視指導に係る記録、食中毒調査記録、収去検査実績等に関する機能が設けられていない。そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二重管理が実質的に義務付けられている。さらに、従来どおり、保健所窓口への書面での申請・届出も可能とされていることから事業者から書面で申請・届出された場合は、その内容を保健所職員が本システムに入力しなければならないなど、多大な業務負担が生じている。また、本システムには、手数料の決済機能も設けられていないため、結局、事業者は手数料の支払いのために保健所窓口で手続きを行わなければならない、事業者にとっても、必ずしも利便性の向上に繋がっていない。加えて、監視指導、食中毒、収去等にかかる事業者等と行政とのやり取りが紙媒体で行われていることから、事業者、行政ともに手間と時間がかかっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka_vosan.html
R4	187	07_産業振興	都道府県	埼玉県、新潟県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気工事士法第4条、同法施行令第2条及び第4条、同法施行規則第6条及び第8条	電気工事士免状の交付申請手続のデジタル化	電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請に際して添付が義務付けられている「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。また、再交付の申請に際して添付が義務付けられている「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。	【現行制度】電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第6条に基づき、「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、電気工事士免状の再交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第8条に基づき、「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。なお、当県における電気工事士免状の交付実績は令和2年度で3,656件、令和3年度で5,887件、うち再交付実績は令和2年度で258件、令和3年度226件である。 【支障事例について】都道府県が、電子申請システム等を利用した交付申請手続を導入する場合に、申請者は、申請書を電子申請等で、顔写真等を必ず郵送等で提出することとなる。一つの手続について、複数の方法で申請書等の提出を求めることは申請者の負担増加となり、電気工事士免状(第一種・第二種)交付申請及び再交付申請のデジタル化を妨げる要因となっている。 【支障の解決策】「試験に合格していること等を証明する書類」については、電気工事士試験の合格通知ハガキ(原本)の両面を撮影したものを画像データとして受領できるならば、合格通知ハガキに記載されている「合格番号」を把握できる。また、「顔写真」については、令和4年4月1日から順次、電気工事士免状のプラスチックカードによる交付が開始されるが、経済産業省は、申請者から提出された顔写真をスキャナで取り込み画像データへ変換した後、氏名・生年月日等とともに印刷する方法を示している。免状の作成に当たって、顔写真を画像データに変換するのであれば、申請時に画像データを受領する方が効率的と考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	188	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県、さいたま市、熊谷市	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法第11条、第12条、大気汚染防止法施行規則第11条、第12条、水質汚濁防止法第10条、第11条、水質汚濁防止法施行規則第7条、第8条、ダイオキシン類対策特別措置法第18条、第19条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第6条、第7条、工業用水法第9条、第10条、工業用水法施行規則第7条、第8条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第7条、第8条、騒音規制法第10条、第11条、騒音規制法施行規則第8条、第9条、振動規制法第10条、第11条、振動規制法施行規則第8条、第9条	大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化	環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法令に基づく一括の届出と見なすことができ、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるように現行の規定を見直すこと。 ①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。	【現行制度】大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法令に基づく届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出書(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法令に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、同内容の届出を行わなければならない。 【支障事例について】現行制度下では、複数の法令ごとに、または、複数の地方自治体に対して、ほぼ同内容の届出を行わなければならない事例があり、事業者の負担となっている。また、同内容の届出であるにもかかわらず、各法令に基づく届出様式や、届出先の自治体が複数存在するため、事業者が様式や届出先の自治体を誤る事例もあるなど、制度が煩雑となっている。 【制度改正の必要性】平成8年3月29日付け環境庁通達において、事業者への負担軽減を鑑み、複数法令で使用できる氏名等変届及び承継届に関する書式の共通化及び届出窓口の一元化に配慮するよう示されている。しかしながら、本通達では、氏名等変更届及び承継届について必要枚数を複写した上で、法令ごとに提出する方法が示されている。また、届出窓口の一元化も、同一自治体に提出する場合に限定されており、その効果は限定的と考えられる。(届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者は所在地を管轄する地方自治体に対し、同内容の届出を行わなければならない。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	189	11_その他	都道府県	埼玉県、さいたま市	環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条、第14条、土壌汚染対策法施行規則第23条第2項、第56条第4号、土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付環水大土発第2202212号)	「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等が、土壌汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることの明確化	土壌汚染対策法に基づく申請等において、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面に關し、地方自治体が「登記情報提供サービス」を利用して取得したものについては、法務局で発行されるものと同様に、申請等における土地の所有者等であることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること。	【現行制度】事業者等が地方公共団体に対して申請等を行う際に、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面(以下「公図等」という。)の添付が必要となる手続がある。土壌汚染対策法施行規則に係る通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)では、土地の所有者等であることを証する書類として、登記事項証明書及び公図の写しを添付を求めている。 【支障事例について】申請者等は、法務局の窓口や郵送で公図等を取得しなければならない、負担が生じている。また、行政のデジタル化を妨げる要因ともなっている。地方公共団体は、「登記情報提供サービス」において、登記所が保有する公図等の情報と同一の情報を取得することができるため、当該情報が土地の所有者等であることを証する書類として認められれば、申請者等が法務局の窓口や郵送で公図等を取得する必要がなくなる。しかし、例えば平成31年3月1日付環水大土発第1903015号では、「土地の所有者等であることを証する書類」について「登記事項証明書及び公図の写し」と明記されているものの、「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等については触れられていない。「登記情報提供サービス」を利用して取得した地図等が土地の所有者であることを証する書類として認められなければならない、申請者等は、結局、法務局の窓口や郵送で公図等の添付書類の請求手続を行わなければならない、利便性の向上に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【経済産業省】 (3)電気工事士法(昭35法139) 電気工事士の免状の交付申請等に係る添付書類(施行規則6条及び8条)については、申請者及び都道府県の事務負担の軽減に資するよう、令和4年度中に省令を改正し、当該申請に係る添付書類の要件を整備することにより、オンラインによる申請が可能であることを明確化する。</p>	—	従来は、電気工事士免状の交付又は再交付を申請する場合、写真2枚を提出する必要があったが、省令を改正し、電気工事士免状の交付申請の際に必要な写真の枚数についての規定を削除し、オンラインによる申請も可能であることを明確化した。	【経済産業省】電気工事士法施行規則の一部を改正する省令(令和4年12月14日付け経済産業省令第98号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/202/r4fu_tsuchi.html	経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課
<p>5【環境省】 (3)大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、以下のとおりとする。 ・「大気汚染防止法等に係る氏名変更届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」(平8環境庁大気保全局企画課大気生活環境室長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長)を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、改めて地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・複数の法令に基づく届出を複数の地方公共団体へ一括で提出可能とする仕組みについては、地方公共団体が利用するLGWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【環境省】 (15)土壌汚染対策法(平14法53) (ii)一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)及び必要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請(14条1項)に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(平22環境省水・大気環境局土壌環境課)を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長事務連絡)]</p>	—	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出及び必要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【環境省】「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」の公開と「土壌汚染状況調査における地歴調査について」の改正について(令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/202/r4fu_tsuchi.html	環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	190	11_その他	市区町会	指定都市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5	随意契約できる金額の現状に即した見直し	地方自治法施行令に定める随意契約できる金額について、現状に即した見直しを行うこと。	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる少額随意契約については、能率的な行政運営に根差したものであると理解しているが、その契約の種類及び額を規定する別表第5に定める額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行の際から改正されておらず、地方公共団体の契約の現状を反映していないと考える。例えば、同別表第5の表中「1 工事又は製造の請負」、「都道府県及び指定都市」の場合の昭和57年度時点における250万円は、建設工事費デフレーター(国土交通省)により現在の価値に換算すると、おおよそ355万円となることである(建設総合:75.9(1982年度)→107.9(2020年度(暫定)))。また、平成29年3月29日付け「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(厚生労働省)」の通知により、社会福祉法人が「価格による随意契約」を行う際の基準が大幅に見直されたところでもあることから、こうした動向とあわせ、現状に即した見直しを提案する。	—
R4	191	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	診療報酬請求書等の記載要領(昭和51年8月7日保険発第82号 直近改正令和4年3月25日保医発0325第1号)	無料低額診療事業利用時に診療報酬明細書の特記事項欄等にその旨記載するよう記載要領を改訂すること	無料低額診療事業利用時に、診療報酬明細書の特記事項欄や摘要欄に医療機関が事業利用の旨や事業利用者が実際に負担した一部負担金の金額を記載するよう、記載要領の改定を求めるもの。また、市町村等における事業利用者の高額療養費の再計算処理を不要とするため、関連システムの改修等も併せて求めるもの。	無料低額診療事業とは、経済的な理由によって必要な医療を受けることができない者に対して、無料または低額で診療を行う事業である。また、生活困窮者に限らず医療費の家計負担を減らす観点から高額療養費制度が設けられており、これは医療機関や薬局の窓口で支払う医療費(一部負担金)が1か月で限度額を超えた場合、その超えた額を支給する制度であるが、支給額の計算は医療機関等から提出された診療報酬明細書等をもとに行っている。しかし、この診療報酬明細書のみでは無料低額診療事業の利用状況や事業を利用する被保険者が窓口で実際に支払った医療費が分からない。高額療養費については、申請手続の簡素化により自動償還を行っているが、支給後に被保険者からの申出により無料低額診療事業を利用していることが判明した場合、過大支給となった分について返還を求めなければならない。被保険者と行政双方の負担となっている。また、申出がなければ無料低額診療事業の利用状況の把握はそもそも困難である。過大支給を事前に防止するためには、無料低額診療事業を実施している医療機関の受診分について、市区町村が個別に被保険者や医療機関に医療費の支払い状況を確認する必要があるが、規模の大きな市区町村においては全件照会を行うことは現実的に困難であり、また仮に全件の照会を行った場合は被保険者や医療機関へ大きな負担をかけることとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	192	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法施行規則第27条の26、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第71条の9、介護保険法施行規則第83条の4の4	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続の簡素化	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費の支給申請手続の簡素化(自動償還化)を求める。	【現行制度について】 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費の申請については、該当する世帯の世帯主(該当者)に対し申請の勧奨通知を送付し、申請書を受付けている。これに対し、医療保険の高額療養費、介護保険の高額介護サービス費においては、初回のみ申請を受け、以降該当があれば自動的に登録口座に支給されている(自動償還)。 【支障事例】 高額介護合算療養費等の該当者のうち多くが、加入健康保険・介護保険に異動がなく例年対象となっているため、毎年同内容の申請書に記載し、窓口へ持参したり、郵送する手間が生じている。また、受付窓口となる市区町村においても、一定期間に大量の申請書処理する必要があり、窓口混雑や職員の事務負担に繋がっている(当市における令和3年度中の勧奨件数は後期高齢・介護保険で約41,000件、国保・介護保険で約1,900件)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
<p>5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (vii) 無料低額診療事業の利用による一部負担金の減免額等を市区町村が的確に把握する方法については、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る市区町村等の負担を軽減する観点から、市区町村等の意見を踏まえて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (31) 国民健康保険法(昭33法192)及び介護保険法(平9法123) 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請(国民健康保険法57条の3並びに介護保険法51条の2及び61条の2)については、市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	193	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項、第17条第4項	認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること	政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。	政令指定都市の長が行う認定こども園の認可や認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議に際して都道府県知事が異議を申し立てることはないことから、形式化した手続きとなっている。なお、認定こども園の認可や認定をした後に、政令指定都市の長から都道府県知事あてに情報提供を行うことが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたことの事実の把握が可能であると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	194	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第6条第1項、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第16条	登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	登録基準の強化・緩和にかかる賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	市町村賃貸住宅供給促進計画の策定は任意であるものの、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則において、市町村賃貸住宅供給促進計画でセーフティネット住宅の登録基準(面積基準、備える設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市では、セーフティネット住宅の登録希望物件と面積要件のミスマッチを防ぐとともに、住宅確保要配慮者のニーズに合った低廉な家賃の登録住宅を増やすことを目的に、登録基準(面積基準)の緩和を行うために神戸市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	195	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第2項、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第15条の2第1項	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定を廃止	登録基準の強化・緩和にかかる高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	市町村高齢者居住安定確保計画の策定は任意であるものの、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則において、市町村高齢者居住安定確保計画でサービス付き高齢者向け住宅の登録基準(面積基準、設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市ではサービス付き高齢者向け住宅の充実を目的に、登録基準の強化・緩和を行うために高齢者居住安定確保計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	196	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法第12条(届出)、国民年金法施行規則第1条の4(資格取得の届出)	厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更における本人手続きの簡略化	厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更手続きについて、地方公共団体を經由せずとも、事業主からの厚生年金の資格喪失届をもって、日本年金機構が職権で種別変更処理を行うことで、本人手続きを簡略化するよう求める。	【現行制度について】 退職等に伴う第2号被保険者等の資格喪失後に行う第1号被保険者への種別変更にあたっては、事業主が厚生年金(第2号被保険者)資格喪失等手続きを行った後、本人が国民年金(第1号被保険者)の変更手続きを行う必要があるが、退職日の翌日から14日以内に市町村長へ届出することとなり、本人が市区町村の窓口に向う必要がある。また、本人からの届出がない場合、職権適用で強制加入処理を行うが、現行では職権適用までに約5か月を要している。 当市における第2号、第3号から第1号被保険者への加入手続きにおいて、届出勧奨を行った未届者(年間約5,500件)のうち、本人届出があった件数は約500件、未届けにより職権適用された件数は約5,000件であった。 【支障の解決策】 事業主からの被保険者資格喪失届をもとに職権適用し、原則第1号被保険者とする。職権適用後、被保険者に通知を送付し、第2号・3号被保険者になるものについては、申告(本人又は転職先の事業主)によって事後で訂正処理をする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	197	03_医療・福祉	市区町会	指定都市市長会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条	後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化	後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。	【支障事例】 後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過剰納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むに当たり、処理対象件数が多いためバンチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込んでおり、負担を感じている。 【支障の解決策】 年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようなデータでの提供に変更することで、バンチ業者によるデータ化や、文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	198	01_土地利用(農地除く)	市区町会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項、住宅市街地総合整備事業制度要綱(令和3年3月31日国住市第150号)、空き家対策総合支援事業事務処理要領	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空家対策総合支援事業の申請要件とすること	補助金(空き家対策総合支援事業)申請要件となっている空家等対策計画及び事業実施計画の策定を廃止すること、あるいは、事業実施計画の策定のみを補助金の支給要件とすること	国の補助金(空き家対策総合支援事業)の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画」の策定が要件とされているが、両者は「計画の実施区域」についてや、「基本方針・目標」等重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府(8)(ii)】【文部科学省(13)(i)】【厚生労働省(45)(ii)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議(3条7項及び17条4項)の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【国土交通省】 (30)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 市町村賃貸住宅供給促進計画(6条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するような方策について、市町村に令和4年度中に通知する。					
5【厚生労働省(41)】【国土交通省(27)】 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26) 高齢者居住安定確保計画(4条1項及び4条の2第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に周知する。					
5【厚生労働省】 (32)国民年金法(昭34法141) 国民年金第二号被保険者から第一号被保険者への種別変更に係る事務については、令和4年5月に導入したマイナポータルによる電子申請の活用状況を踏まえつつ、職権による種別変更までの期間短縮など事務処理の効率化の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【総務省(18)】【財務省(4)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(36)(iii)】 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【国土交通省】 (31)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空き家対策総合支援事業における空き家対策総合実施計画については、令和4年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱」(平16国土交通事務次官)を改正し、空家等対策計画(6条)に記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化を図る。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	199	02_農業・農地	市区町会	指定都市市長会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業委員会等に関する法律第7条第1項及び第3項、第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条第1項、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の实情に応じて設定できること等	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の实情に応じて設定できること等	【現行制度について】 農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法について指針を定めるように努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならない(令和4年5月の法改正により指針の策定が義務化。現段階では未施行)。また、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況等について、公表しなければならない。 当市農業委員会では、現在、農地等の利用の最適化の推進に関する指針により5年間の目標等を設定し公表を行い、当該指針に基づき、毎年度、最適化活動の目標を設定し、点検・評価を行い公表している。 【支障について】 農業委員会の事務は一部の農地法関係の法定受託事務を除き自治事務であり、国が示した通知は技術的助言であると理解しているが、実質的に通知に従うことを義務付けるような記載ぶりとなっており、各農業委員会の自主性が損なわれる結果となっていると言える。 令和3年度以前は、各農業委員会が地域の实情に応じて主体的に目標設定をし、自己評価を行うことができていたが、令和4年2月に通知(「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号 農林水産省経営局長通知)及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月25日付3経営第2816号 農林水産省経営局農地政策課長通知))が示され、目標設定、点検・評価の方法が詳細に規定された。その結果、令和4年度からは国が設定した目標の考え方、点検・評価方法に即した設定とならざるを得ず、別途各市町村農業委員会が目標を設定する意義がなくなっている。また、当市の实情(兼業農家や施設園芸農家が多い)に鑑みて設定が必要と考えられる目標と、国が示す考え方から導かれる目標(非常に高い農地の集積率を一律に目標設定とすること等)とが乖離しているため、当市農業委員会が目標設定、点検・評価、公表を行う意義が低い。 さらに、当該通知により、令和4年度から作成が必要な資料が増加し、かつ詳細な情報まで求められ、多大な事務負担が生じている。特に各推進委員等が記入することとされる活動記録簿につき非常に詳細な情報が求められ、真に活動記録として詳細な記載が必要であるのか疑問である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html
R4	200	07_産業振興	都道府県	岐阜県、栃木県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年12月17日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「令和3年度補正予算分デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の取扱いについて」	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の交付対象の拡充	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどの受入環境の整備等を促進するため、地方公共団体及び民間事業者の主体性が十分発揮できるよう交付金の対象を拡充すること。	令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、令和2年度補正予算で計上された地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィス施設は交付対象外とされている。 そのため、地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィスでは、サテライトオフィス等を利用する企業の進出を支援する「進出支援事業」(最大100万円/社を助成)や施設のプロモーション等を行う「サテライトオフィス等開設支援事業」が活用できず、当県における企業誘致活動に支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka_vosan.html
R4	201	07_産業振興	都道府県	岐阜県、栃木県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年9月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「地方創生テレワーク交付金の変更交付申請について」、令和4年4月28日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更交付申請について」	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更手続の簡素化	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、事業計画に直ちに影響しない変更については軽微変更手続を要しないこととするともに、通常変更についても変更手続の簡素化を図ること。	令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)は、事業計画の文言の簡単な変更や経費の少額な流用等の事業計画に直ちに影響しない変更ですら、軽微変更の手続が必要とされており、事業をスムーズに実施することができない。 また、通常変更についてもその手続時期が限定されている上、内閣府地方創生推進室による事前承認が必要とされているため、希望する時期にサテライトオフィスの施設整備を柔軟に行うことができない。具体的な支障事例としては、令和2年度補正予算で計上された前身の地方創生テレワーク交付金にかかるとする市町村において、通常変更の申請期間が終了した後に変更が生じた場合、軽微変更の範囲に収まる変更とするよう市町村に指導した事例がある。申請期間の終了後に通常変更が必要な事象が生じたとしても、実情に即した対応ができない状況であった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html
R4	202	02_農業・農地	都道府県	岐阜県、高知県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、同条第5項第3号、同項第4号、同項第5号、同項第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第2項、同条第3項 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)施行後の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、同条第5項第2号、同項第3号、同項第5号、同項第6号	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合の認可要件を緩和するとともに添付書類を削減することにより、都道府県知事の認可に係る事務負担を軽減することを求める。	【現行制度について】 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「機構法」という。)第18条第1項に基づき農地の賃借権の設定等を行う場合、都道府県知事は、農地中間管理機構(以下「機構」という。)が作成した農用地利用配分計画を認可することとなっている。 【生じている支障】 農用地利用配分計画の認可については、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで区別がないため、更新の場合には本来確認が必要な要件は限られているにもかかわらず、全ての要件につき確認作業が生じ、事務が煩雑となっている。例えば、受け手が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを求める要件(機構法第18条第5項第3号)は、更新の場合には当然に満たすものと考えられることから、改めて確認を行う必要はないと考える。 また、認可申請に係る添付書類については、同一の者に再度の権利設定を行う場合にはその者に係る一部の書類の省略が認められている(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項)ものの、更新と新規の場合とで区別がないことから、当県では、やむを得ず、実務上添付書類を省略せずに提出を求めざるを得ないと判断しており、事務の煩雑につながっている。 特に、農地の貸付期間を原則10年として設定していることから、平成26年度の制度開始から10年を迎えて以降は、現状の新規権利設定事務に加え、今後、既存の権利更新のための農用地利用配分計画の認可申請が急増し、年によっては現在の約2倍の件数となることが見込まれており、事務負担がさらに増大すると考えられる。 (参考)【当県の場合】 平成26年度～令和3年度(8年間)貸付け農地実績72,561筆(平均9,070筆/年) 令和4年度から予想される新規契約の農地筆数 平均8,000筆/年・① 令和4年度から予想される契約更新の農地筆数 平均10,000筆/年・② 合計[①+②] 平均18,000筆/年(最大20,433筆/R7) 【改正法による制度改正について】 改正法の施行後においては、農用地利用配分計画は農用地利用集積計画と統合され、農用地利用集積等促進計画となる。都道府県知事は、機構が作成した農用地利用集積等促進計画を認可することとなるが、農用地利用集積等促進計画についても、引き続き新規・更新の区別はなく、更新の場合であっても全ての項目及び添付書類の作成や確認作業が生じる状態には変わりないため、事務の煩雑さは改善されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【農林水産省】 (3) 農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会による最適化活動(6条2項)については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。</p>					
—					
<p>5【内閣府】 (12) デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル田園都市国家構想推進交付金のうち、地方創生テレワークタイプの変更交付申請に係る手続については、以下の措置を講ずる。 ・事業計画に影響しない計画の文言等の修正については、令和4年10月から、実績報告の際に修正した事業計画を提出することにより可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 ・地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、令和4年10月から、変更申請の機会を拡充し、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年10月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)]</p>	—	<p>地方公共団体に対し、事業計画に影響しない計画の文言等の修正については、実績報告の際に修正した事業計画を提出することにより可能とするともに、変更申請の機会を拡充する旨を通知した。 (デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更交付申請について(令和4年10月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡))</p>	—		内閣府地方創生推進室
<p>5【農林水産省】 (15) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) 農地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能(施行規則12条3項1号)であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知する。 [措置済み(令和4年10月28日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]</p>	—	<p>農地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知した。</p>	<p>【農林水産省】農地利用配分計画の都道府県知事の認可に係る添付書類の省略について(令和4年10月28日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	農林水産省経営局農地政策課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	203	01_土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第11条第1項、第2項、第5項、森林法施行規則第38条第8号	森林経営計画制度における主伐量の上限見直し	森林経営計画の認定要件のうち主伐量の上限基準について、算定基準を見直し、森林経営計画内において十分な主伐量を確保できるよう緩和することを求める。	【現行制度について】 森林経営計画は、森林所有者(森林の経営の委託を受けた者を含む。以下、同じ)が、自ら森林の経営を行う森林を対象として作成する5年を1期とした計画で、森林所有者はこれを市町村の長などに提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる(森林法第11条)。認定要件の一つに、「適正な伐採立木材積」があり、計画期間内に伐採することとされている立木の材積(間伐に係る立木の材積は除く)が、次の式により算出される材積以下であること(択伐複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林を除く)とされている。 $\{ Z + (Vw - Vn) / T \} \times 5$ Z=当該計画的伐採対象森林(択伐複層林施業を除く)の年間成長量(木材生産機能維持増進森林にあつてはZに1.2を乗じて得た値) Vw=経営計画始期における当該計画的伐採対象森林の立木材積 Vn=施業により定められた主伐を行う林齢における立木材積の1/2 T=主伐を行う林齢が同一である森林の面積に当該林齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値(加重平均) 【森林経営計画間の流用ルールについて】 認定を受けた森林所有者が自ら森林の経営を行うものに限る。森林経営計画間の伐採量の流用が認められているものの、計画作成数や認定面積の少ない林業経営体では流用が難しい。 【生じている支障】 上記により算定される主伐量の上限を超えるため、予定していた主伐区域を縮小した、森林経営計画の作成を見送ったなど森林経営計画制度が主伐の支障となる事例が報告されている。また、森林経営計画に基づく伐採であれば所得税の特別控除が受けられるところが、計画作成を見送ることにより対象外となるため、立木所有者の不利益に繋がる恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	204	03_医療・福祉	町	利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条の規定を撤廃することにより、他の受給資格者と同等に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することを求める。	児童手当の支給事務は原則市町村が行っているが、児童手当法第17条の規定により、国家公務員は所属する各省各庁の長、地方公務員は所属する地方公共団体の長が支給事務を行うこととなっており、受給資格者が「公務員⇒非公務員」や「非公務員⇒公務員」へ変更になると併せて申請先も変更になるといった、利用者にとって理解しにくい制度となっている。また、児童手当法第4条第3項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われないなど、申請漏れにより、不支給期間が生じる支障が発生している。併せて、恒常的な業務ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	205	01_土地利用(農地除く)	町	利府町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理事業法第76条第2項	土地区画整理事業における区域内の建築行為等の許可に必要な施行者への意見照会に係る取扱いの整理	土地区画整理事業法(昭和29年法律第119号)第76条第2項の規定について、現状(市町村規程)と整合が取れていないため、意見照会を行う者や意見照会を行う時期について整理していただき、申請者の負担軽減につながるよう見直しを行って欲しい。	土地区画整理事業では、行政の認可・告示を受け、宅地造成等が行われる。そのため、その計画に支障をきたすことを防ぐために、事業中の区域内での建築行為等について、土地区画整理事業法第76条の規定により、都道府県知事等から許可を受けなければならないとされている。当町では、土地区画整理事業法第76条に規定する許可等について県から権限移譲を受け、業務を行っており、許可の申請があった場合には、同条第2項の規定により、施行者(土地区画整理組合等)に意見照会を行い、その結果を受け許可・不許可の通知を行っている。これに対し、他市町村の取扱いを確認したところ、施行者の意見を確認することを申請段階で申請者に求めているものや施行者を經由して申請を行うよう求めているもの等市町村によって、取扱いが異なっていた。法律では、「許可の申請があった場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならない。」としているため、申請書の受理後に、町による審査を行い、許可要件を満たすようであれば施行者への意見照会を行わなければならないものと解釈していた。申請者手続の負担軽減(市町村による取扱いの違いによるもの)を目的に取扱規程等の作成に取り組んでいたが、上記の内容により法定手続の解釈に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	206	11_その他	都道府県	岩手県、宮城県、秋田県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方交付税法	官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の見直し	官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の改善	官庁会計システム(ADAMS II)による地方交付税交付金等の支払事務は、総務省からの示達日の同日又は1日後に、各都道府県で支出決定通知(確認入力)の処理を行わなければならない。事前に処理日程は示されるものの、示達の具体的な時間が事前には概ねの時間帯のみしか示されない(当日の「午前中」など)ことから、示達日の同日中に処理が必要な場合、県の担当者は示達の連絡を待ち続ける必要があるとともに、連絡があり次第、速やかに対応が必要となるなど、示達の当日は、担当者は他の業務執行が難しくなるなどの影響が生じている。このことから、いずれの交付の場合でも共通で、示達日から処理期限まで1日程度の猶予が必要と考える。 (参考) ●令和3年度に示達日の当日中の処理となった交付金 ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(4月概算交付分) ・地方交付税交付金(12月追加交付分) ・特別交付税(12月交付分) ・特別交付税及び震災復興特別交付税(3月交付分) ●令和3年度に示達日の翌営業日までの処理となった交付金 ・地方交付税交付金(6月概算交付分) ・震災復興特別交付税(9月交付分) ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(9月定例交付分) ・地方交付税交付金(11月定例交付分)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【農林水産省】</p> <p>(5)森林法(昭26法249)</p> <p>(ii)森林経営計画(11条)における主伐上限材積(施行規則38条8号)については、森林経営計画の新規作成又は変更の際に主伐上限材積が支障となった具体的な事例を実態調査により把握した上で、支障を解決するために活用可能な手法を整理し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>					
<p>5【内閣府】</p> <p>(5)児童手当法(昭46法73)</p> <p>(ii)児童手当及び特例給付の認定、支給等の事務のうち受給資格者たる公務員が退職する場合等における事務については、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための方策として、公務員が退職した場合の認定の請求に資するガイドラインを作成し周知することや、退職後に居住市町村(特別区を含む。)から当該受給資格者に対して認定の請求を促す通知をすることを検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための事務処理の在り方については、上記措置の状況等を踏まえ、必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【国土交通省】</p> <p>(15)土地区画整理法(昭29法119)</p> <p>土地区画整理事業の区域内における建築行為等の許可申請に係る施行者への意見聴取(76条2項)については、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であることを、会議等を通じて地方公共団体に令和5年中に周知する。</p>					
<p>5【総務省】</p> <p>(11)地方交付税法(昭25法211)及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平11法17)</p> <p>地方交付税交付金及び地方特例交付金に係る示達日については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、可能な限り時間に余裕を持って支払に関する事務を処理することができる日程とする。</p>	—	地方交付税交付金及び地方特例交付金に係る示達日については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和4年9月定例交付分の支払い以降、可能な限り時間に余裕を持って支払に関する事務を処理することができる日程を設定している。	—	—	総務省自治財政局交付税課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	207	02_農業・農地	町	美咲町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要綱、中山間地域等直接支払交付金実施要綱、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱	日本型直接支払制度の一本化につながる申請書類の簡素化	日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払が将来的に制度の一本化につながるような書類の簡素化(簡略化)を求める。	当町は中山間地に属しており、町内の農地についてはそれぞれの地域や地域団体が管理を行っている。農地管理には、日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払を活用している地域や団体が大部分を占めている。昨今の状況は少子高齢化や担い手不足により、農地管理や書類手続きなどの事務を行う者が減少しており、制度の活用が重荷になることで制度を使用せず、荒地が増加するという悪循環に陥っている地域もある。重荷になる原因は、提出書類の多さ、5年間の縛りというものである。農地を農地として活用するための縛りは必要と考えるが、農地を保全し農業生産活動に必要な農道などの整備や管理など、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払と同様の活動を行う中で、それぞれに申請や実績の提出が必要であり、将来的には日本型直接支払制度の一本化を希望している。そのうえで、まずは地域、団体が取組みやすい提出書類の簡略化を提案するものである。	—
R4	208	02_農業・農地	町	美咲町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	中山間地域等直接支払交付金実施要綱、中山間地域等直接支払交付金実施要領、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用	中山間地域等直接支払制度の対象農地の拡充及び畑地の加入要件の緩和	中山間地域等直接支払制度の対象農地を拡充すること及び畑地の加入要件を緩和することを求める。	現在の中山間直接支払制度は平野部との所得格差是正を目的に事業実施しており、水田中心の制度となっている。しかしながら、昨今の米価下落により稲作をやめて果樹などに転換する者、保全管理を行う者、維持管理しなくなる者が増加しつつある。現在の中山間地域等直接支払制度では、果樹などを植えた場合は畑地扱いとなり当該期は対象農地となるが、次期は対象農地にならず同制度の構成員にならない可能性もある。そうなれば、農道や水路管理、共同活動などに支障が出てくることが考えられる。このことから、対象農地の畑地について加入要件緩和を行い、今後も荒地農地の増加抑制や農地の維持管理、共同活動に支障がでないよう提案するものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka_yosan.html
R4	209	02_農業・農地	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項第4号	農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る面積要件の緩和または撤廃	農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る面積要件の緩和または撤廃	【現状】 農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行令(以下「法施行令」という。)第10条第1項第4号において1ヘクタールを超えない場合は軽微な変更(※)で可能とされているが、「軽微な変更」を可能とする面積を2ヘクタールまでとする面積要件の緩和、または面積要件自体の撤廃を求める。 【具体的な支障事例】 本県では昨年来、農用地区域内の遊休農地等を活用し、1ヘクタールを超える農業用施設(牛舎)を整備したいとの相談が数件寄せられているが、1ヘクタールを超える場合、軽微変更の対象とはならず、市町村が定める農業振興地域整備計画の変更が必要となり、改正には計画案の公告縦覧及び異議申出期間(45日)を含め、約半年程度の期間が必要となる。このため、相談してきた事業者からは、「なるべく手続きを早急に行い、スムーズに着工まで進めたい」と思っているが、用途区分の変更に時間を要すると、資金面や今後のスケジュールに支障が出る可能性もある」といった困惑の声も上がっている。 ※なお、「求める措置の具体的内容」において面積要件の緩和を2ヘクタールまでとしたのは、本県において相談を受けている上記牛舎整備に係る面積が最大1.7ヘクタール程度であるためである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	210	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	警察庁	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、警察庁から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、パチンコホール事業、自動車学校事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2〜3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における警察庁所管分の認可等の実績は、過去3年間で6件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、警察庁が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	211	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	金融庁	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務(内閣府から金融庁に権限を委任されたものに限る)について、地方財務局から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、保険媒介代理事業、公認会計士事務所事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2〜3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方財務局所管分の認可等の実績は、過去3年間で7件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、地方財務局が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等(内閣府から金融庁に権限を委任されたものに限る)についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
—					
—					
<p>4【警察庁】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、内閣総理大臣の所管に属するものうち国家公安委員会の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>4【金融庁】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務・権限であって、内閣総理大臣から金融庁長官に委任されるものうち財務局長又は財務支局長に委任される事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等のうち金融庁長官の所管に属するものに係る内閣総理大臣の事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	212	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	総務省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、総務省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における総務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で4件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、総務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	213	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	法務省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、法務省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、法律事務所事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における法務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で7件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、法務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	214	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	文部科学省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、文部科学省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、各種学校事業、宗教事業、スポーツ施設提供事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における文部科学省所管分の認可等の実績は、過去3年間で6件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、文部科学省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	215	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、厚生労働省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、労働者派遣事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における厚生労働省所管分の認可等の実績は、過去3年間で8件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、厚生労働省が所管する事業(移譲済みの地方厚生局所管事業を除く。)を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【総務省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって総務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>4【法務省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって法務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>4【文部科学省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって文部科学省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>4【厚生労働省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、厚生労働省が所管する職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	216	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	環境省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、地方環境事務所から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、一般廃棄物処理事業、愛がん動物卸売事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方環境事務所所管分の認可等の実績は、過去3年間で9件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、地方環境事務所が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	217	05_教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化財保護法第35条、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金交付要綱	指定文化財修繕等に対する国庫補助金の交付先拡大	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金について、文化財の指定管理者である公益財団法人を申請者とし、国から法人に直接補助金を交付することを可能にする。	重要文化財帆船日本丸の文化財的価値を保つ目的で行う修繕については、国庫補助金を活用しているが、木材等の加工等に数年間を要する修繕は、予算単年度主義である地方自治体の予算にはなじみにくい。そのため、指定管理者である公益財団法人を申請者として、同法人が集めた寄附金をもって国庫補助金を申請しようとしたが、所有者ではないため認められなかった。	—
R4	218	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	内閣府、デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号、第30条第2項、第30条の4、第59条第3項ロ、子ども・子育て支援法施行令第4条～第6条、第9条～第14条	子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報の情報連携	教育・保育等の給付事務(※)において「被扶養であるか否か(本人該当区分:同一生計配偶者)」について、マイナンバーによる情報連携を可能としてください。なお、昨年度類似の提案において、被扶養であることをもって非課税ではないため情報連携できない旨、回答をいただきましたが、非課税であるかは要件ではありません(保育所等の利用料の階層区分は一定の幅をもって定められているため、非課税であるかに関わらず階層区分等を決定することができます)。未申告者の利用者負担額の階層区分決定に「本人該当区分:同一生計配偶者」は必要な情報です。 国においては令和2年12月にデジタル・ガバメント実行計画が定められ、関連するシステム標準化やオンライン申請化の法案等も次々に定められているところであり、DXが一層が求められています。その中には、ワンストップを実現することが示されていることや、マイナンバーを前提としてオンライン申請を進めることが示されるなど、取り巻く状況が変わっています。マイナンバーによる情報連携はこれら国が定めたDXを実現すること目的に、一層効果的に活用できるようにすべきです。 なお、「本人該当区分:同一生計配偶者(被扶養者)」に対しては、課税証明書を発行する自治体があり、これについて令和3年8月に示された税務システム標準仕様書【第1.0版】では「実装すべき機能(全国統一で必要な機能)」として明記されるなど、標準化を見据えた事務では、未申告者の内、被扶養者については別の取り扱いをするべきであることは明白となっています。 子ども子育て支援事務における内閣府からの技術的助言(自治体FAQ)では、市町村住民税未申告者の場合、世帯の所得を調査又は推定し、保護者の協力が得られない場合、保護者負担額を一旦最高階層とすることが示されています。国の技術的助言に従った運用を行う上で、全国統一で当該情報を必要とすることは明らかであり、当該連携情報により必要な情報を得られると考えます。 ※子ども子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」	総務省によるマイナンバー制度の説明では「(国民の利便)課税証明書などの添付書類が削減される」「(行政の効率化)情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減」等がポイントとなっています。そのため住民にとっては課税資料の代わりとしてマイナンバーを提出しているという理解がされていますが、実際は税未申告かつ被扶養者についてマイナンバー連携上は「未申告」として扱われているため、住民から課税証明書(紙)の提出が必要となっています。そのため、以下の支障があります。 ・保護者も地方自治体も手続きに時間と手間がかかる ・マイナンバーを提出しているにもかかわらず紙資料(課税証明書)の提出を求められることの理解が得られない ・期限までに課税証明書が提出されない場合、内閣府技術的助言のとおりいったん利用料を最高階層とせざるをえないが、マイナンバーにより税情報を提供しているにもかかわらず、一時的であれ最高階層となり費用負担を行うことは、理解を得られない。 ・「本人該当区分が同一生計配偶者」となる人(税における被扶養者)に対しては、課税証明書を発行する自治体があり、子ども子育て支援事業においてマイナンバー連携により得られる情報と課税証明書の内容に差異があるため、マイナンバー制度の目的が一部達成できていないだけでなく、混乱を招いている。 ・自治体DXやシステム標準化が進む中、課税証明書と情報の差異や、紙の準拠資料を求めることは、デジタル化の支障となっている。 ・税の調査を公用照会により行う場合、税情報は個人情報の中でも特に厳格な取扱いがされていることや本人同意がないものには回答しないこと等を理由として、回答を得られないケースが発生している。	—
R4	219	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、宇和島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	薬剤師法第19条、令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知(薬生総発0323第2号)及び令和4年3月23日付け厚生労働省医政局総務課長通知(医政総発0323第3号)	過疎地及びへき地等における調剤制限の更なる規制緩和	令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号及び医政総発0323第3号通知(以下「通知」という)において示されたオンライン診療における調剤について、対象となる診療所に離島等の診療所だけでなく、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」も含むこととするともに、「当該診療所に従事していない医師や薬剤師がオンラインの画面上で分包された医薬品の取り揃え状況を確認する場合」であっても、診療所の看護師等が在庫の薬剤を患者に提供できることとし、その旨を明確化すること。	【現行制度について】 通知にて示された技術的助言では、オンライン診療における調剤は、「離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師(以下「医師等」という)がやむを得ず不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が遠隔でオンライン診療を行った場合」に限定されている。 【支障事例】 医師不足である過疎地及びへき地等の課題解決のため、医療機関と過疎地及びへき地等に所在する医師不在の診療所間でのオンライン診療の実施を検討しているが、オンライン診療における調剤については、離島等において荒天等により医師等がやむを得ず不在となる場合に限定されており、現在当県で検討しているケースでは、オンライン診療を行った医師が処方箋を出しても、看護師等が在庫の薬剤を患者に提供できない。 その結果、診察の時間帯によっては、患者の手に薬剤が届くのが診察を受けた翌日や翌々日となる事象が発生し、その間、患者に健康上の負担を強いる可能性が生じる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【環境省】</p> <p>(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)</p> <p>中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であって環境省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					
—					
<p>5【厚生労働省】</p> <p>(33) 薬剤師法(昭35法146)</p> <p>離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合に、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、以下の措置を講ずる。</p> <p>・「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令4厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長)について、「離島等の診療所」には、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」が含まれることを明確化し、地方公共団体に周知する。</p> <p>[措置済み(令和4年10月7日全国薬務主管課長協議会)]</p>	—	「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号・医政総発0323第3号)における過疎地、へき地の取扱いについて、「離島等の診療所」には「過疎地及びへき地等の医師不足の地域」も含まれることを薬務主管課長協議会において説明し、その後メールでも同内容を周知した。	—		厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	220	01_土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第21条及び第63条第1項、都市計画法施行規則第50条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第5条第1項	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和	工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすることを求める。	【現行制度について】 工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法に定める事項のほか、「宅地の利用計画」などを定めることとされている。都市計画の内容を変更する必要があるときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならず、原則として、都市計画を決定する際と同様、その案の公告・縦覧、関係市町村の意見聴取や都市計画審議会の審議、変更後の都市計画の告示・縦覧等の手続が必要となる。また、都市計画事業の施行の認可申請書に記載する事業計画には、「設計の概要」を定めることとされている。都道府県が施行する都市計画事業の事業計画の内容を変更しようとする場合、省令で定める「軽易な変更」に該当しない限り、事業計画の変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。 【生じている支障】 上記のため、工業団地造成事業において、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能も確保されているにも関わらず、宅地の利用計画の記載内容に少しでも変更があれば、都市計画の変更手続及び事業計画の変更の認可を受ける手続をしなければならない。これらの手続は時間を要するため、工業団地造成事業において、事業用地の分譲開始の遅延や、引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を生じさせている。 【土地区画整理事業の場合について】 他方、工業団地造成事業と同様に市街地開発事業の一である土地区画整理事業に関する都市計画においては、「宅地の利用計画」などを定めることを要していないため、事業の施行地区に変更がなければ、事業用地の面積など宅地の利用計画に変更があっても都市計画の変更は生じない。また、同事業に係る事業計画についても、土地区画整理法及び同法施行令において、事業計画の変更の認可を要さない「軽微な変更」に該当する類型が広範かつ詳細に定められているため、一定範囲内の変更であれば認可を要さない。このため、手続に時間を費やすことなく、柔軟かつ迅速な事業の施行が可能となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	221	01_土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第4項及び第22条第1号、工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)	工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律により、造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されているが、対象業種を「製造工場等」と限定していること及び「自ら」経営しようとする者に限定していることの緩和を求める。	【現行制度について】 造成工場敷地の譲受人の資格要件の1つとして、「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されている。「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいうこととされている。また、当県が国土交通省に問い合わせたところ、工業団地造成事業により造成された工業団地には少なくとも1区画は製造業又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場(以下「製造工場」という。)が立地する必要があり、全区画を附属施設に分譲することは認められない旨、附属施設とは工業団地内に立地する製造工場との一般的な取引を行う可能性がある施設である旨の回答を得ている。 【生じている支障】 上記のとおり資格要件が設定されているため、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致を十分に行うことができない。 具体的には、物流・流通業、倉庫業、情報通信業、物品賃貸業等様々な業種の企業から、製造工場以外の用途での分譲を求める要望が寄せられているが、その場合、工業団地内に立地する他の製造工場との一般的な取引を行う可能性がある附属施設である必要があると同時に、全区画を附属施設に分譲することはできないため、こうした要件を満たすことができず、断らざるを得なかったケースが複数ある。また、当県において、データセンターの企業誘致に積極的に取り組んでいるところ、データセンター事業者はリース会社が建設した施設を賃借し、自らは資産を保有することなくデータセンターの運営のみを行う経営方式を採用することが多い。一方、造成工場敷地の譲受人は「自ら」製造工場等を経営しようとする者に限定されており、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)では、「製造工場事業者との実質的な一体性が確保されていないリース会社への造成工場敷地処分については、必ずしも製造工場の建設が担保されてないことから認められない」とされている。このため、当該工場敷地の分譲を念頭に置いたデータセンターの企業誘致に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	222	01_土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条第1項	国土利用計画法に定める土地利用審査会の必置規定の見直し	国土利用計画法に定める土地利用審査会につき、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置とする。	【現行制度について】 国土利用計画法第39条により、都道府県は、土地利用審査会を置き、その委員は都道府県議会の同意を得て任命することになっている。土地利用審査会は、土地利用目的に対する勧告、規制区域指定の事後確認、監視区域・注視区域の指定、解除への意見陳述等を業務としている。 【支障事例】 現状において地価が急激に上昇する恐れがないため、当県においては、平成6年以来、規制区域や注視区域、監視区域の指定がない状況である。また、平成10年に土地取引について契約の締結後に届出を行う事後届出制となって以来、土地利用基本計画に適合せず周辺地域の合理的な土地利用を図るために著しい支障がある時に行う勧告案件も生じていない。さらに、現状の土地利用審査会の開催頻度は、3年に1回、土地利用審査会委員の任期が満了する際の委員選任に合わせ開催しているのみであり、土地利用審査会の活動実態が全くない状況である。そのような状況下で、土地利用審査会の設置が法律上で義務付けられており、制度が形骸化しているといえる。 現在の日本経済の状況を考えると、土地利用審査会の審議が必要となる「地価が急激に上昇する局面」はほとんど発生する余地はないと考えられる。仮に地価が急激に上昇する傾向が予測される場合が生じたとしても、このような事態は突発的に発生するものではなく、予測が可能と考えられることから、地価が急激に上昇する傾向が予測された段階で土地利用審査会を設置すれば対応が可能である。 以上より、土地利用審査会は、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置に改めるべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (18)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100) (i)工業団地造成事業に関する都市計画において定める「宅地の利用計画」(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(以下「首都圏近郊整備法」という。))5条1項、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(以下「近畿圏近郊整備法」という。))7条1項)については、一定の幅をもった記載が可能であることについて考え方を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。 (ii)工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更(都市計画法63条)については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。</p>					
<p>5【国土交通省】 (18)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100) (iii)造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏近郊整備法22条及び近畿圏近郊整備法31条)については、令和4年度中に地方公共団体の実態を調査した上で、その緩和について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (iii)土地利用審査会(39条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた対応が可能である旨を、土地利用審査会の運営を効率化している取組事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	223	03_医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市、福島県、関市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第76条、国民健康保険における「世帯主」の取り扱いについて(平成13年12月25日)(保発第291号)(都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知)	国民健康保険の世帯主からの徴収の見直し	次の①または②を実施することにより、世帯主に支払能力がなく国民健康保険に加入している世帯員に支払能力がある場合に、世帯員から徴収することを可能にするよう求める。 ①国民健康保険法における納付義務者については世帯主とされているが、世帯主を含めた加入者全員に連帯して納付義務を負わせる ②国民健康保険における「世帯主」の取り扱いについて(平成13年12月25日)(保発第291号)により、擬制世帯において世帯主の変更を希望する場合に、擬制世帯主の同意を得ることで国民健康保険における世帯主の変更を可能としていることから、滞納がある場合には強制的に世帯主を変更可能とする	国民健康保険法第76条により、保険料は被保険者の属する世帯の世帯主から徴収することとなり、滞納処分の対象も世帯主である。このため、世帯員に収入があるにも関わらず世帯主が年金受給者や収入がない者になっている場合等、世帯主に滞納処分の対象となる財産がなく時効の完成による不納欠損として処理せざるを得ないこととなり、国民全員が公平に保険料を負担することで成立している本制度の根幹に関わる部分に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	224	11_その他	施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第17条、第30条の10、第30条の12、戸籍法第27条の3	戸籍事務において現住所等を確認するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるよう必要な措置を講ずること。	【支障事例】 住民基本台帳法の本人確認情報の検索ができる事務に「戸籍事務」が規定されていないことから、当市でも1日30件以上ある戸籍の届出に他市町村の住所の記載があった場合、住所や住定日を確認するために住所地市町村へ念のため電話で記載内容の照会をしなくてはならない。また当市に住所を置いている者の本籍地市町村からの同様の照会に関して回答しなくてはならない。 【制度改正の必要性】 住民課では、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を行っているため本人確認情報の検索ができる統合端末が必ず設置されている。しかしながら、住民基本台帳法上、戸籍事務に関して住民基本台帳ネットワークシステムの利用が認められていないため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、30秒程度で戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しいかどうか確認ができるにも関わらず、全国の市町村が住所地市町村へ念のため電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話が繋がらないことも多く、住所地等の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。また戸籍の届出先の市町村から電話照会を受けた住所地市町村においても届出者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々事務処理時間が多く発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。 【支障の解決策】 住民基本台帳法第30条の10、第30条の12に「戸籍事務」を追加すること、又は戸籍の附票に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用できることとする事で解決される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	225	11_その他	施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第9条第2項、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1号、第58条第7号	戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項からの世帯主の氏名の削除又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減	戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1号、第58条第7号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届書に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	【現行制度について】 戸籍法施行規則において届出の記載事項として世帯主の氏名が規定されている。 【支障事例】 戸籍の届出を受付した市町村は住所地市町村に対し、住民基本台帳法第9条第2項に基づき届出の記載事項を送付する必要があるが、当市では戸籍の届出を受付してから決裁するまでに最低数日、長くて2週間程度時間が掛かるため、住所地市町村が通知を受け取った時点で世帯主が変わっていることが多い。世帯主氏名の情報に意味がなくなっているにも関わらず、戸籍法施行規則で規定されているため、他市町村に住所がある者から当市に対して戸籍の届出があった場合は、戸籍の決裁をする中で必ず世帯主氏名を住所地市町村へ電話で確認、照会する作業が発生し、1件あたり20分程度余計に処理時間を要している。 【制度改正の必要性】 戸籍法施行規則において届出の事項として世帯主氏名が規定されているため、全国の市町村において、戸籍の届出を受付した市町村は、住所地市町村への電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話が繋がらないことも多く、世帯主氏名の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。住所地市町村においても、当該者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号で間違いがないかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々、無駄な事務処理時間が多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認したいという住民には住民票を取得してもらう必要があり、住民負担が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の通知を受けた住所地市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、当市では住所地市町村に世帯主氏名を通知に記載しておらず、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。 【支障の解決策】 戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1号、第58条第7号の世帯主の氏名を記載事項とする号を削除すること又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	226	11_その他	施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置))、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条第1項及び第3項に規定されているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止を求める。	マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付は行わないこととされたにもかかわらず、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き継続していることから、当市では毎日、1件あたり1分掛かる通知カード管理簿への入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理をこなすにはならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付業務や交付前設定処理業務に支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (ix) 国民健康保険の保険料(76条)の徴収に関する世帯主の取扱いの柔軟化については、実効性や市区町村における事務負担の軽減の観点にも留意しつつ、市区町村の意向も踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省】 (16) 住民基本台帳法(昭42法81) (i) 戸籍の届出の受理の際に行う住所地の市区町村長への通知(9条2項)及び戸籍の附票の作成(16条)において、住所等の事実の確認に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳に関する事務の処理(30条の10第1項3号及び30条の12第1項3号)に該当するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる旨を明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年12月5日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]</p>	一	<p>戸籍の届出の受理の際に行う戸籍の届出の受理の際に行う住所地の市区町村長への通知及び戸籍の附票の作成において、住所等の事実の確認に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳に関する事務の処理に該当するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる旨を明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】住民基本台帳法に基づく事務に関する質疑応答(令和4年度地方分権改革に関する提案募集関係)について(令和4年12月5日総務省自治行政局住民制度課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	総務省自治行政局住民制度課
<p>5【法務省】 (1) 戸籍法(昭22法224) (iii) 婚姻、離婚及び死亡の届書における世帯主の氏名の記載(施行規則56条6号、57条1項8号及び58条7号)については、削除することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【総務省】 (24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii) 令和5年度以降の通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務(附則6条)の在り方については、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	227	11_その他	施行時特例市	茅ヶ崎市	法務省	B 地方に対する規制緩和	戸籍事務取扱準則第55条	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることの明確化	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存を許可する規定を加える又は必要な措置を講ずること。	【現行制度について】 戸籍事務取扱準則第55条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、全て電子メールで通知され電子化されているにも関わらず全て紙で印刷し綴っている。また、法務局による現地指導において、(9)(21)に該当する書類は全て紙で印刷し発取簿番号を取得して保存するように指摘を受けているため、市町村判断で電子での保存のみに切り替えることができない。 【支障事例】 戸籍事務取扱準則第55条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、毎年200件近くある法務局からの通知を添付ファイルを含め紙で印刷している。 【制度改正の必要性】 当市では支所、出張所窓口でも法務局から戸籍事務取扱準則第55条に基づき、紙での保管を法務局から求められているため、法務局からの通知を全て印刷し、毎年数千枚以上の紙を保管しており、印刷する時間及び保管管理の事務負担が多く、対応に苦慮している実態がある。昨年度も管轄の支局に相談したが、戸籍事務取扱準則第55条が改正されない限り紙での保管を求める運用に変動がない旨の回答があった。 【支障の解決策】 戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることを明確化することで解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	228	11_その他	施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条	戸籍情報連携システムの運用開始に伴う住民票への旧氏登録時の添付書類の見直し	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に旧氏記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。	【現行制度について】 戸籍謄本等を「添付」させることになっているため、原本の持参と提出が必要。 【支障事例】 婚姻届と同時に旧氏を登録したい場合、戸籍謄本等の添付が義務付けられているために、婚姻届けの内容が反映された戸籍が出来上がってから戸籍謄本等を取得し、再度旧氏登録の手続きに来庁する必要がある。 【制度改正の必要性】 デジタル手続きのワンストップの原則に従い、戸籍謄本等の添付書類を削減する中、住記の異動についても添付書類が必要な届出を削減する必要がある。戸籍事務内部での連携により、他市町村が本籍の戸籍謄本が参照、出力できるようになれば戸籍謄本等の添付を必須とする必要はないと考える。 また、事例として最も多い婚姻時の旧氏登録(直前の氏に限る)についても婚姻が反映された戸籍謄本等の添付ではなく、戸籍謄本等の参照による確認で届出可能とすることで婚姻届と旧氏登録の同時提出が可能となり住民の利便性が向上すると考える。 【支障の解決策】 「当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。)その他総務省令で定める書面を添付して」を削除する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html
R4	229	08_消防・防災・安全	町	聖籠町、七ヶ浜町、神栖市、今治市、新上五島町、東串良町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)第9条及び第11条	石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付決定の早期化及び交付対象事業間における流用の容認	石油貯蔵施設立地対策等交付金について、申請期間を「毎年5月16日から5月31日まで」から「毎年4月1日から5月31日まで」に改め、年度早期からの事業着手が可能となるよう交付決定の早期化を図るとともに、実施計画の変更に基づく交付対象事業間での流用を認め、各地方公共団体における弾力的な運用を可能にさせていただいた。	本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から対象地方公共団体に所定の金額が交付(市町村にあっては都道府県を経由した間接交付)されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)設けられている。 当町では、令和3年度における交付対象事業の一つとして消防ポンプ自動車の購入を計画し、上期申請に係る交付決定(令和3年7月27日付け)後、遅滞なく入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たし得る車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業を中止し、交付金充当額を減額する事態が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用することが認められていないことから、下期申請として「12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハード事業」を急遽設計し、臨時議会を開催して補正予算の可決を受けることで、辛うじて対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限まで充当できるような計画を立て、進捗管理に万全を期しているところであるが、電源立地地域対策交付金のように4～5月の事業着手が可能となっているものと比較すると、本交付金に係る現在の交付決定のスケジュールでは、不測の事態が発生した場合に、円滑な公共施設の整備が困難となるおそれがある。 また、一般に、降雪時期を含むハード事業(道路事業等)では、通常よりも余裕を持った工期を組まなければならないことを踏まえると、下期申請において実施可能な事業は非常に限定的となってしまいが、交付対象事業間における流用が容認されれば、交付金充当額を減額することとなった場合であっても、必ずしも下期申請を行うことなく、上期に交付決定を受けた実施計画の変更承認を受けることにより、当該減額分を効率的に活用できるようになると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (1)戸籍事務における帳簿及び書類つづりの保存(戸籍事務取扱準則制定標準(平16法務省民事局長)55条)については、電子データによる保存が可能であることを明確化し、法務局及び地方方法務局並びに市区町村に通知する。 [措置済み(令和4年11月18日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡)]</p>	—	<p>戸籍事務取扱準則制定標準第55条等の規定の趣旨は、帳簿及び書類つづりを電子データにより調製及び保存することを妨げるものではないことを明確化し、法務局及び地方方法務局並びに市区町村に通知した。</p>	<p>【法務省】戸籍法及び戸籍法施行規則に定めのない帳簿及び書類つづりの調製及び保存について(令和4年11月18日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>法務省民事局民事第一課</p>
<p>5【総務省(7)】【法務省(2)】 戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81) 婚姻の届出(戸籍法74条)と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合(住民基本台帳法施行令30条の14)の戸籍謄本等の添付については、申請者の利便性の向上に資するよう、婚姻前の戸籍謄本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年12月5日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]</p>	—	<p>婚姻の届出と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合の戸籍謄本等の添付については、婚姻前の戸籍謄本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】住民基本台帳法に基づく事務に関する質疑応答(令和4年度地方分権改革に関する提案募集関係)について(令和4年12月5日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課 法務省民事局民事第一課</p>
<p>5【経済産業省】 (9)石油貯蔵施設立地対策等交付金 石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。 ・交付対象事業が中止になるなどの事情がある場合には、他の交付対象事業に流用できることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。 ・石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭53通商産業省告示434)に定める交付申請期間については、年度当初からの事業着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒しについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	230	07_産業振興	都道府県	福井県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条、第12条、第13条	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法に係る事務について、国から都道府県への権限移譲及びこれまでの制度改正により、都道府県の実務が増加している。については、令和3年度に制度追加がなされた所在不明株主に関する会社法の特例をはじめとする、都道府県が行う認定や報告確認事務における必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことを求める。	<p>【現行制度について】</p> <p>平成29年度に中小企業経営承継円滑化法(以下「円滑化法」という。)の事業承継税制及び金融支援の認定事務が国から都道府県に移譲された。平成30年度以降、事業承継税制制度が逐次、拡充されるとともに、令和2年度には金融支援の制度拡大、令和3年度には所在不明株主に関する会社法の特例制度が新設された。</p> <p>【支障事例】</p> <p>上記制度改正に伴い、都道府県の認定事務等が大幅に増加しており、効率的な業務遂行に支障が生じている。下記に例として挙げている事業承継税制の認定や金融支援の認定に係る事務については、審査や書類不備による再提出依頼、再提出書類の審査等を総合して、1件あたり3～4時間の作業時間を要している。また、認定後の年次報告については、認定後5年間継続して提出されるため、認定件数の過年度累計が毎年提出されるため、事務量が年々増加している状況である。</p> <p>(例)事業承継税制の認定数:平成20～平成29年度 8件 平成30～令和3年度 58件 金融支援の認定数:平成20～平成29年度 0件 平成30～令和3年度 4件</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>都道府県の認定事務が大幅に増加しているため、必要書類の削減や手続きの簡素化により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化を図る必要がある。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>事業承継税制、金融支援、所在不明株主に関する会社法の特例の3制度における、都道府県が行う認定や報告確認事務に係る必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことで支障が解決すると考える。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	231	03_医療・福祉	指定都市	浜松市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則	保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること	認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。	<p>認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。</p> <p>保育関係施設は一つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出る必要があることから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要があるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。</p> <p>以下に変更届の具体例を示す。</p> <p>幼保連携型認定こども園変更届(認定こども園法) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届(認定こども園法) 児童福祉施設変更届(児童福祉法) 家庭的保育事業等変更届(児童福祉法) 一時預かり事業変更届(児童福祉法) 病児保育事業変更届(児童福祉法) 認可外保育施設変更届(児童福祉法) 特定教育・保育施設変更届(子ども・子育て支援法) 特定地域型保育事業者変更届(子ども・子育て支援法) 特定子ども・子育て支援施設等変更届(子ども・子育て支援法) 業務管理体制変更届(子ども・子育て支援法)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	232	03_医療・福祉	指定都市	浜松市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱第3条	認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること	認定こども園施設整備交付金について、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直接補助とすることを求める。	<p>認定こども園の幼稚園機能部分等に活用される「認定こども園施設整備交付金」については、都道府県を通じた市町村への間接補助であることから、都道府県の予算化が必要である。しかし、都道府県の予算スケジュールに合わせると、都道府県の予算化を待たなければならず、機動的な施設整備事業の執行ができない。また、都道府県の補助金交付要綱にも縛られることから、国の補助金交付要綱よりも上乗せされた変更交付申請等の事務が負担となっている。</p> <p>一方で、認定こども園の保育所機能部分等に活用される「保育所等整備交付金」については、既に国から市町村への直接補助の仕組みとなっており、都道府県の予算化や補助金交付要綱に縛られることなく事業の実施が可能となっている。そのため、認定こども園施設整備交付金においても、国から政令指定都市等への直接補助が可能であると考えられる。</p> <p>なお、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、現在設立が検討されている子ども家庭庁への移管が予定されている。この機会に、両交付金が国から政令指定都市等への直接補助となり、同じ取扱いになることを求める。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	233	11_その他	中核市	尼崎市、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の27、252条の37	内部統制制度導入に伴う包括外部監査の弾力的な取扱いについて	内部統制制度を導入した地方公共団体において、包括外部監査人と地方公共団体が事前に協議し、双方の合意を得た場合には包括外部監査における監査項目を地方公共団体が任意で設定できるよう制度改正を求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>当市では、代表監査委員を含む識見監査委員を2名とも民間から選任するなど、これまでも監査機能の充実に努めてきたなか、このたび、中核市においては努力義務である内部統制制度を導入することとした。しかし、事務負担が過剰になり、取組が形骸化(作業化)することになれば、本末転倒である。そのような問題意識のもと、実効性のある制度の構築を目指しており、内部統制を推進していくツールの1つとして包括外部監査を活用できれば効率的・効果的と考えるが、地方自治法では、包括外部監査人が監査項目を選定すると定められていることから、市が包括外部監査を弾力的に運用できない。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>内部統制の推進にともない顕在化した課題等に対して重点的に監査を実施することが効率的・効果的であることに加え、内部統制制度において抽出したリスクへの対応策のひとつとして監査を組み込むことも考えられることから、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合に、市が監査項目を任意で設定できるよう地方自治法を改正いただきたい。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【経済産業省】 (8) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制及び金融支援に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手続等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、令和5年度中にホームページで周知する。</p>					
<p>5【内閣府(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。その上で、各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえて点検し、令和5年度中にその結果をまとめる。</p>					
<p>5【文部科学省】 (20) 認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金については、保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村に当該交付金を直接交付することについて地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	234	11_その他	都道府県	秋田県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、藤里町、三種町、八郎潟町、東成瀬村、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域女性活躍推進交付金公募要領	地域女性活躍推進交付金の採択において複数年度の計画期間を認めること及び交付要件の緩和	地域女性活躍推進交付金の採択において、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度分を継続して採択することを認めること。 また、同交付金の「活躍推進型」について、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」については、「地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組」等と併せて実施するという要件に加えて、先進的、先駆的な事業である必要があるとする要件や、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった要件があるが、これらを緩和し、柔軟で使いやすい制度とすること。	女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画について、当県では複数年度で計画を策定しており、当該計画に基づき、地域の課題解決に向け、複数年度継続して事業を行っているが、地域女性活躍推進交付金については、単年度ごとの採択となっていることから、安定的な財源を確保できず、事業の継続性を担保することが困難になっている。 また、職業生活における女性活躍を推進する上では、その根底にある意識の変革を図り、人材を育成することが必要であり、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」についても、一体的に進めることが重要であるが、総事業費に係る上限等、複数の制約があることから交付金の活用を支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka_vosan.html
R4	235	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、青森県、岩手県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号)第4各月の支弁額の算式及び支弁の方法、2措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け児家第50号) 1里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合における支援内容の見直し	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合の利用料及び保育所を利用する場合に必要な実費に係る措置について、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱において、幼稚園等を利用する場合と同様の扱いとなるよう定めること。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱において、里親委託されている未就学児が幼稚園等に通う場合、措置費等の費目の種類に「幼稚園費」が定められており、入学金や保育料に加え、制服等の幼稚園等で必要となる実費についても、支弁されることとなっている。 一方で、保育所に係る費用については、同交付要綱で定められておらず、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け児家第50号)において、保育所入所に係る費用徴収が免除されているものの、保育所を利用する場合に必要な実費については免除の対象となっていないことから、幼稚園等と取扱いが異なり、里親の自己負担となっている。 厚生労働省HPに掲載されている「里親制度(資料集)」では、共働きの里親及びひとり親世帯で就労している里親が令和2年3月1日時点で全体の52.7%を占めているとされており、「児童養護施設入所児童等調査の概要(平成30年2月1日現在)」では、全国の里親委託されている就学前児童1,648人のうち、584人が保育所等に、390人が幼稚園等に通っているとされており、共働き夫婦等が増加している社会状況の中で、里親委託されている児童が保育所を利用することは珍しくない状況といえる。 そのような社会状況の中で、里親委託されている児童が利用する施設の種別によって措置の内容が異なることは、やむを得ず保育所等を利用している里親にとって不公平な取扱いとなっている。また、社会養育体制の整備の一環として、共働き夫婦などに対する里親委託の推進にあたっての支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu/kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-					
-					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	236	09_土木・建築	都道府県	秋田県、岩手県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、美郷町、羽後町、東成瀬村、川越市、八王子市、新潟県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付システムにおける実施要綱、システム名称「社会資本整備総合交付金システム(SCMS)」	社会資本整備総合交付金システムにおける実施計画及び交付申請手続き等の更なる改善	社会資本整備総合交付金システムについては、昨年の地方分権提案により、一部重複する申請手続きが解消されたところであるが、未だ各申請手に当たっては支障が多く、マニュアルも不十分であるため、早急に地方公共団体の意見を反映した手続きの改善を図るとともに、システムの間合わせへの即応対応を可能とする電話等での受付体制を構築すること。	支障事例は数多くあり、全ての事項についての記載は困難であるが、次のような支障事例が存在する。 1. 予算要望手続において、前年度及び前々年度の予算配分額等を入力するが、前年度等の交付申請や完了実績、昨年度の同手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されているにもかかわらず、自動反映されないため、再度入力が必要となっており、誤りを誘発する仕様となっている。このような支障事例は、いずれの申請手続においても同様であり、特に早急な改修が必要と考える。 2. 都道府県は市町村からの申請及び問い合わせに応じなければならないが、システムについて説明や研修等を受けておらず手探りで応答しており、事務量が過大となっている。「よくある質問」は、各団体からの問い合わせ及び回答をエクセルファイルで掲載しているのみで、解決に繋がらないケースが多い。また、電話等即時に対応可能な国への問合せ手段がないため、国からの回答があるまでの数日間は事務が停滞する。 3. 作業する入力画面が水平方向に長く右にスクロールし入力するが、左端に表示される要素事業名が固定されていないため、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。 4. 各申請において同一の数値を入力する事項につき、一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要であり、入力誤りが生じやすい。特に実施計画と交付申請手続の国費額欄においては、国費額欄3箇所全てが同じ数値となるにもかかわらず、各欄へ入力を求められる。 5. 実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内訳表についての手続を実施しなければならないが、とりまとめる団体である都道府県が手続をしないと、同整備計画内の市町村は、実施計画等手続を開始することが出来ず、早期の申請手続に支障を来している。各団体において申請額等を当然把握しており、当該団体別内訳表作成手続の廃止が望ましい。 6. システムで表示されている入力欄等の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。 7. 完了予定年月日欄がカレンダーからの選択入力方式となっており、別の要素事業の欄へのコピーアンドペーストが出来ないため、操作性が非常に悪い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	237	09_土木・建築	指定都市	川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	総務省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、ガス事業法第54条、電気事業法第23条、地方公務員法第34条、地方税法第22条	市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大	市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に必要な情報の提供を求めることができるとされているが、電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が開示できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。	「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」において、空家の所有者等の特定に当たり想定される調査方法として、水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査などが挙げられており、民間事業者の保有する契約情報について、空家対策の取組のために取得可能と捉えることができる表現となっている。しかしながら、本市において本ガイドラインをガス事業者に対し示したうえで使用者情報を開示することが可能か確認したところ、ガス事業法において許容される目的外提供に当たらないことから開示について難色を示された事例がある。実際は各事業法において契約情報の目的外提供が禁止されているため、市町村長による空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めを受けて契約情報を提供する場合には各事業法における契約情報の目的外提供の禁止規定に反することにはならない旨が明確になっていなければ、事業者は契約情報を市町村に提供してよいか判断ができないものと考えられる。電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報について、その提供が可能であることを、通知等により明確化することを求める。 次に、現行においては、課税台帳による取得可能な情報として空家所有者の氏名、住所、電話番号が開示されており、空家所有者の把握については有効であるが、空家等への対応を効果的、効率的に進めるためには、課税保留や差押え情報等個別の空家の詳細な情報を把握する必要があると考える。課税保留の状況が把握できれば、所有者調査に時間をかけることなく、初期段階から所有者不明空家として相続人調査に着手し、相続財産管理人制度の活用に向け必要な費用について予算措置ができ、迅速に対応が進められる。また、差押え情報が把握できれば、空家特措法による措置を一時見合わせるなど、個別の対応を迅速に判断できることから、あわせて幅広く税情報等の開示範囲の拡大も求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	238	09_土木・建築	指定都市	川崎市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、岡山市、福岡市、熊本市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	現在、公営住宅法の他、具体的に規定を明確にしていない。	公営住宅制度について、一部の自治体で導入されている期限付き入居の仕組みを定期借家の趣旨に沿って活用できるようにすること	公営住宅制度について、一部の自治体で導入されている期限付き入居の趣旨に沿って活用できるようにすること	「地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本方針」(平成17年8月2日国土交通省告示739号)にて、公営住宅における定期借家制度(期限付き入居)については、公平かつ確かな供給をする観点から基本的な方針が示されており、本市でも、平成30年度から子育て世帯を対象とした期限付き入居制度を導入している。しかしながら、期限終了後に適切に退去がなされない場合の明渡しに関する対応などに苦慮することが想定されるため、公営住宅における期限付き入居制度が適正に運用できるよう、法律や告示等で取扱いに関する明記を求めるものである。	—
R4	239	11_その他	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱第2条、第4条、第5条、第6条、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業交付要綱第2条	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて豪雪地帯安全確保事業計画を作成することとなっているが、当該計画の廃止を求める。特に、市町村のみが事業実施主体となる場合であってもその経費を道府県が負担しないときの道府県による事業計画の作成を不要とすることを求める。	豪雪地帯安全確保事業計画は、道府県又は市町村が豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて作成するよう実施要綱等で定められているところ、その作成が負担となっている。特に、当該交付金を道府県が活用せず市町村のみが活用する場合であっても、道府県が市町村の計画・実績等を取りまとめて事業計画を作成・更新する必要がある。この場合、事業内容の単なる取りまとめであり、道府県の施策を反映したものではないにもかかわらず、道府県に事務負担が発生している。当県では、事業を実施する県下市町村との調整や資料作成等に一定程度時間を要しており、今後事業を実施する市町村が増加した場合に、より一層の事務負担が見込まれる。また、事業計画には当該交付金事業の実施以外の活用目的もないため、事業計画の作成は不要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (34) 社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、申請等に係る入力事務を効率化するため、令和4年度中に社会資本整備総合交付金システムを改修し、操作性等を改善する。</p>					
<p>5【経済産業省(2)】【国土交通省(14)】 ガス事業法(昭29法51)、電気事業法(昭39法170)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報については、市町村長(特別区の長を含む。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報であることを明確化し、供給事業者及び市町村(特別区を含む。)に令和4年度中に通知する。</p>					
—					
<p>5【国土交通省】 (19) 豪雪地帯対策特別措置法(昭37法73) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」(令3国土交通省)において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	240	05_教育・文化	都道府県	長野県、愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	子ども読書活動推進計画の上位計画への統合を可能とすること	子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている「教育振興基本計画」や各地方公共団体独自の「総合計画」等の上位計画への統合を可とすること	「子ども読書活動推進計画」は、努力義務ではあるものの、文部科学省が計画策定状況調査(令和2年度はコロナ禍により中止決定1/25)で「策定済」の都道府県・市町村数を公表しており、「策定済」とするためには、当該計画単独での策定が求められ、上位計画での内包や総合計画化は現状では認められていない。また、県に市町村の策定支援を求めるなど、実質的な義務計画になっている。当県においては、子ども読書活動推進計画について、策定自治体数は35市町村(策定率45.5%)であり、未策定の40町村のうち12町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、11町村が「各学校に一任」を理由として挙げている。また共同提案県においては、策定自治体数は41市町村(策定率75.9%)であり、5町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、2町が「公共図書館がない」と回答している。特に、人員が不足している地方公共団体では、地域の特色等を計画に反映させることが困難であるほか、策定そのものが進まない状況がある。各県の計画における策定作業や会議、調査等が重なり負担となっている。一方、上位計画に相当する「教育振興基本計画」にも記述があること、また、趣旨は異なるものの類似性のある「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の策定も推進されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	241	11_その他	都道府県	長野県	総務省	B 地方に対する規制緩和	—	国の「都道府県を經由した市町村への照会」の照会方法の見直し	国の照会における、中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの以外の照会については、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」を使用すること 具体的には、都道府県を經由した市町村への照会を「パターンA:定期的な照会で、調査項目に変化がないもの」「パターンB:照会先の個別の状況を確認するもの」「パターンC:中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの」に分け、パターンA及びBについては、一斉調査システムを使用すること	国と市区町村の間に立つ都道府県では、日々の照会・回答業務に多くの時間を費やしている。市町村数が多い当県においては、国からの1回の照会あたりの職員負荷も大きく、全市町村への通知転送、回答状況の確認・催促、回答集約といった「中間とりまとめ作業」の効率化は庁内業務改革において優先度が高い課題となっている。 先般、担当者の連絡先に関する照会について、県で市町村の担当者連絡先を取りまとめ、国の様式(Excel)に転記を行った。県から市町村への照会については指定がなかったため、調査・照会(一斉調査)システムを用いて市町村へ照会の上、集計データを出力し、国の様式(Excel)へ転記を行った。当該システムは国が使うことも可能であり、国から直接、都道府県及び市区町村へ照会し、フォームへ入力させることで事務負担軽減につながったのではないかと考えられる。 (具体事例:令和3年度DX推進担当者の調査について(照会)総務省自治行政局地域情報化企画室 令和3年7月5日付け事務連絡) また、市町村からは調査・照会(一斉調査)システムの通知を見逃すとの声もあるが、これはシステムを使ったりメールを使ったりと照会のやり方が定まっていなかったため出てくる意見だと考えられる。どの照会についても同じシステムが使われる前提であれば見逃しも無くなると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	242	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法第19条第5項、第7項、国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の申請について、国土交通大臣への直接申請を可能とすること	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の申請について、指定までの期間を短縮させるため、地方農政局長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の経由を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接申請をすることが可能となるよう、制度の見直しを求める。	【現行制度について】 都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)」により、都道府県知事は、確定測量の成果を、地方農政局長等を經由して農林水産大臣に送付することにより認証申請を行うこととなっている。 さらに、国土調査法第19条第7項に基づき、事業所管大臣である農林水産大臣は、都道府県知事から認証申請のあった確定測量の成果を国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定をする場合、事前に国土交通大臣の承認を得るものとされている。 また、平成30年より、国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続を行う際は、同様の手続により事前申請を行うこととなっている。 【支障事例】 当県では、事前申請を終え、令和2年12月に農林水産大臣に送付した16件の本申請全てが、令和4年3月時点で指定を受けていないなど、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならず、その成果の活用が遅れている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	243	11_その他	都道府県	長野県、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第165条の3	補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し	地方自治法施行令第165条の3で規定する、私人に支出の事務を委託することができる経費に補助金を加えることを求める。	【現行制度】 地方自治法施行令第165条の3では、私人に支出を委託することができる経費を列挙しているが、補助金は対象外となっている。 【支障事例】 当県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、ECサイトで県産品を販売する場合に、商品送料相当分の経費を県で支援し、販売促進につなげる事業(県産品ECサイト送料無料キャンペーン事業)を実施する予定としている。 本事業においては、500者程度の事業者を支援する見込みであり、事務量が膨大になることから、職員の負担軽減のため、当該事業に係る事務の一切を民間へ委託しようと検討したが、地方自治法第243条の規定により、支出事務そのものは民間へ委託ができず、補助事業として県直営で実施すべきではないかとの疑義が生じている(申請書類の受付・確認等の支払いに直接関係ない事務は委託可能との整理)。また、他県においても、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県産食品事業者(約200者想定)を支援するためのEC送料支援事業を検討する中で、同様に支障を感じた事例がある。 【制度改正の必要性】 コロナ禍における事業者支援のように、短期間に多くの者への支援が必要な場合、補助金の支出を委託できないと、地方自治体のマンパワーでは対応できず、迅速かつ効率的な支援策が実施できない恐れがある。 【支障の解決策】 そこで、補助金の支出についても民間へ委託することができるよう、支出事務の私人委託における制限を見直すことで、迅速かつ効率的な事業者支援が可能となる。 なお、国においては本規定がないため、一切の業務を委託することが可能となっている(例:持続化給付金を商工会議所等へ委託)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【文部科学省】 (12) 子どもの読書活動の推進に関する法律(平13法154) 都道府県子ども読書活動推進計画(9条1項)及び市町村子ども読書活動推進計画(9条2項)の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年中に通知する。	—	・令和4年12月28日付の事務連絡「都道府県及び市町村における「子供読書活動推進計画」の策定等について(周知)」において、地方公共団体の判断により、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】都道府県及び市町村における「子供読書活動推進計画」の策定等について(令和4年12月28日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
5【総務省】 (36) 調査・照会(一斉調査)システム 国が地方公共団体に対し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知する。 [措置済み(令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)]	—	国が地方公共団体に対し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知した。	【総務省】「調査・照会(一斉調査)システム」の利用について(周知)(令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	総務省地域力創造グループ地域政策課
5【農林水産省(4)】【国土交通省(11)】 国土調査法(昭26法180) 都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認(19条7項)を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」(昭56農林水産省構造改善局長)を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。					
5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 私人に支出の事務を委託することができる経費(施行令165条の3第1項)については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	244	09_土木・建築	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条	廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化	第一種低層住居専用地域で使用されていた小中学校など、既存の公共物の有効活用のため、低層住居専用地域におけるコワーキングスペース等の設置に係る建築基準法第48条のただし書き許可の新たな許可準則を定め、特定行政庁が許可する基準の明確化を求める。	少子高齢化社会において、県内各地で小中学校の統廃合が進んでいる。各自治体では、工夫しながら、廃校となった校舎の活用策として、コワーキングスペースやオフィス、地域コミュニティが存続するための新たな活用方法を考えている。しかしながら、現行の規定では廃校舎をコワーキングスペース等に活用しようとする場合に、用途地域の規制から、それらの用途への変更が困難な場合があり、廃校舎の有効活用ができない状況にある。また、令和3年6月25日付け国住街第96号のシェアオフィス等に関する技術的助言については、空き家等を活用した比較的規模の小さいものを対象としたものであると考えられる。しかしながら、当県が考える廃校舎等の利活用となると、比較的大きく、多くの集客が見込まれるため、これらの場合の「良好な住居の環境を害するおそれがない」ことの判断に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	245	10_運輸・交通	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第2条、都市公園法第5条、都市公園法施行令第5条第6項、都市再生特別措置法第62条の2、自転車活用推進法	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備	都市公園内にシェアサイクルポートを設置することができるようにするため、都市公園法における公園施設のうち「飲食店、売店、駐車場、便所、その他の便益施設で政令で定めるもの」を定める都市公園法施行令第5条第6項に「自転車を賃貸する事業の利用者の利便に資する施設」を追加する。又は、同項の「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。	【現行制度とその課題】 都市公園にシェアサイクルポートを設置するためには、①「都市再生整備計画」を作成しシェアサイクルポートの設置について記載することで占用許可の特例を得る(都市再生特別措置法第62条の2)か、②シェアサイクルポートを都市公園法上の「公園施設」と位置付けて設置を許可する(都市公園法第2条・第5条、同法施行令第5条)か、2通りの方法が考えられる。しかし、①の場合は、計画の作成に公園管理者や地元や議会等との調整、パブリックコメントの実施、それに伴う計画案の修正など、丁寧な調整と膨大な時間が必要となり、①の方法によることは現実的でない。そのため、②の方法によることとしたいと考えているが、シェアサイクルポートを「公園施設」として設置してよいか法令上明らかでなく、設置許可の可否が公園管理者の解釈に委ねられているため、許可に二の足を踏んでいる公園管理者も多い。 【支障】 シェアサイクルの利用実績は毎年大きく伸びている。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、「新しい生活様式」において自転車の活用が推奨されるなど、新たな移動手段として、社会的な認知度と需要が急激に高まっている。そのような中で、上記課題により、都市公園内への柔軟なサイクルポート設置が出来ない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	246	11_その他	市区長会	特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市	デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第9条、公的個人認証サービス事務処理要領	電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化	マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載(記載例:市区町村受付窓口)に提出、ICカードを持参する必要等)を改定し、コンビニやオンライン(マイナポータル等)でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	【現行制度】 電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。 【支障事例】 近年マイナンバーカードを活用する機会が増えてきたこともあり、いざ活用する場面になって、電子証明書の有効期限切れやパスワードの失念等により使用できないことが発覚し、更新等の手続のために来庁した方で、区役所等の窓口が混雑するケースが増えている。 【制度改正の必要性】 マイナンバーカードの新規発行数は、ここ数年で急増しており、当区では令和4年5月1日現在で55%が保有している。今後全国的にも、短期間でカード保有者が急増していくことが見込まれる。令和7年度以降、当区にはマイナンバーカードの電子証明書の更新等のために、毎年3万から4万人が来庁することが見込まれ、窓口運営に支障をきたすことが懸念される。 【支障の解決策】 署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。 電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	247	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子保健法第17条の2、母子保健法施行規則第7条の2～4、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	次世代育成支援施設整備交付金における産後ケア事業を行う施設の見直し	次世代育成支援施設整備交付金により市町村等が実施する産後ケア事業を行う施設の整備に関する補助について、地域の実情に応じた事業の実施が可能となるよう、一律の交付基礎点数に基づく基準ではなく、施設の規模や提供するサービスの内容等に応じた補助条件とするよう見直すことを求める。	令和3年4月から、母子保健法において産後ケア事業が位置づけられ、産後ケア事業の実施が市区町村の努力義務とされたことにより、今後、全国各地で各地方公共団体の方針に基づき、様々な規模及びサービス内容の産後ケア事業が実施されていくものと考えられる。産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(令和4年2月1日付厚生労働省発子0201第6号)において、交付の対象として「産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業」が示されている。現行、当該事業に対する交付金額は、施設の種類ごとに定められた交付基礎点数を基に算定することとされており、施設の規模や提供するサービス内容等にかかわらず、産後ケア事業を行う施設であれば一律の交付金基礎点数を基に交付金が算定されるため、施設設計において地方公共団体の意向が反映できない制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (6) 建築基準法(昭25法201) (ii) 用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項)のうち、第一種低層住居専用地域等に存する廃校に係る用途変更の許可については、廃校の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するために許可した事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。					
5【国土交通省】 (16) 都市公園法(昭31法79) シェアサイクルポートについては、公園施設(2条2項)として設置が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)]	—	既存の公園利用者又は将来的な公園利用者の利便の確保等に資するものであれば、都市公園の効用を全うする施設として認められ、都市公園法における公園施設としてシェアサイクルポートの設置が可能であることを明確化し、周知した。 なお、「コミュニティサイクル」や「レンタサイクル」等の他の名称で自転車を賃貸する事業の用に供されている自転車駐車場についても同様である。	【国土交通省】都市公園にシェアサイクルポートを設置する場合の取扱いについて(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	国土交通省都市局公園緑地・景観課
5【総務省】 (21) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) 地方公共団体が指定する郵便局において以下に掲げる事務を取り扱わせることができること(2条)については、一層の普及を図るための方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付、署名利用者確認のための書類(同条3項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体(同条4項)の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付及び署名利用者確認のための書類(同条2項において準用する同法3条3項)の受付 ・利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付、利用者証明利用者確認のための書類(同条3項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体(同条4項)の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付及び利用者証明利用者確認のための書類(同条2項において準用する同法22条3項)の受付 5【デジタル庁(9)(i)】【総務省(22)(i)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項)以外のものに係る暗証番号の初期化及び再設定については、オンラインやコンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。					
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	248	09_土木・建築	市区長会	特別区長会、八王子市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金の算定方法及び申請手続の見直し	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4項に規定される住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(専用住宅)の家賃に係る補助金について、住宅ごとに補助期間と補助総額上限を設定しているが、同じ住宅において入居者が変わった場合には、補助期間と補助総額上限をその時点(入居開始時点)から改めて設定することを求める。また、本補助金は、賃貸人が地方公共団体へ交付申請を行い、さらに賃貸人を經由して入居者の所得等書類を提出し、自治体からの通知を伝える形式だが、補助金申請の手続きについては、入居者と地方公共団体間で行うことが可能となるよう求める。	住宅セーフティネット制度は、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進するものとして、その必要性は増していくものと考えられる。しかしながら、専用住宅を対象とした家賃低廉化補助は都内で5区市でしか導入されておらず、当区においても令和4年3月現在、補助対象住宅の登録数は4戸のみで十分提供できているとは言えないことから、一層の充実を図っていく必要がある。住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金は、一例として、一つの専用住宅に最初の入居者が補助期間(10年間/月4万円補助)の途中で退去した場合、入居期間が8年間とすると、次の同一の専用住宅の家賃人への家賃補助は2年間が上限となる。前入居者の補助状況によって補助期間が少なくなることから、補助対象住宅の確保が進まない中において、同専用住宅の利用が促進されにくい制度となっている。また、住宅ごとの補助総額に基づき補助期間に上限があるため、賃貸人の協力の意向があったとしても、上限に達した後は活用ができないこととなる。さらに、専用住宅の家賃人や管理会社は、民間の家賃契約での礼金・更新料が得られないことに加え、毎年度行う入居者から提出してもらう関係書類の確認、補助金申請書類の作成・提出等の事務手続きの負担が大きく、補助対象住宅の登録や制度の利用につながらずらい仕組みになっている。住居確保給付金のように給付を受ける入居者と自治体間で行っている制度があることから、家賃の減額を受ける入居者と地方公共団体間で申請の手続きをすることで、賃貸人側の事務を軽減し、効率化を図れる。	—
R4	249	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第7条及び第10条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条	介護保険サービス及び障害福祉サービスの一本化	①要介護状態にある、65歳以上の介護保険1号被保険者と特定疾病に該当する40歳～64歳の2号被保険者は介護保険サービスを受けることになる。一方介護保険の被保険者とならない要介護状態にある障害者は障害者総合支援法による障害福祉サービスを受けることになる。要介護状態にある者が、年齢や特定疾病等により、所得にかかわらず、自己負担の有無に差が生じている。介護保険優先の原則から障害福祉サービスから介護保険に移行することにより、ライフステージを通じて、一体的に支援を提供することができない。 ②年齢にかかわらず、障害を負い、要介護状態になる可能性は高齢者のみならず誰にでもある。また、支援の質や量は、要介護度によって基本的に同じものであることが、前提であることから、介護保険を皆保険制度として、介護保険サービスと障害福祉サービスの一本化を図っていくことが、必要である。	40歳から64歳で、障害福祉サービスの支給決定を受けているものと、特定疾病に該当し、介護保険サービスを受けているものに、自己負担の有無に差が生じることとなり、同様のサービスを受けているにも関わらず、自己負担において不公平な状態となっている。介護保険1号被保険者は65歳到達前に5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合、市町村税非課税であれば、新高額障害福祉サービス等給付制度により介護保険の自己負担分が償還される。これに対し、65歳到達前に5年間介護保険サービスを受けていたものは市町村税非課税であっても自己負担分を払い続けることになり、大きな矛盾が生じている。障害福祉サービスから介護保険に移行することによって利用事業所の変更を余儀なくされ、生涯を通じて継続的に事業所を利用することができないケースがある。	—
R4	250	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第34条	生活保護の医療扶助一部自己負担	生活保護の医療扶助に一部自己負担を導入する。自己負担分は、翌月償還払いとする。	生活保護の医療扶助は現物給付により受給者の自己負担がないため、頻回受診や薬の重複処方などの問題が指摘され、医療扶助増加の一因とされている。医療扶助は生活保護費の約半分を占め、大きな財政負担となっている。	—
R4	251	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の8 放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準(厚生労働省省令第六十三号)	放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化	次世代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、文部科学省と厚生労働省とが協力し、放課後子ども教室と放課児童クラブの一体型の事業整備を進めてきたところであるが、より一層、全ての児童が多様な体験・活動を共に行うことが可能となるよう、両事業の一体化についての整備を要望する。	放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化はすすめられているものの、放課後児童クラブにおいては専用室の設置が義務付けられており、専用室内で実施されている放課後児童クラブの活動プログラムに、放課後子ども教室の児童の参加が認められていない。	—
R4	252	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条、気候変動適応法第12条	地球温暖化対策実行計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定に関する規定の廃止および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画をもとに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に即して、都道府県及び市町村が定めるものと規定されている。気候変動適応計画は気候変動適応法第12条に基づき、国の気候変動適応計画を勘案し、策定するよう努力規定が定められている。地方公共団体の両計画は国の計画を基に各自自治体の実情に合わせて策定する仕組みとなっているが、県と市で計画が重複する部分が多い。また、温室効果ガス削減については、エネルギー政策に大きく左右され、産業部門や運輸部門などは国レベルでの対策もしくはある程度広域での対策が効果的と考えられ、各自自治体での計画に盛り込むのが難しい。計画策定に際し、目標値を定めるにあたっては各自自治体がCO2排出量の詳細なデータを調査し、有識者などの専門家の意見を聞く必要があり、膨大な予算と事務負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	253	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第9条第1項	一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	一般廃棄物処理計画の策定にあたり、指針の記載事項を「廃棄物減量等推進協議会等の廃棄物行政に精通した有識者」への変更を求めるとともに、記載項目の軽減を図ること。	一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されている。また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)とから構成されている。市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、本指針等を参考にしつつ、廃棄物処理法第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画を策定することとなっており、当市においては環境保全審議会に諮問する形式で審議に時間を要し、策定までに2年を費やしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
—					
—					
—					
<p>5【環境省】 (11)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。 ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 					
<p>5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i)一般廃棄物処理基本計画(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平20環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長))については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物減量等推進審議会等への意見聴取等の手続について柔軟に対応することが可能であることを明確化し、地方公共団体に対して令和4年度中に周知する。</p>		<p>一般廃棄物処理基本計画(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平20環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長))については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物減量等推進審議会等への意見聴取等の手続について柔軟に対応することが可能であることを明確化し、地方公共団体に対して周知した。</p>	<p>【環境省】「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について(令和4年12月22日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	254	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条	分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止	「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」に必要不可欠である①計画内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第1号)と②各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)のみを報告形式により代替措置対応が可能となるように計画を廃止。	容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する5カ年計画を定め、3年ごとに見直しをしなければならない。また、一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。環境省が定める「市町村分別収集計画策定の手引き」は94ページにもなり、排出見込み量等の算出方法などが細かく記載されており、策定に労力を費やしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	255	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	令和3年12月16日「令和4年度循環型社会形成推進地域計画の提出について」環整第1523号	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。	市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等のために循環型社会形成推進交付金事業を実施するには、循環型社会形成推進地域計画の策定が要綱で定められている。環境省が定める「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」は67ページにわたっており、記載事項が細かく定められているため策定に多大な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	256	08_消防・防災・安全	指定都市	神戸市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条、第18条	交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止	交通安全計画策定にかかる法律上の努力義務規定を削除し、原則、市町村に対しては策定を求めないよう見直すこと	交通安全対策基本法により、市町村は都道府県計画に基づく市町村交通安全計画(5年計画)の作成に努めることとし、この計画策定のために条例により市町村交通安全対策会議を設置することができることと定められている。計画策定には、交通安全対策会議(委員約20名)への諮問やパブリック・コメントなど、手続きに相当の時間と労力を要する。また、市町村交通安全計画は、県計画と重なる部分も多く、県計画に網羅されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	257	05_教育・文化	指定都市	神戸市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	食育基本法第18条	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	当市では多様な関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、地域性に応じ、効果的に連携・協力して食育を推進していくために必要な計画として市町村食育推進計画を策定している。同計画の策定は法的には努力義務とされているが、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)で策定率目標100%とされており、毎年、国からも都道府県からも別々に計画策定状況の報告を求められている。しかし、現行計画の対象期間中は基本的に状況が変わることはなく、毎年・全国一律での報告は不要であると考え。報告を求められる項目を計画中やホームページに掲載している場合や現行計画の対象期間中は報告を不要とするなど柔軟な対応を求めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	258	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	消費者庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第24条、第70条	食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること	食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定を不要とし、策定後の国への報告を省略すること	食品衛生監視指導計画は都道府県等が、地域の実情を踏まえて、国内流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことを目的として、年度ごとの計画として策定するものとされている。計画に変更がない場合であっても、毎年度策定しなければならず、策定後、国に報告を求められるため、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	259	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	結核対策特別促進事業実施要綱、令和4年3月31日厚生労働省健康局事務連絡(令和4年度結核対策特別促進事業の予算執行方針)	結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化	結核対策特別促進事業実施計画策定の廃止または簡素化。結核対策全体の単年度計画書を廃止し、交付申請対象事業にかかる計画書のみの提出に簡素化されたい。	結核対策特別促進事業実施計画の策定は結核対策の推進に資することを目的とする「結核対策特別促進事業」の補助交付申請の要件とされている。申請においては交付申請対象事業にかかる計画書だけでなく、当市の結核対策全体の単年度計画書を作成しなければならない。2022年度(令和4年度)までは、厚生労働省の「結核に関する特定感染症予防指針」に基づいて以前に策定した「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(計画期間:2016年度～2022年度)があるが、結核対策特別促進事業実施計画は単年度の計画のため、本補助申請のためだけに、単年度版に作り直しており、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	260	08_消防・防災・安全	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第23号)第6条、社会資本整備総合交付金交付要綱	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求める。	市町村における「耐震改修促進計画」の策定は法的義務ではない(耐震改修促進法第6条により努力義務)にも関わらず、社会資本整備総合交付金において「事業主体である地方公共団体が定めた耐震改修促進計画」が交付対象事業の要件とされている。一方、同交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、耐震化促進事業の概要や目標を記載した、「社会資本整備総合計画」を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。以上により、耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的義務がなく、また内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】 (10) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村分別収集計画(8条1項)については、一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、市区町村に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【環境省】 (18) 循環型社会形成推進交付金 市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計画については、市町村等の事務負担を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平17環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の記載内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【内閣府】 (4) 交通安全対策基本法(昭45法110) 市町村交通安全計画(26条1項)及び市町村交通安全実施計画(同条4項)の作成に係る努力義務に関する規定については、「できる」規定化する。</p>					
<p>5【農林水産省】 (13) 食育基本法(平17法63) 市町村食育推進計画(18条)等に関する調査については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するよう、令和4年度に実施する調査から、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市町村に対しては、当該計画に変更がない場合には作成状況の報告を不要とする。</p>					
<p>5【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】 食品衛生法(昭22法233) 都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。)については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。 ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。)において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (56) 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金 結核対策特別促進事業における感染症予防事業費等国庫負担(補助)金に係る結核対策特別促進事業実施計画書の記載内容については、「都道府県(市・区)における結核と結核対策の概要」欄と事業ごとに作成する「事業の目的」欄との重複の見直し等、補助額算定のために必要最小限の内容となるよう簡素化することとし、令和5年度の当該事業の実施に当たって必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【国土交通省】 (25) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平7法123) 社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するため、市町村耐震改修促進計画(6条1項)に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途計画を策定せずとも同交付金の交付対象とすることとし、その旨を市町村に令和4年度中に通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	261	11_その他	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンション管理適正化推進計画の策定廃止	管理計画の認定を運用する上でのマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず管理計画の認定制度の運用を自治体の裁量とすること。	マンションの管理の適正化の推進に関する法律において、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等は管理計画の認定申請を受け付けることができるとされている。マンション管理適正化推進計画には都道府県等マンション管理適正化指針を定め、当該指針において地方独自の管理計画の認定基準を追加することができるとされているため、当市でも同計画の策定を進めているが、策定にあたって多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	262	05_教育・文化	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針、地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけを廃止すること	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけが必要とされているが、当市の総合計画においても在住外国人との共生の推進を柱に位置付け、KPIを設定し、取り組んでいくこととしており、内容に重複が見られる。また、公益財団法人国際コミュニティセンターは当市の外郭団体であり、地域国際化協会に対する国からの各種支援を受けることだけを目的に同大綱を策定していることは実質的な策定義義が薄く、非効率的な業務となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	263	10_運輸・交通	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統にかかる具体的内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統にかかる具体的内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと	地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するためには、地域公共交通計画に、補助対象となる運行系統における地域の公共交通における位置づけ・役割や事業の必要性、事業及び実施主体の概要、計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法を記載し、交通事業者(鉄道、バス、タクシー)や学識経験者、市民団体の代表などから構成される協議会での計画変更に係る協議を経て、計画の認定について国土交通省に申請する必要がある。当市が地域公共交通確保維持改善事業費補助(地域間幹線系統補助)として補助対象とする系統は、既に当市の重要な公共交通ネットワークを位置付けた地域公共交通計画に基づき、必要性を判断しているところである。そのため、このような公共交通に関するあり方や施策の基本方針を定めた計画に運行系統毎の事業計画を定めることは、対象となる運行系統が増減する度に、計画内容の変更に係る検討、計画への追記、協議会の開催、計画の認定申請と事務手続きが発生することになり非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	264	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法、都市再生特別措置法	立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること	都市計画マスタープランに各計画に関する趣旨を記載していれば、各計画を策定しているとみなすこと。あわせて、都市計画マスタープランの決定手続きをもって、その他の計画も決定したとみなすこと。また、各計画を統合した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とすること	都市計画マスタープランにおいては、都市計画の方針を定めるうえで、土地利用や都市交通、自然環境等に関する現況や動向を幅広く勘案し策定しているが、立地適正化計画、総合交通戦略にも同趣旨の記載内容が見られ、非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	265	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市再生特別措置法	自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと	防災に関する計画を策定していれば、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみなすこと	平成26年度に都市再生特別措置法の改正より、コンパクトなまちづくりを促進するため「立地適正化計画」制度が創設され、本市においては「都市空間向上計画」として策定したところであるが、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、都市における防災・減災対策(防災指針)の位置づけが義務化されたことから、今後、都市空間向上計画(立地適正化計画)の改正の際には、防災指針の追加が必要となった。防災指針の策定にあたっては、災害リスクの高い地域の抽出やリスクをふまえた居住誘導区域の設定・見直し、地区ごとの課題に対応した対策の検討等を要件としているところであるが、既に公表されている計画等において、災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施していること、防災部局等において、災害に対する対応方針の検討等を実施していることから、防災指針を策定する場合、既存の計画・検討と同様の記載内容となることが想定され、非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	266	05_教育・文化	指定都市	神戸市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3、第153条第2項第26号	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化	文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること	文化財保存活用地域計画の策定は一部の補助金の優遇措置などの要件とされており、策定にあたっては文化庁長官に認定を受ける必要がある。文化庁長官の認定を前提としているため、作成について市の裁量権が低い。また認定にあたっては、国の文化審議会に諮る必要があり、文化庁からの指導に伴う内容修正等の調整事項が多く、多大な事務負担が生じている。法第183条の3第2項第1号関係に定められた市の概要及文化財の概要については、市域の大小で事務量が左右する。同様に、文化財の措置に関する取りまとめなどの業務についても、指定都市などは、関係する部署が多くなるため煩雑になる。市の方針として計画の見直しやスリム化が求められている。しかし、計画を認定させるためには、法に規定する内容を満たした計画を作成する必要があるため、両者に齟齬が生じている。意見聴取のための協議会の運営に関する事務が発生した。措置の具体的な記載について、市の予算措置などとの関係があり、記載に苦慮する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (26)マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平12法149)マンション管理適正化推進計画(3条の2。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」(令4国土交通省住宅局参事官)を改定し、記載の見直し及び推進計画の作成に当たって参考となる記載例を充実した上で、地方公共団体に令和5年中に周知する。 ・推進計画に記載する必要がある目標、施策及び認定基準等に関して、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができることや、行政手続法(平5法88)上の申請に対する処分審査基準(同法5条)に目標及び施策等が記載されているれば、認定基準と一体のものとして推進計画とみなすことができることなど、柔軟な策定が可能であることを明確化し、推進計画を他の計画等に位置付けている事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【総務省】 (31)地域国際化協会の認定に係る事務 都道府県及び指定都市における地域国際化協会の認定については、当該協会の地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件を令和4年度中に削除する。</p>					
—					
<p>5【国土交通省】 (22)都市計画法(昭43法100)及び都市再生特別措置法(平14法22) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(都市再生特別措置法81条)及び都市・地域総合交通戦略(「都市・地域総合交通戦略要綱」(平21国土交通省都市・地域整備局長)第三)については、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法18条の2)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化するため、参考となる事例を示しつつ、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)及び「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～」(令4国土交通省都市局)を改訂する。</p>					
<p>5【国土交通省】 (28)都市再生特別措置法(平14法22) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(81条)に記載する、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(81条2項5号。以下この事項において「防災指針」という。)については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、81条22項に定める手続を経た場合、当該計画を防災指針と位置付けることが可能であることを明確化するため、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)を改訂する。</p>					
<p>5【文部科学省】 (6)文化財保護法(昭25法214) 文化財保存活用地域計画(183条の3第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平31文化庁)を改訂し、作成上重要となる点や計画の構成例の提示、ページ数や作成工程の目安を示すなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	267	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	改正「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30法律第49号)」第45条第1項、所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱(令和4年3月28日 国不土第102号)	所有者不明土地等対策計画の他の計画との一体的策定	「所有者不明土地等対策計画」を国補助金の要件とし、あるいは、既存の「空家等対策計画」または「空き家対策総合実施計画」への必要内容の盛り込みによる計画策定でも可とすること	今後増加が見込まれる所有者不明土地について、その「利用の円滑化の促進」と「管理の適正化」のため、市町村等が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ法改正がなされた。土地の管理不全状態の解消等の所有者不明土地等対策事業に要する費用について、国の補助金が新設されたが、その利用のためには「所有者不明土地等対策計画」の策定が要件となっており、新規策定が必要となっている。当市では、所有者不明土地の管理不全状態解消のための財産管理人申立のための予納金(事業費100万円×5件=500万円程度。国費1/2=250万円程度)としての利用が想定されるが、計画策定に要する費用・時間・労力等(検討会開催約10回として費用約100万円、職員の時間・労力 2人×10日間×10回分=約1600時間)のコストが大きい。所有者不明土地対策については、空家空地対策と共通する点が多く、新規に「所有者不明土地等対策計画」を策定するとしても、管理適正化のために構すべき施策や実施体制整備に関する事項を記載するなど、両者には重複する部分が多いと思われ、今後二つの計画が策定されることになると非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	268	05_教育・文化	指定都市	神戸市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第8条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	学校教育の情報化の推進に関する法律において、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を市町村が定めるよう努めることとされている。しかし、国の教育振興基本計画は、教育全体の政策目標のうちの一つとして「ICT活用のための基盤の整備」(目標17)を定めており、この計画を参照して定めることとされている地方公共団体の計画(第3期当市教育振興基本計画等)と、目的及び内容が重複するため、計画の見直し等において非効率である。また、GIGAスクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内LAN等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	269	08_消防・防災・安全	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成26年4月22日「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」総財務第74号	公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し	公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすること。簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。	国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる、「公共施設等総合管理計画」は、総務省からの要請(平成26年4月)を受けて策定している。①各分野の個別施設計画(インフラ長寿命化計画)で記載済みの事項を再掲したり、計画期間や集計方法の異なる各計画間の数値を再調整したりする必要がある。②施設の再編等の中長期的な方針について、合意形成には時間がかかるため、一律に定められた期限までに、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込みを作成するのは困難である。上記2点の理由により策定に多大な事務負担を要している。また、記載すべき必須事項が細かく指定されているが、一部については、国からの他の照会において回答し、ホームページに公開しているデータとの重複がみられるため非効率である。一律に定められた期限とは、総合管理計画の見直し期限のこと。総合管理計画の計画期間は各都市でそれぞれ定めており、定められた見直し時期と計画期間の終了とが近いと、度々計画に時間を割かれることになる。また、計画期間終了(次期計画策定)に向けて、各施設の方針について議論を進めている場合、その途中で公表する数値は議論が不十分なものになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	270	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	令和3年4月8日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施施助第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止	国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画については、5年程度での見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。文科省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	271	11_その他	指定都市	神戸市	個人情報保護委員会、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第5条、第6条、第7条	特定個人情報保護評価事務の一部省略	特定個人情報保護評価のうち、公金受取口座活用等、国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集、第三者点検及び評価の公表については、国が一括して実施し、地方公共団体においては実施不要とすること。	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。情報提供ネットワークシステムを活用した公金受取口座情報の取得について、国は、令和4年10月試行運用開始、令和5年1月以降の本格運用を予定しているところ、地方公共団体は、各事務における特定個人情報保護評価(PIA)の実施が必要となる。PIAについては、評価書の修正に加え、対象人数によっては、住民の意見募集や第三者点検、評価の公表を行う必要があり、自治体における事務負担が大きい。 【参考】公金受取口座活用のために修正が必要となる当市の評価書の数:17	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	272	11_その他	指定都市	神戸市	デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」(令和4年3月14日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)別紙1-第4-Q13等	公的給付における公金受取口座利用時の給付ごとの意思確認の省略	マイナポータルからの公金受取口座登録をもって、デジタル庁令で定める公的給付における当該口座の利用意思を確認したこととし地方公共団体による給付の際の改めての利用意思確認を不要とすること。	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。国からの事務連絡により、公金受取口座情報が登録されていても、個別の給付申請時に、申請者から公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公金受取口座は利用できないとされているため、都度、意思確認のためのやりとりが発生するほか、給付申請の際に公金受取口座の利用意思ありとされたにもかかわらず、実際には公金受取口座情報自体が登録されていないということも想定され、かえって給付事務が混乱する可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (33)所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49) 所有者不明土地対策計画(45条)については、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空家等対策計画(空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)6条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知する。 [措置済み(令和4年11月1日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)]	—	所有者不明土地対策計画については、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空家等対策計画(空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)6条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知した。	【国土交通省】所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について(令和4年11月1日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
5【文部科学省】 (17)学校教育の情報化の推進に関する法律(令元法47) 学校教育情報化推進計画(9条1項及び2項。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体がその実情に応じて策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であること並びに推進計画の策定を財政措置の要件としないことを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年10月20日付け文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡)]	—	学校教育情報化推進計画(9条1項及び2項。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体がその実情に応じて策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であること並びに推進計画の策定を財政措置の要件としないことを明確化し、地方公共団体に通知する。	【文部科学省】学校教育情報化推進計画の策定期等について(令和4年10月20日付け文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html	文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム
5【総務省】 (34)公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。					
5【総務省】 (28)公共施設等適正管理推進事業 公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手続に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 5【文部科学省】 (9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) 学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を同計画によらずとも確認できる場合には、交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に周知する。					
5【個人情報保護委員会(4)(ii)】【デジタル庁(10)(iii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平26特定個人情報保護委員会規則1)7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁】 (12)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令3法38) 公的給付の支給等(2条2項)については、公的給付支給等口座登録者(3条4項)に対して、登録を受けた預貯金口座を、公的給付の支給等の都度当該金銭の授受に利用する意思を確認する必要があるか否かは、当該確認方法も含め、公的給付の支給等を所管する各府省(以下この事項において「関係府省」という。)の判断によること並びに公的給付の支給等に係る事務に支障がない場合には、公的給付支給等口座登録者の利便性の向上及び地方公共団体による効率的な支給の観点から、関係府省及び独自に給付を行う地方公共団体の判断で当該確認を不要とすることが可能であることを明確化し、関係府省及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年9月9日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡)]					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	273	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律11条の2、児童福祉法第57条の3の4	障害福祉サービス事業所等の実地指導業務について、指定事務受託法人単独での実地指導を可能とすること	障害福祉サービス事業所等の実地指導業務について、指定事務受託法人が単独で実地指導(立入検査を含む)できるよう、法改正等の必要な措置を求める。	【提案に至った背景】 当市では、令和4年度から、介護保険法上認められている、居宅通所等訪問系介護サービス事業所に対する実地指導の、指定事務受託法人への委託を開始した。同様に、居宅通所等訪問系障害福祉サービス等事業所に対する実地指導の委託を検討したところ、関係法令上、委託できる業務から「立入検査は除く」とされており、指定事務受託法人単独での実地指導ができず、市職員の同行が必要となっている。障害福祉サービス等事業所に対する実地指導についても、一部事務の委託が認められていることは承知しているが、介護保険サービス事業所と障害福祉サービス等事業所で、実地指導による確認内容等が極めて近似しているにも関わらず、障害福祉サービス等事業所に対してのみ、実地指導に伴う「立入検査」が認められないことに疑義がある。 【支障事例】 障害福祉サービス等事業所の増加に伴い、監査や利用者からの苦情対応などの業務負担が増加している。職員の増員が難しい中、指定事務受託法人への委託を行っても、実地指導に市町村等職員の同行が必要であることにより、市町村等職員の負担軽減が十分に図れない。また、介護保険サービスと障害福祉サービスの双方の指定を受けている居宅通所等訪問系サービス事業所への実地指導の場合、指定事務受託法人と市町村等がそれぞれ同一の事業所に対して実地指導を行うこととなり、非効率であるとともに、事業所の負担も大きい。 【参考】 当市の訪問系サービス指定事業所数(令和4年4月1日時点):487か所。うち、介護と障害福祉の双方の指定を受けている事業所数は418か所(全体の約85%) 当市の令和元年度実地指導実績(コロナ禍前) 障害福祉サービス指定事業所→2,240件(令和4年4月、事業所数は2,554件) 国指針数(概ね3年に1回)→762件(障害児施設は毎年、障害者入所施設は2年に1回) 実地指導件数→429件(国基準達成率56%、令和3年度はコロナウイルス感染症の影響により136件)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	274	05_教育・文化	指定都市	神戸市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条、地方自治法第233条5項	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表すること、及び教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが義務付けられている。そのため、当市では毎年度、上記の点検・評価報告書を作成し、議会に報告しているが、毎年度の決算報告(地方自治法第233条5項)において、議会に対し事務の執行状況を報告していることから、それぞれで報告書を作成のうえ、議会報告することは非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	275	06_環境・衛生	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康増進法第8条、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条	都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し	都道府県健康増進計画(健康日本21当県計画)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(当県歯科口腔保健基本計画)について、計画期間を現行の10年間から、他の関連計画の見直し時期とずれが生じない12年間とすることを求める。	健康日本21当県新計画及び当県歯科口腔保健基本計画については、国が定める基本方針(健康日本21(第二次))及び基本的事項に基づき、計画期間を10年間としている。一方で、関連計画である「医療計画作成指針」及び「医療費適正化基本方針」、「がん対策推進基本計画」の計画期間は6年間、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の計画期間は3年間となっているところであるが、現行計画は、国の方針に基づき、計画期間を1年延長し、他の関連計画の見直し時期と一致することとなった。これにより、次期計画は他の関連計画との調和が図れることとなったが、次期計画の期間が現行と同じ10年間だと将来的に計画の見直し時期にずれが生じることとなり、事業の推進に支障をきたすこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	276	03_医療・福祉	都道府県	愛知県、福島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第72条第3項、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条第7項	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)の交付基準の明確化及び様式の見直し	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)の交付基準の明確化、様式の記述方法の定型化・選択式化、これまで各自治体の実施した具体的事業内容をまとめた事業一覧を作成するなど、交付基準を満たしていることが確認しやすく、疑義の生じにくい申請方式とすること。また、様式については可能な限り数式を活用し、入力・確認作業の省力化を図るよう見直しを求める。	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)は、自治体ごとの保健事業の実施状況に応じた交付が行われている。交付申請にあたっては、例年6月上旬までに協議書を提出、9月に国による疑義照会が行われた後、修正したものを11月上旬に正式な申請として提出し、翌年1月に交付決定通知、2月に交付される流れとなっている。また、都道府県事業と市町村事業があり、都道府県においては、市町村事業の申請内容確認も行うこととなっており、疑義照会も市町村分は都道府県を経由して行われ、疑義に対する都道府県の見解の提出が求められている。なお、4月に国から協議書提出の事務連絡が発出された時点で、交付金が内定したものと扱うこととなっており、交付決定前から事業実施が可能だが、協議の結果対象外経費が含まれることが判明した場合は、交付対象外となる。交付基準が複雑である上、交付申請に係る協議書様式における実施事業の説明を自由形式の記述としているため、県で市町村から提出された書類を審査する際、当該事業が交付基準を満たしているかの判断が困難となっている。結果、申請書類を提出後、事業区分や対象経費の誤り、各事業の要件や評価指標を満たしていないことなどについて、国から確認や修正を求められる事例が多数あり、市町村・県の作業が増大した。また、様式3について、様式3別紙2及び様式3別紙3から様式3別紙1に必要な内容を手入力で転記しているが、転記誤りの確認に要する時間が多く、市町村・県の作業時間が増大した。さらに、4月当初に申請に係る質問期間は設けられているが、市町村の質問は都道府県がとりまとめて提出することになっている上、その受付期間が短く(令和3年度は18日間)、多忙な時期でもあるため、質問が間に合わず、対象事業に該当するか確認できない自治体もある。上記のとおり交付基準が複雑であること等から、県や市町村において確認や修正に多大な時間を要し、負担となっている。また、提出後に対象経費の誤りを指摘される事例が散見されるが、すでに事業を開始している場合が多く、交付対象外となるリスクを抱えたまま事業を実施しなければならない状態になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html
R4	277	03_医療・福祉	都道府県	愛知県、福島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第72条、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	国民健康保険特別調整交付金のメニュー統合及び交付申請の簡素化	国民健康保険特別調整交付金のメニュー、申請書類を分野毎で統合する等、交付申請の簡素化を求める。	国民健康保険特別調整交付金については、自治体ごとの特別な事情に応じた交付を行っているが、メニューが細分化されており、申請様式もメニュー毎に異なる。また、市町村事業については、都道府県が市町村の申請書類を確認することになっている。メニュー、様式が細分化されている複雑さから、作成・確認作業の難易度が高く、市町村における申請書類の作成作業及び都道府県における確認作業が膨大である。例えば、市町村においては、後発医薬品の普及促進、保険料の口座振替推進、療養費の適正化などの複数の交付メニューに該当する項目が記載された国民健康保険の説明パンフレットを作成することが多いが、この場合、作成費用を項目ごとの紙面面積で按分して交付額を算出することとなっており、その手続きの煩雑さから計算過程での誤りも多く、確認作業や修正作業に時間を費やしている。また、都道府県では市町村からの質問への対応などに多く時間を要し、確認作業の時間が圧迫される事態となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 障害福祉サービス事業所等に対して市町村(精神通院医療に関しては、都道府県又は指定都市とする。以下この事項において「市町村等」という。)が任意のものとして行う質問等事務については、指定事務受託法人(児童福祉法57条の3の4及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律11条の2)に委託することが可能であることを明確化し、市町村等に周知する。</p>	—	<p>指定事務受託法人への委託について、以下のとおり明確化し、周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関が実施する障害福祉サービス事業所等に対する指導監査は、「実地指導」と「立入検査(監査)」の2種類がある。 ・指定事務受託法人に対し、文書及び物件の提示・提出の求めや質問等のために、事業所の同意を得て、任意で、単独で事業所を訪問し、調査する行為は委託可。 ・介護保険サービスと障害福祉サービスの双方の指定を受けている事業所の実地指導を同一期日に指定事務受託法人が行うことも可。 ・立入検査(監査)は、その性質上、行政機関の職員自らで執り行われるべきものであることから、委託不可。 ・実地指導を委託する場合は、その範囲は、相手方の任意の協力の下に行われる訪問調査や、質問等の情報収集に限られる。立入検査(監査)や命令等の業務は除外。 	—	—	厚生労働省障害保健福祉部企画課 監査指導室
<p>5【文部科学省】 (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への報告(26条1項)については、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の議会への提出(地方自治法(昭22法67)233条5項)をもって行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (42) 健康増進法(平14法103)及び歯科口腔保健の推進に関する法律(平23法95) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平24厚生労働省告示430)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平24厚生労働省告示438)の期間については、政策的に関連の深い他の指針や計画等の期間を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において検討し、令和5年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (iv) 国民健康保険保険者努力支援交付金(72条3項)の事業費分については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和5年度の申請に向けて、以下の措置を講ずる。 ・当該交付金の交付基準の明確化を図った上で、申請様式には可能な限り数式を活用することとし、その旨を地方公共団体に通知する。 ・地方公共団体の的確な判断に資するよう、「都道府県国保ヘルスアップ支援事業・市町村国保ヘルスアップ事業に関するQ&A」(厚生労働省保険局国民健康保険課)の内容を充実させ、令和5年度に実施する当該交付金の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (iii) 国民健康保険特別調整交付金(72条)については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るため、令和5年度の申請に関するものから、当該交付金の事業内容の統合及び交付申請様式の統一化を図るとともに、パンフレットの紙面の面積による按分はしないなど、交付額の算定方法を簡素化し、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	278	03_医療・福祉	都道府県	愛知県、福島県、宇和島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第70条、第72条、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第2条、第4条、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金の交付申請額算定事務の簡素化	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金について、過去に提出したデータから自動計算される等の事務の簡素化を求める。	国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金については、法令に基づき医療給付費等から交付申請額を算定する必要があるが、国保連合会から提供される診療報酬データ、市町村が把握する償還払い金額、及び市町村が独自に実施している地方単独事業分の数値等を合わせて計算する等、多数の数値を加減算するなど算定方法が複雑になっている。そのため、管内の国保連合会や都道府県が独自に提供する独自システムを使用し、ある程度算定を簡素化し、算定結果を国の事業報告システムに手入力で転記することで報告を行っている。なお、市町村が算定した結果を都道府県が確認することになっている。上記のとおり、算定方法が複雑なため市町村における申請書類の作成作業及び県における確認作業に膨大な時間を要しており、市町村からも簡略化・効率化を求める声がある。また、事業統計と交付金とで異なるルールで集計される項目や、療養給付費等負担金は3月～2月診療分の費用を、調整交付金は12月～11月診療分の費用を基に算出する必要があり、重複する部分はあるものの再計算を行う必要があることで誤りを誘発している。さらに、算定に用いる数値が確定してから国提出期限までが短期間であり、県及び市町村職員は長時間の時間外勤務を強いられるとともに、誤りが発生しやすい状況となっている。算定に必要な数値のうち、いくつかは国の事業報告システムを使って月報・年報として既に別途報告しているものがあるため、同じ数値を引用している場合は、提出様式にあらかじめその数値が反映(自動計算)されるようになれば、算定事務を簡素化することができる。加えて、多数の数値を加減算することから、国保連合会や都道府県の独自システムを使うこととしているが、償還払いと地方単独事業分は、各市町村がそれぞれ導入しているシステム(自庁システム)上でデータ管理されていることが多いため、診療報酬と合わせて、データを直接国の事業報告システムへ取り込む仕様にすることができれば、大幅に事務作業を軽減できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	279	05_教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条	国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化	地方公共団体が公立学校施設整備に係る国の交付金の交付を受けるために必要な施設整備計画の作成を、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとするよう求める。	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第12条第2項の規定により、地方公共団体が公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施において交付金の交付を受けようとするときは、「施設整備計画」を作成しなければならない。また、同条第4項の規定により、施設整備計画を作成、変更したときは、(都道府県教育委員会を経由して)文部科学大臣に提出しなければならない。しかしながら、国が平成25年11月に策定したインフラ長寿命化基本計画において、各地方公共団体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画、及び、具体の対応方針を定める個別施設計画を策定することとしている。これを踏まえ、県及び県内各市町村において、学校施設を対象とした個別施設計画である「長寿命化計画」を策定したところである(全て策定済)。また、県及び市町村においては、毎年6月頃、国の次年度予算要求の基礎資料とするため、学校ごと事業ごとの施設整備予定を「建築計画」として国に提出している。施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」で、学校ごとの情報は「建築計画」で足りるものと考えられ、別に「施設整備計画」を作成することが業務の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	280	11_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第13条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-1)	市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現	マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイナポータル等)またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せずに更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	【現行制度】 マイナンバーカード更新のためには、申請者の本人確認のため、市区町村窓口など対面による手続が必要とされている。 【支障事例】 現状でもマイナンバーカード交付関連手続のために市区町村窓口が混雑している中で、今後、健康保険証や運転免許証等との一体化により、マイナンバーカードの普及・利活用が進めば、カード更新等の手続のために来庁した方で、更なる窓口の混雑が予想され、市区町村の窓口だけでは対応しきれない恐れがある。 【制度改正の必要性】 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法令は、平成28年1月から始まったマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると見られ、カード普及後を見据えた改正が必要である。 【支障の解決策】 署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。 マイナンバーカードの更新についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。 【参考】 当市のマイナンバーカード更新対象者(見込み) 令和4年度 865人 令和5年度 1,466人 令和6年度 12,167人 令和7年度 50,066人 窓口における一人当たりの手続に要する時間:15分(申請)+15分(交付)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (vi)国民健康保険療養給付費等負担金(70条)・普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金の算定基礎となる数値のうち、償還払いの金額や地方単独事業分の数値等を市区町村システム内で計算処理をし、当該データを報告用システムと連携可能とすることについては、市区町村の意見も踏まえつつ、国民健康保険システム標準化検討会において令和4年度中に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・療養給付費等負担金の実績報告書については、提出期限の延長を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【文部科学省】 (9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) 学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・施設整備計画(12条2項)に関し、必須とされている記載項目の一部については、地方公共団体の判断により任意に記載する項目とするとともに、他の類似計画からの引用を可能とするなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。 ・建築計画については、需要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。 5【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	281	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、全国知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3、男女共同参画基本法第14条	DV防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画計画」と一体的に策定可能であることの明確化	都道府県男女共同参画基本計画について、他の計画と一体で作成できることを明確化することにより、同計画をDV防止法に基づく「都道府県基本計画」と一体的に作成可能とすること。	【現行制度について】 「男女共同参画の推進」と「配偶者等からの暴力の防止」は施策として深く関連性があり、男女共同参画社会基本法で策定が義務づけられている「都道府県男女共同参画基本計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)で策定が義務づけられている「都道府県基本計画」は内容が一部重複している。 【支障事例・制度改正の必要性】 DV防止法に基づく都道府県基本計画については、令和2年度の通知(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について 令和3年2月19日通知)により、既に他の計画と一体的に策定可能であることが通知されている。 一方で、都道府県男女共同参画計画が他の計画と一体的に策定可能であることが示されていないため、現在はこの二つの基本計画を別々に策定している。 【支障の解決策】 「都道府県男女共同参画基本計画」を他の計画と一体的に策定可能であることを明確化することにより、二つの基本計画を一体的に策定することが可能となる。 また、令和4年5月19日に成立した新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月1日施行)に基づき、県の基本計画策定義務が盛り込まれており、都道府県男女共同参画基本計画及びDV防止法に基づく都道府県基本計画と合わせて、新法による都道府県基本計画も一体で策定できるよう、基本方針に明確にさせていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	282	03_医療・福祉	知事会	全国知事会、群馬県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項	循環器病対策推進計画の廃止	循環器病対策推進計画を廃止する。	【現行制度について】 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法により、都道府県へ循環器病対策推進計画の策定が義務づけられている。 【支障事例】 都道府県計画の基本となる国の「循環器病対策推進基本計画」の内容は、医療計画、健康増進計画など既存の計画で大部分が対応可能であり、新たな計画策定の必要性が不明確である。 また、基本計画では国が循環器病対策全体の基盤となるデータ整備を行うことが定められているが、現在もおお整備が進んでいない。 【制度改正の必要性】 令和6年度施行の第2次都道府県計画の策定を求められているが、まずは計画策定にあたり必要となるデータ整備(診療情報収集や提供体制整備)が先行すべきこと、必要な対応は既存計画でできることから、計画策定の見直しについて検討が必要と考えられる。 【支障の解決策】 循環器病対策推進計画を廃止し、医療計画・健康増進計画等の既存計画に必要な項目を整備することにより、支障が解決すると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	283	03_医療・福祉	知事会	全国知事会、三重県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項第4号、医療法施行規則第30条の28、がん対策基本法第12条第1項、循環器病対策基本法第11条第1項	都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とすること	医療計画に定めることとされているがん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画の策定をもって、代替可能とすること	当県では、国のがん対策基本法及び当県がん対策推進条例に基づき、「当県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策を推進している。 また、循環器病対策基本法及び国において策定された循環器病対策推進基本計画に基づき、「当県循環器病対策推進計画」を策定し、取組を進めている。 しかし、医療法に基づき策定している「当県医療計画」においても、記載すべき疾病として「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」が含まれており、当県がん対策推進計画及び三重県循環器病対策推進計画に記載している内容の大部分が重複しており、同内容・趣旨を複数の計画に記載している現状にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	284	03_医療・福祉	施行時特例市	所沢市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱(ただし、返還方法までの記載はない)	子育てのための施設等利用給付交付金の金額確定後の返還に伴う事務の見直し	市町村は、過年度分の子育てのための施設等利用給付交付金について、確定に伴う返還がある場合に、国からの納入通知書により返還金支払いの処理を行っている。納入通知書がなくとも支払い処理が行えるよう、運用の改善を図られたい。	返還額については、補正予算で予算措置し、返還期限内に返還できるよう事務を進めているが、実際の支払処理は、国からの納入通知書が届いてからでなければ行うことができない。 納入通知書が納入期限間近で届くため、支払処理に十分な期間が取れず、期限内に支払うことができなかった際には延滞金が発生し、延滞金の支払処理にかかる事務負担(※)が大きい。 ※延滞金は損害賠償金であり、損害賠償額の決定は地方自治法第96条に規定する議会の議決事項に該当するため、予算措置だけでなく、議会対応等も生じる。期限内に支払う準備を進めていたにもかかわらず、納入通知書の到着が遅れたことによって、延滞金が発生し、市の過失と捉えられてしまうことは、納得し難い事例である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	285	05_教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	社会教育法第9条の2	教育委員会への社会教育主事の必置規定の見直し	社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の二の教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定を緩和を求める。	【現行制度】 社会教育法第九条の二において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を必ず置くことと規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 地域にネットワークを持つ社会教育主事は、今後行政が施策を進める上でますます重要な存在と位置付けられてきている。社会教育の事務を首長部局に移管した自治体は多い。当市においても、他の行政分野と一体的に推進することでより充実した市民サービスを実現するため、地域活動の拠点である公民館をはじめ、以前教育委員会で行っていた社会教育の半分以上の事務を首長部局に移管し、教育委員会に社会教育主事を必置とするものの必要性が低くなっており、柔軟に人事配置ができないことが支障となっている。実際に当市では、社会教育主事の資格を有する職員7人の内必ず1名を教育委員会に主として配置する必要がある。また、社会教育主事は現状、各市町村で貴重な存在である中、社会教育主事の資格を有する職員全員を、首長部局を主として配置したいとすると、新たな職員に3年間の実務経験に加え40日間の社会教育主事講習へ派遣し資格を取得させる必要がある。限られた人員体制で、社会教育主事を増やすことは困難となってきているため、教育委員会へ必置とするものの見直しが必要である。 【支障の解決策】 市町村の判断により、社会教育主事を教育委員会事務局に置かず、首長部局に置けるよう、社会教育法9条の改定を求める。 なお、社会教育の半分以上の事務を首長部局に移した本市においては、現在認められている教育委員会を主とする兼務体制では、本務以外で多岐にわたる社会教育主事の役割を全うすることが困難であり、支障の解決策につながらないと考えている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (54) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令4法52) 都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(8条1項)及び市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(同条3項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することを可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (47) がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。					
5【厚生労働省】 (47) がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。					
5【内閣府】 (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 子育てのための施設等利用給付交付金(子ども・子育て支援法68条2項)の返還手続については、市町村(特別区を含む。)の円滑な事務に資するよう、令和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に令和4年中に周知する。	—	子育てのための施設等利用給付交付金(子ども・子育て支援法68条2項)の返還手続については、令和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に令和4年中に周知した。	【内閣府】「令和4年度以降の子育てのための施設等利用給付交付金の返還手続に係る納入期限について」(令和4年12月21日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付担当事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付担当
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	286	05_教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第五条	補欠の教育長の任期の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。	【現行制度】 現行の法律は補欠の教育長の残任期間の規定があり、前任の教育長の退任理由に関わらず、後任の教育長の任期は残任期間とされるため、任期の開始日を変更することができない。 【制度改正の必要性】 全国の市区において、教育長の任期開始日が4月1日ではない自治体は440(55%)あり、同様の課題を抱えている自治体は全国に多く存在している。 当市教育委員会においても、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められてはいるが、これらの委員は非常勤特別職である。一方、平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。また、新制度においては教育委員から教育長を任命するのではなく、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。 【支障の解決策】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにする。	-
R4	287	11_その他	一般市	大府市	デジタル庁、総務省、財務省	B 地方に対する規制緩和	支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第321条の3、第321条の4	国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村側で印刷しておいた納入書を使って消込作業を行っている。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業(退職・転勤・所得の更正等に伴うもの。なお、紙の納入書を利用される場合には、手書きで書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。)が不要である。そもそも国として、市県民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する事を推し進めているのであれば、国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	288	07_産業振興	一般市	大府市	財務省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業信用保険法第2条	セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充	セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行う特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務について、商工会議所又は商工会の推薦を必要とするマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)のように商工会議所及び商工会においても認定可能とすることを求める。	【現行制度】 セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。 【制度改正の必要性】 新型コロナウイルス感染拡大により創設された本制度に係る認定申請の件数が非常に多く、事務負担が膨大なものとなっている。 令和2年度実績:第5項関連が706件(4号認定512件、5号認定194件)、第6項関連(危機関連保証)が544件 令和3年度実績:第5項関連が71件(4号認定41件、5号認定30件)、第6項関連(危機関連保証)が33件 また、認定事務を行う行政職員は、企業経営に対する知識が浅いものが多いため、書面確認による認定事務が作業的になりがちであり、本来行うべき「適切な支援の提供」を行うことが難しい。 【支障の解決策】 セーフティネット保証制度を利用する中小企業者は、経営状況が悪化しているため、制度利用による迅速な融資実行はもちろんのこと、経営状況に対する適切な助言も必要である。そのため、公的機関に近い立場として中小企業の経営相談を受ける商工会議所及び商工会で認定事務を行うことが可能となることで、厳しい経営状況にある中小企業者の実態を迅速に把握し、融資実行に加えて適切な支援を提供できるようになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	289	11_その他	都道府県	東京都	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和	【現在の制度】 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」により、マイナンバー利用事務系のシステムに接続が許される環境は、各自治体庁内及び有線接続に限定され、テレワークにおける接続や無線接続は禁止となっている。 【支障事例】 税務職員が行う事務は税務情報を取り扱うものが大半であることから、マイナンバー利用事務系のシステムにアクセスするために、庁舎への出勤をせざるを得ず、全くテレワークを行うことができない。また、無線接続が禁止のため現地調査時にオンラインでの確認ができない。 例えば、現地調査中に土地の評価内容などを確認したい場合や、調査にて判明した事実、調査中に受け付けた納税者の申告について、システムに記録したい場合があったとしても、マイナンバー利用事務系内の税務情報システムに接続し、閲覧・記録することができないことから、帰庁後に調査結果をまとめて評価内容の確認や調査結果の記録、申告の反映をすることになり、事務効率及び納税者サービスがかなり劣る。 さらに、固定資産税(土地)評価事務では、1回の現地調査で多くの土地の利用状況などを確認するが、必要な情報は全て紙に打ち出して持ち出しており、ペーパーレスが実現できていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—					
5【デジタル庁(5)】【総務省(12)(ii)】【財務省(3)】 地方税法(昭25法226) 国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【経済産業省】 (1)中小企業信用保険法(昭25法264) (i)セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務については、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知する。 [措置済み(令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知)]	—	セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務について、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知した。	【経済産業省】中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務における補助的業務の委託について(令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/202/r4fu_tsuchi.html	中小企業庁事業環境部金融課
—					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	290	11_その他	都道府県	東京都	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法、都市公園法	一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化	指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。	【現在の制度】 指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引【改訂版】」(第一法規、2009)123頁によると、指定管理者制度は、『一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない。』とされている。 しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。 【支障事例】 平成29年の都市公園法改正で公募設置管理制度(以下、「P-PFI」という。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定できることとなった。 この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン(都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン)によると、公募対象公園施設を設置・運営するP-PFI事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たにP-PFIを導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html
R4	291	11_その他	都道府県	東京都	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第72条、計量法施行令第18条	計量法に基づく水道メーターの検定有効期間の見直し	水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し	【背景】 人口減少に伴い、料金収入の低下や労働力人口の減少が見込まれる中、水道事業運営の仕組みを抜本的に見直し、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することが求められている。なかでもDX推進の柱となるスマートメーターの導入は、検針費用の削減や水道施設整備の効率化に大きく期待できる取組である。 東京都ではデジタル技術の導入によるお客さまサービスの向上や業務の効率化・最適化を目指し、令和4年から令和6年までに約13万個のスマートメーターの先行導入を計画策定している。 先行導入に当たっては、スマートメーターの購入費用が課題となっており、コスト低減の促進が不可欠である。そこで、将来を見据えた更なるスマートメーター導入の取組を加速させるためには、導入コストに多大な影響を与えている水道メーターの検定有効期間の見直しが急務である。 【支障内容】 検定有効期間の妥当性については、平成12年度の計量行政審議会において審議され、現行の8年を維持するとの判断が示された。しかし、審議当時のメーターに比して計量精度の向上等を踏まえた新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても、検定有効期間は見直されていない。 また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターとは計測方式が異なるにも関わらず、同一の検定有効期間が適用されてしまう。 【措置内容】 適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式別の検定有効期間を設定する必要があると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省(2)】【国土交通省(1)】 地方自治法(昭22法67)及び都市公園法(昭31法79) 指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)]</p>	—	<p>指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】2以上の指定管理者による都市公園の管理について (令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2022/r4fu_tsuchi.html</p>	<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 国土交通省都市局公園緑地・景観課</p>
—					